

第九十回国会 大蔵委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十四年十一月二十六日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君	理事 稲村 利幸君
理事 高島 修君	理事 綿貫 民輔君
理事 佐藤 鶴樹君	理事 山田 耻目君
理事 坂口 力君	理事 正森 成二君
理事 竹本 孫一君	
理事 熊川 太郎君	大村 襄治君
理事 白川 勝彦君	椎名 素夫君
理事 中村正三郎君	玉生 孝久君
理事 藤井 勝志君	林 義郎君
理事 村上 茂利君	坊 秀男君
山口シヅエ君	毛利 松平君
山中 貞則君	山崎武三郎君
伊藤 茂君	山本 幸雄君
沢田 広君	川口 大助君
塚田 庄平君	島田 琢郎君
山田 芳治君	堀 昌雄君
柴田 弘君	大久保直彦君
宮地 正介君	古川 雅司君
渡辺 貢君	多田 光雄君
	玉置 一弥君

昭和五十四年十二月五日(水曜日)
午前十時三十四分開議
出席委員

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君	理事 稲村 利幸君
理事 綿貫 民輔君	理事 佐藤 鶴樹君
理事 山田 耻目君	理事 坂口 力君
理事 正森 成二君	理事 竹本 孫一君
理事 熊川 太郎君	大村 襄治君
理事 白川 勝彦君	椎名 素夫君
理事 中村正三郎君	玉生 孝久君
理事 藤井 勝志君	林 義郎君
理事 村上 茂利君	坊 秀男君
山口シヅエ君	毛利 松平君
山中 貞則君	山崎武三郎君
伊藤 茂君	山本 幸雄君
沢田 広君	川口 大助君
塚田 庄平君	島田 琢郎君
山田 芳治君	堀 昌雄君
柴田 弘君	大久保直彦君
宮地 正介君	古川 雅司君
渡辺 貢君	多田 光雄君
	玉置 一弥君

委員外の出席者

経済企画庁物価局審議官	坂井 清志君
経済企画庁物価局審議官	赤羽 隆夫君
法務省刑事局刑事課長	根来 泰周君

出席政府委員

大蔵大臣	竹下 登君
大蔵政務次官	小泉純一郎君
大蔵大臣官房日本文書公社監理官	名本 公洲君
大蔵大臣官房審議官	水野 繁君
大蔵省主計局次長	禰 映君
大蔵省主計局次長	吉野 良彦君
大蔵省主税局長	高橋 元君
大蔵省銀行局長	米里 紹君
大蔵省国際金融局長	加藤 隆司君
通商産業省通商政策局長	宮本 四郎君

出席国務大臣

白川 勝彦君	玉生 孝久君
林 義郎君	藤井 勝志君
坊 秀男君	宮下 創平君
村上 茂利君	毛利 松平君
山口シヅエ君	山崎武三郎君
山中 貞則君	山本 幸雄君
伊藤 茂君	川口 大助君
沢田 広君	島田 琢郎君
塚田 庄平君	堀 昌雄君
山田 芳治君	大久保直彦君
柴田 弘君	古川 雅司君
宮地 正介君	多田 光雄君
玉置 一弥君	

文部省初等中等教育局長	菱村 幸彦君
厚生省公衆衛生局長	大池 真澄君
農林水産省経済局長	赤保谷明正君
農林水産省農畜課長	芦澤 利彰君
農林水産省振興課長	正田 周朗君
農林水産省振興課長	泉 美之松君
農林水産省振興課長	小幡 琢也君
農林水産省振興課長	永井 幸一君
農林水産省振興課長	石井 忠順君
農林水産省振興課長	後藤 正君
農林水産省振興課長	葉林 勇樹君

十二月四日
日本専売公社法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
小委員会設置に関する件
外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
日本専売公社法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○増岡委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国の会計に関する事項
税制に関する事項
関税に関する事項
金融に関する事項
証券取引に関する事項
外国為替に関する事項
国有財産に関する事項
専売事業に関する事項

印刷事業に関する事項

造幣事業に関する事項
の各事項につきまして、今会期中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○増岡委員長 この際、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

先刻の理事会で協議いたしましたとおり、それぞれ小委員十六名よりなる

税制及び税の執行に関する小委員会
金融及び証券に関する小委員会
財政制度に関する小委員会
金融機関の週休二日制に関する小委員会

を設置することとし、各小委員及び小委員長は委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可並びに補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○増岡委員長 次に、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○竹下大蔵大臣 ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における国際経済情勢及び開放経済を目指す我が国の基本的な姿勢にかんがみ、対外取引の原則自由とする法制に改めるとともに、対外取引の一層の自由化と手続の簡素化を図ることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

このような趣旨から外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を第八十七回国会及び第八十八回国会に提出したところでありますが、遺憾ながら成立を見るに至りませんでした。しかしながら、わが国の置かれていた国際的な立場等にかんがみ、この法律案を早期に成立させることが強く望まれるところでありますので、ここに外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、対外取引が自由に行われることを基本原則とする旨を法律の目的に規定することとしたしております。

第二は、資本取引の原則自由化であります。資本取引につきましては、現行の原則禁止のたてまを改め、特段の定めがある場合を除き、自由に行い得るものとするともに、制限し得る資本取引の範囲及び要件を明確にするものとしたしております。すなわち、わが国の国際収支の均衡

を維持することが困難になるとき、円相場急激な変動をもたらすことになるとき、またはわが国の金融、資本市場に悪影響を及ぼすことになるときは、このような事態に適切に対処するため、資本取引に対して制限を課することができるといたしております。また、一定の貸し付け、証券の発行、募集等特定の資本取引について事前届出制とすることとし、国際金融市場に悪影響を及ぼし、またはわが国の国際信用を失うこととなるなど、一定の要件に該当する例外的なものに限り、その内容の変更の勧告等を行うことができることとしたしております。

第三は、役務取引等の原則自由化であります。すなわち、現行の原則禁止のたてまを改め、鉱産物の加工等ごく一部のものを除き、自由に行い得ることとしたしております。

第四は、対内直接投資等の原則自由化であります。すなわち、現行の外資に関する法律を廃止して外国為替及び外国貿易管理法に統合するとともに、対内直接投資等及び技術導入契約の締結等につきまして、現行の許認可制を改め、事前届出制とすることとしたしております。この場合におきまして、わが国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすようなもの等につきましては、その内容の変更の勧告等所要の措置を講じ得ることとしたしております。

第五は、支払い等の原則自由化であります。すなわち、支払いまたは支払いの受領につきまして、現行の原則禁止のたてまを改め、原則自由とすることとしたしておりますが、勘定の貸記または借記等特殊な方法によるものにつきましては許可を要することとしたしております。このほか支払い手段等の輸出入及び債権回収業務についても原則として自由とすることとしたしております。

第六は、外国為替等審議会の設置であります。すなわち、外国為替及び対内直接投資等に関する重要事項を調査審議するため、大蔵省の付属機関として外国為替等審議会を置くこととしたしております。

ります。

以上、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○増岡委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○増岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 最初に、大臣、どうもおめでとうございます。若干不安定な基盤に立っておられるようではありますが、ひとつ大蔵大臣としては、それを克服して国民に寄与していただくよう、まずもって願ってやまない次第であります。

それで、連日の会議でありますから、お疲れでもあろうかと思いますが、短い会期でありますので、質問に対しては誠意を持ってひとつ御回答いただこう、まずもって願ってやみません。

最初に、銀行局長の方においてをいたしておりますが、先般公定歩合の引き上げが行われました。それに関連して、従来は預金金利も連動して引き上げてくる、こういうことでありましたが、この空白国会のために、われわれもそれを主張し、あるいは国民の損害といいますが、言うならば不利益に取り扱われている条件を回復する場面がなかったわけでありますが、これまた便々とのまま見過ごしているというところは、だれのために行っていることなのか、あるいはまた何の目的のためにそのまま据え置いているのか。現在の月曜日でいきますと、コールレート七・七五、こういうふうな十一月段階で出てきている状況であります。そういう状況の中で、新しい貸し出しだけに限るとしても、そのまま預金金利が据え置かれているゆえには、これは国民が納得できない問題であります。なぜ銀行当局は、これは郵政もあり

ますけれども、運動をするという措置をとらなかつたのか、その点明らかにしてほしいと思ひます。

○米里政府委員 公定歩合と預貯金利との関係でございますが、私どもは、公定歩合と預貯金利というものはかなり性格の異なつたものだといふように考へております。

申し上げるまでもなく、公定歩合といふのはきつめて短期的な金融政策の手段でございます。常に機動的、弾力的に操作すべきものであらうかと思ひます。一方、預貯金利につきましては、現在個人預金で言いますと、約八割が定期預金という状態になっておりまして、公定歩合の変動に比べて、性格的に安定的なものであらうかと思ひております。

こういった兩者の性格の相違もございまして、従来とも公定歩合の上げ下げ両方の場合に預貯金利が連動しなかつたという例があるわけでございします。要は、そのときそのときの金融情勢あるいは金利バランス、長期金利も含めまして金利バランスといふものを総合的に判断いたしました。公定歩合の引き上げあるいは引き下げに伴ひまして、同時に預貯金利を動かすということになります。長期金利も含めまして金利体系全体が動くといふことに相なりますが、公定歩合の上げ下げに伴ひましてそういった金利体系全体を動かすことが適当かどうかといふことをそのときそのときの情勢によつて判断してまいらうかと思ひます。

今回の公定歩合の引き上げに当たりましては、御承知のように、その趣旨は御売物価の一層の高騰を未然に予防するといふ性格のものであります。あわせて為替レートに対する影響といふことも考へて実施いたしましたので、公定歩合の引き上げに伴ひましてすぐに金利体系全体を動かすといふことがいかにであらうかといふ考へ方から、当面、長期金利を含めまして資金需給の実勢全体の推移を見守るといふことにした次第でございます。

○沢田委員 結局、いま言つた総合的にとか、適当にとか、いかにであらうとか、だれに通つていふのかわかりませうけれども、このことによつて、現在のマネーサプライも同じであります。御売物価はどうなつたのか、では円安はどうなつたのか。とにかくその条項に照らしてみても、いまあなたのおっしゃつてゐるような納得できる——国民は、なぜ金利が上らないで済まされたのか、言ひなれば、だれをもうけさせてゐるのかといふことになれば、結局は銀行関係、金融機関関係が新たに利益を出して、ボーナスがうんと出る、そういう形にあなたが一生懸命骨を折つてゐる、こういうことにしか理解しがたいわけでありまして、公定歩合を上げたから結果的には御売物価は下がつた、あるいは円安が円高に、円高という適正な金額になつた、そうなら、また話は別ですよ。

しかし、依然としてその状態は変わつてゐないのですよ。それなのに、いまあなたのおっしゃつてゐるように総合的判断とか、適当にどうの、こういうことで國民が了解すると思ひますか。

だから、そういう点についてはやはりもう少し運動、必ず運動するといふことではないにしても、とにかく企業が借りたりあるいは個人が借りたりする場合には、いづれにしても金利が高くなるわけですから、そして管々として積んでゐる金を新しく定期預金にしようと思へば金利が下がる、こういう条件は理解しがたいものがあるわけだ、國民に、もう少しがまんしてください、こういうことになりまして、この点は御無理でしようけれども、こんなんですと、そうわかりやすいことと言つてくれませんか。銀行関係だけの話じゃないのですから、國民の一人一人に、あなたの利益が上らないのはこういうわけですが、こういうことをひとつ明確におっしゃつていただきたいと思ひます。

○米里政府委員 ただいま申し上げました金融情勢、金利バランス総合といふことを例を挙げて具体的に申し上げたいと思ひますが、御承知のように、わが國の預貯金利が上がりますと、それに

伴ひまして利付金融債あるいは貸付信託といふものの金利が上がるようになります。そういたしますと、長期プライムレートも上がるということになります。長期プライムレートが上がりますと、同時に、それと並行して政府関係金融機関の基準金利が上がるということになります。一方、政府関係基準金利につきましても、郵貯の金利が上がりまして運用部の預託コストが上がつて、そういったコストの面からでも政府関係金融機関の基準金利は上がらざるを得ないということになるわけでございします。

そこで、現在長期貸出金市場の実勢を見ますと、長期プライムレートは四月、七月の公定歩合の上げに伴ひまして七・一%から八・二%まで一・一%、二回にわたつて引き上げられております。この長期プライムレートに基づきまして長期を貸し出します金融機関が企業と折衝いたすわけでございしますが、これは長期貸出金市場の需給の実勢から見まして、なかなかその長期プライムレートが適用されにくい。長期の資金需給はそれほど詰まつていないという状態で、ようやく二回目の長期金利上げの八・二%のプライムに上げる折衝をいま企業と金融機関でやつておるということになるわけでございします。そこで、預貯金利を上げますと、そういったものが全部上がることにになります。そういったものが全部上がることを金利も上がつてしまふ。政府関係金融機関の基準金利も、現状そのものから見ますとなかなかそういった八・二%以上のものに持つていくといふような長期資金需給の実勢にないといふふうに私どもは見えておりますので、もちろん短期の公定歩合は上がりまして、第三次公定歩合の引き上げが次第に長期貸出金市場の需給の実勢にも影響してまいらうと思ひますが、そういったことも含めまして、いましばらく資金需給全体を見てから長期金利を含めた金利体系全体を改定するかどうかを検討してまいりたい、こういう考へ方でございます。

○沢田委員 重ねてで申しわけないのですが、いましばらくという言葉はどういう意味なんですか。

○米里政府委員 現在のところ、長期金利を改定するといふ考へ方はすぐにはございませうけれども、いま申しましたような需給の実勢、これは短期、長期も含めましての金融市場全体の動きを見まして、実勢がかなり詰まつてきて実質金利が上がるような状態になれば金利体系全体を改定することを考へる場合もあらうかと思ひます。

○沢田委員 じゃ國民的な立場に立つて、恐らく金融情勢全般をながめて安定を図らう、こういう意図だといふことをたとへばわかつたとする。しかし、國民一人一人にとつてみれば一方の借りる場合は金利が高く預金の金利が安い。これについてはあなたも認めておられるのでしようね。これはあたりまえだといふ考へ方ですか、それともやはりある意味においてはそういうことも条件を緩和していかなければいかぬといふことはたまたまないんだといふことなのか、上げないのがあたりまえなのか、その辺の感覚だけひとつおっしゃつていただきたい。

○米里政府委員 御承知のように、公定歩合、それからそれに連動いたしております短期プライムレート、それから預金金利、典型的には一年定期の金利だと思ひますが、この兩者の関係は時期によりましていろいろになつております。そのときそのときの情勢によつて幅もそれから上下の関係も種々ございまして、どういふ形が最も望ましいといふことは必ずしも申せないかと思ひます。そういったことで固的な兩者の関係といふのは私はないように思つております。

○沢田委員 いまの解釈では、おれの方で適当にやつてゐるから任せろ——私も國民の代表の一人として物を言つてゐるわけだ、それがあなたのおっしゃつてゐるようなことで國民が了解すると思ひますか。現状はどうなのか、現在がまんしてもらいたいのか、それがあたりまえなのか、それとも上げてやりたいけれども上げられないのか、その辺の論理だけは、これは大蔵大臣、どうです

か。銀行局長みたいなお役人では、だれを相手に仕事をしているのかさっぱりわからぬ。国民としても少しばかりやすく、なぜ公定歩合が上がって金利が上がり、預貯金の金利が上らないのだ、この素朴な質問に対して大蔵大臣どうお答えになりますか。いまの答弁では答弁になっていないのですから、ひとつお答えをいただきたい。

○竹下内閣大臣 元来、金利政策というものは、原則的には、私も、いま銀行局長から申す申すべし、金融メカニズムのもので総合的に判断されるべきものである、このように思っております。しかし、いま沢田委員御質問の中にございまして、いかに一年の等から勘案いたしましての預金の目減りとも申しましょうか、そういう問題が素朴な国民感情の中に存在するということは私も理解できるところでございます。

ただ、そうした素朴な国民感情に対して心情的に理解できる問題が直ちに金融メカニズムをオーバードーズにすることになり、その辺がやはり先般公定歩合引き上げが決定されたときに預金金利が据え置かれた一つのゆえんのものではないだろうか。だから、やはりその状態というものはいろいろな推移の中に判断を下すべきものであって、私は金融メカニズムの中にこれを押さえて、私は思いませんけれども、原則的には金融メカニズムの中にあるべきものであって、いま沢田委員御指摘のような問題を政治としてどのように判断していくかということも、その推移の中では考えられ得ることではないかというふうに思っております。

○沢田委員 これだけで時間をとるわけにまいりませんが、最後にそういういまの国民的な視野という立場も十分考慮して、これからも、いま言ったようなあいまいな答弁といえますか、おれたちは案の上でやっている仕事だ、国民はわからぬでもないのだ、おれたちに任しておればいいのだという姿勢ではなくて、もっと理解しやすい条件というものをつくるのと同時に、このことによって金

融機関その他が不当なと言つては恐縮でありますけれども、たとえば、年末を控えて一般民間企業その他と著しく相違のあるようなボーナスが出る、そういう事態を起さないように、ボーナスを出す気であることは結構なことでありまうけれども、一般民間企業と比較をして著しい差異を生じないような、いわゆるバランス、均衡——不平等というものを是正するような配慮というものは同時にひとつ行つていただきたいと思ひますので、これを要望して次に入りたいと思ひます。

この前、外為法はもう議論をいたしてまいりましたので、この間事務当局においてもいろいろと御検討なさつておられると思ひますので、前段の部分は省略をいたします。

ただ、ここで挙げている有事規制というのは、法を全体として見れば原則自由になつたけれども、いろいろなあつちで手を縛り、こつちで足を縛る、そういう形になつてきていて実質的には空になつていくのではないかと、極端に言えば、そういうようなことも理解できるわけでありまして、この国際収支の均衡や貨幣価値の急激な変動、市場への悪影響という三条件というのは今日の前の条件においてどう解釈をされているのか。この前の、これは五月ごろでありましたが、審議をいたしました条件と今日の二百五十円台の円安という状況というようなものの変動幅も出ているわけでありまう。また、国際収支も現在二百億ドルを割るか割らないかという状況にもなつてきているわけでありまうので、それらの辺を考へて国際収支の均衡と貨幣価値の急激な変動、市場への悪影響と言われている三条件に対する認識なり解釈は今日の段階でどういう判定をなさつておられるのか。これは国際金融局長にお伺いをいたしたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 前回御審議をいただきました際に、当方から御答弁いたしました線と変わつておりません。

付言させていただきますと、ただいま御指摘の今度の改正法案二十一条の二項の三つの要件でござ

いますが、四十六年のニコソン・ショック以降顧みてみますと、まず四十六年大量の投機的な資金が入りまして十二月に円が切り上げられたわけでございますが、この間に外為のマーケットが非常に混乱したというようなことがございました。それから四十八年の二月にはオイルショックを契機といたしましてフロートに移行したわけでございますが、そのときに国際収支の大幅な赤字というような事態に直面いたしておるわけでございます。それから三番目のケースといたしましては、わが国の国内金融市場、資本市場の悪影響というように問題でございますが、国内の金融政策に対して海外からのインパクトが逆の方向に働くというようなケースであるわけでございます。こういうような過去の事例を申し上げたわけでございますが、この二十一条の二項の条文の解釈につきましては、前回御審議の際に当方から御答弁いたしました線と全く変わっておりません。

それで、現在の条件にかんがみてどうであるかという御指摘でございます。前回は確かに五十二年一月ごろからの経常収支の黒字、外準も非常に増加しておつた。本年当初では三百億を超えておつた。それに対して、ことしの春ごろから経常収支が赤になりまして、御指摘のように、一昨日発表いたしました外貨準備では二百一億というように急減しておるというように事象に立つてどう考へるかということでございますが、基本的な線は、この法案の改正理由で申し上げておりますように、二十四年、二十五年に法律ができました當時に比べてわが国の経済事情が非常に変わつておるといふこと、それから国際環境が非常に変わつておるといふこと、こういうような基本的な流れに立つて考えてみますと、ことしの五月に御審議をいただきましたときと現在かなり情勢は変わつておりますけれども、その基本的な改正理由の点においては変わりないというように考へております。したがって、今回の有事という問題につきましても、基本的な線は変わっておりま

せん。

○沢田委員 百八十円が二百五十円ということですから、倍近くではないが、ややそのぐらいに激動しているわけですね。これも「急激な変動」に入らない、それから三百三十億ドルぐらいあったものが二百億ドルぐらゐに、これは五割減ぐらゐにしているわけですね。五割ぐらゐの変動しても、これも「国際収支の均衡」という言葉には該当しない。こういうことで、解釈を一つずつ積み重ねていく以外にないのであるが、そういうことにありますと、いまの御答弁では有事規制をする限

界というものはそういうような判例をある程度積み重ねていつて決めていく以外にはないのだ、そういうふうな解釈をしてよろしうございませうか。

○加藤(隆)政府委員 もう一つ、言い忘れたのでございませうが、国内の市場がどういふふうな受け取るか、あるいは海外の市場がどういふふうな受け取るかというふうな問題になります。

ただいま御指摘にありましたように、法律解釈といたしましては、この文言に沿つた解釈というのはございませうが、経済的な実質論というふうなものも当然のことながらあわせて考へていかざるを得ない。その場合には、ただいま四十六年度以降の例で申しましたが、こういうような事例をよく分析いたしてこの抽象的な三要件を決めたわけでございますが、そういうことから考へまして、現実とこういう法律の条文との総合的な判断というところであらうと思ひます。

○沢田委員 では次に行きますが、当時の答弁で、審議会でもそうでしたが、最初は政令、省令の改正でやたらどうか、こういう意見もあつた。しかし、諸外国との関係もあるから、やはりこの法律を改正することが批判を免れるためにも必要な条件であらうということでの法律改正に踏み込んだ。ではあるが、政省令の改正の準備は現在どういふ方向でどういふものになつてゐるのか。また、たとえば、この法律が成立した場合に對する政省令はこういうものです、こういう具体的なものは今日提示できないのですか。

○加藤(隆)政府委員 これも前回の御審議のとき

に御議論になっておりますが、現在、五月、九月と二回機会があったわけでございますが、その後事務的に内部作業は進めております。それで基本的な考え方は、法律の一条に書いてございますように、自由を基本とするというように、それから取引に対しては必要最小限の管理、調整というふうな法の趣旨、これを踏まえまして、政省令の作業過程におきましてはこの精神に沿った作業をやっております。

ただ、ただいまどういふものにできるのかということをお示しできる段階にまだ至っておりません。基本的には、法律の一条の精神に沿った方向で作業はいたしております。それから規制等の要件につきましても、国民の皆さんにわかりやすいように、そういうようなことを心がけて作業をしております。

○沢田委員 私は抽象的に言ったのですが、当時の委員会の審議でも多くの事例が出されて、そういう事例に対応してそれを補足したり、あるいは監督したり、あるいは取り締まったり、あるいは許可認可の事務に十分な対処の仕方であったり、こういうことで、私は重複してここで述べようとは思いませんけれども、とにかくロッキードの問題を初めとしてたくさん問題が出たわけです。ですから、そういうことについては、少なくともこの委員会に再提出、国会に出すには、こういう万全の措置を講じましたから心配はありません、そういう姿勢が望ましかったのではないかと、そういう内容があるので、あえてここで、準備をされている内容の方向づけだけでも、あるいはメモ的なものであってもいいのですが、それを示して、そういう前回の委員会の審議に当たっている指摘をされた点はこういう形で処理をしていきます。それが政府の誠意ではないですか。

○加藤(隆)政府委員 私も全くそう思っています、夏以来鋭意努力いたしましたわけですが、何せ御承知のような関係者との調整の他がございします。私どもの方の基本的な考え方は、ただいま申しましたように、できるだけ自由化の方向に

くということ、それから国民にわかりやすくすること、もう一つは、現在の法律、政令、省令、通達の複雑な組み込みがいのあるわけでございしますから、そういうようなものをできるだけ簡単にすること、こういうような方向で作業をやっておりますが、その作業の過程で関係者間の調整に手間取っておりまして、残念ながら、まことに申しわけないわけでございしますが、ある程度概略のものであっても御提示できるのが本来でございしますが、何とぞ御容赦をいただきますと思ひます。

○沢田委員 これは容赦するとか容赦しないとかというものはなくて、この前の委員会審議で、こういう場合はどうなるのだ、あるいはこの機流方式をチェックするのはどうするのだ、いろいろ具体的なものを出して提示した。少なくともそのうちのこれは解決しました——いまのお言葉では全部、関係者があつてゼロです。少なくともこの問題だけは解決しましたからお答えできます。全部なしというのとは若干委員会監視というか委員会をなめていというのか、とにかくそういうものを受けても仕方がないのではないかと、この出で来た時期からはもう一年以上もたつています。それで、準備しますと言っているわけですから、その中で、委員会において、こういう場合もあるのだから、この自由化によつて支障を生じないようにしない、そういうことをいろいろと意見も述べ、具体的な例も挙げて今日やつてきた。ところが、それがその歯どめは一つもありません。かかるのか、かからないのかもわからない、まあ検討させてください、法律だけは通してください、後はまた後でしらばくれよう、それは少し虫がよ過ぎる話ではないですか。

また、前の委員会のそれぞれの同僚議員が言った発言を無視するような態度は許されることではないと思う。いままでも言われた言葉に対して政府は誠実な態度で臨んでもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○加藤(隆)政府委員 全くそのとおりと思うわけ

でございします。それで、前回の御審議の際のいろいろな御意見、そういうのを踏まえて作業をやるおるわけでございしますが、ただいま申しましたように、ある程度のものであつてお見せしたいと思つたわけでございします。この審議の御意見なども取り入れまして、鋭意できるだけ早くそういうふうな方向に持っていきたいと思つております。

○沢田委員 では別な角度からまた聞きますが、どういふ問題とどういふ問題がネックになつて調整がつかないでいるのか、こういう問題とどういふ問題はまだ話がついておりません、折衝中ですか、それを迎に挙げてくれませんか。

○加藤(隆)政府委員 たとえば交互計算の問題、対外債入りの自由化をどういふふうにするかというふうな問題、対外貸し付け、それから居住者間の外貨取引をどうするか、幾つか議論をしつたあつたわけでございます。

○沢田委員 可及的速やかに、これもまたなめられたというふうな結果が出ないようには、これはわれわれもずいぶんとおとなしい言葉で言っているつもりでいるのですが、何も言葉が荒つぽくなることはいいとは思つておりません。思つておりますが、もう少しそれは謙虚な立場で対応していただくよう、なるべく速やかな期間に提示をしていただくたい、こういうふうにして次の問題に入らせていただきます。

この法律ができた施行するのはいつなので、予定しているところをひとつ明らかにしていただきたい。

○加藤(隆)政府委員 附則に書いてございしますように、公布の日から一年以内というふうに、改正法案でも前回と同文でお願いしておりますが、ただいまの五月ごろから勘定いたしますと、当然のことながら一年以内というのが約五、六カ月ずれてきておるわけでございしますが、ただいま申しましたように、政省令の要綱の要綱というふうなものもまだお示しできない段階にあります。いろいろ議論をしておりますと、ある程度そういうもの

が固まつても、なおかつ、御承知のように為銀制度を根幹に置いておるものですから、こういう確認事務に従事する人たちの実施を図る上でのいろいろな周知徹底、説明、そういうようなものにもやはり時間がかかるというふうな問題がございまして、私が着任して以来、作業の日程表をつくらせていただいておりますが、そういうことで、この法文の附則にございしますような期間を一応御了承いただき、なお作業の進捗によりまして、五月に通つたならばというふうなところまではまいりませんが、できるだけ早く細部に至るまで完備をいたしたいと思つております。

○沢田委員 いろいろな言い回し方はされたけれども、諸準備その他やはり一年かかります、こういうことですね。——首を振っているから、返事だけはしておいてくれませんか。

○加藤(隆)政府委員 そういうことでござい

○沢田委員 結果的には、この政治の空白は官僚の空白をもつたということで、きわめて嘆かわしいと思うので、これは大蔵大臣もさらに気を引き締めて部下を奮励していただくように。結局、便々と二年間日を過ごした、こういう形が生まれてくるわけでありますので、その点は特に要望をしておきたいと思ひます。

次に、この法律の罰則なのでありますが、いわゆるこの法律が適用されて、いろいろな罰則、三十万が百万に上がりました。また、特に気になるところは、その三倍以下となつていて、三百万以下になる、そういうことに結論的になりますね。そうすると、今日の大手の企業その他が三百万以下の罰金で驚くだろう。罰金をかけられたということは、感情的な意味においていやな感じはいたしました。しかしながら、実質的に何千億という、あるいは二兆円という大型なものが動いている中で、その百万円の三倍以下という罰金が果たして現在の経済情勢あるいは貿易取引、そういうふうな条件の中で適正な価値と考へておられるのかどうか、その点ひとつ伺ひをいたし

たいと思います。

○加藤(隆)政府委員 この罰金の問題は、委員御承知のように、法務省と相談いたしましたして、類似例その他の総合的なバランスを見ながら判断をして決めていくわけでございますが、七十条に書いてございまして、「罰金は、当該価格の三倍以下」というような表現も入っております。

○沢田委員 そうすると、当該価格というのは、具体的に言うと、不当な貿易、不当な資本の投資あるいは資本の借り入れ、その借り入れた総額に対して三倍という解釈である。要するに、その取り扱いはたどこまでが不当なものであるかというところの限界の解釈はあるにしても、不当だと認定されたいわゆる市場価格あるいは買入れ価格、その価格の三倍以下、こういうふうな解釈をして間違いない、こういうことでよろしいのですか。

○加藤(隆)政府委員 念のために、お手元にご覧います七十条をちょっと読み上げてみますが、ただし書き、二十八ページでございます。「ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。」違反行為の目的物の価格でございます。

○沢田委員 目的物の価格は、市場価格をいうのか、その簿記価格をいうのかからぬけれども、その辺は市場価格、いわゆるところで認定した価格、こういうことで解釈をしていいんですか、こういうことを言っている。

○加藤(隆)政府委員 裁判の結果の額でございます。

○沢田委員 裁判が終わるまではわからぬということですか。——わかりました。

それでは次に、行政処分については、今後どういうふうな方法を考えておられるのか、その点明らかにしていただきたい。

○加藤(隆)政府委員 現在も、許可をいたします場合に、許可の有効期間とか、あるいは条件、その他の付款をつけております。そして、ケース・

バイ・ケースで適宜行政処分を、いまの付款に基きましてやるというたてまえでやっております。ほとんど例がございせんけれども、そういうような仕組みは一応できております。

○沢田委員 罰則を受けた場合には、行政処分は並行的に伴うと解釈していいですか。

○加藤(隆)政府委員 さようでございます。

○沢田委員 その行政処分の内容は、取引を停止させるとか、たとえば三カ月とか六カ月とか、今後そういう取引はいいないとか、そういう基準はできているんですか。

○加藤(隆)政府委員 ただいま申しましたように、許可の付款にそういう文言が入れてあります。具体的な例がほとんどございせん。したがって、考え方といたしましては、ケース・バイ・ケースで考えるという考え方で来ております。今後そういうふうな考え方でやっていくことになると思います。

○沢田委員 同じく罰則の関係で、法人に対する罰則であります。法人に対する罰則を別に設ける意思はないかどうか。これはあくまでも代理人及びその個人が罰則を受けるという立場になっております。その法人自身が罰則を受けるという条件はないのかあるのか、その点明らかにしたい。

○加藤(隆)政府委員 それぞれの罰則条文は、元来が個人だけでなくて、法人をも処罰の対象としております。もう一つは、いま御指摘の七十三条で罰則規定があるわけでございます。

○沢田委員 罰則規定の場合には、法人の罰則は個人が払えと言ったって、もちろん払えつこないです。たとえば、一億のものを三億のものを罰金を払えつたって、個人で払えつこないです。結果的には、法人というものがかりをするというふうになるでしょう。しかし、この法律上では、個人も受けますよ、しかし連帯して法人も受けますよ、こうなっている。そうすると、個人の罰則と、加えて法人の罰則というもので罰されるということに解釈できるわけです。そう

すると、この法人の罰則というものは、法人全体が支払う罰金ということになるわけでありまして、これはわりあい簡単だと思ふのです。ところが、個人が払うというところはほとんど不可能でしようから、結果的には両方払うということになりかねないですね。台帳からいって、その個人の罰金を会社が肩がわりをする。現在の道路運送法みたいなところでは、そういう形が多いですから、会社の方で払う、会社はまた会社の方で払う、こういうふうな解釈して間違いないと思ふんです。

○加藤(隆)政府委員 七十三条は御指摘のとおりでございます。繰り返しますが、法人の従業員等が違反行為を行った場合には、その業務の主たる法人等につきましてもあわせて罰し得る規定になっておるわけであります。今回の罰金額を引き上げましたことを見ましても、法人に対する罰則は強化されたというふうな考えでおります。

○沢田委員 問題は、先ほど、有事規制と貿易自由化に伴っていわゆる自由の中のコントロールをしていく場合に、いままで言われたような還流だとか、いろいろな腐敗であるとか、不正であるとか、そういう事例が多かったから、その多かつた事例にかんがみてその罰則というものをチェックポイントとして、遺漏のないような措置を講じるべきだというのが各委員の意見であつたわけですね。だから、それに対応する立場というものでいくと、たとえば松野さんの例を出すと、五億であつたか何千万であつたかわからぬけれども、五億なら五億を還流したならば十五億払う、こういうふうな解釈して間違いないですか。十五億であるかどうか、十五億以下ということですから、その三倍以下、こういうふうな法律は書いてありますから、十五億なり十四億なり十三億払う、こういうことに——五億全部贈ったわけじゃありませんから、わかちまけんけれども、一億だつたとすれば三億以下、三億以下というのはまた一億もあるわけですね。その辺はどういう解釈をしているわけですか。

○加藤(隆)政府委員 前回の当委員会の御審議の

際もそういう問題につきまして質疑が行われたわけでございますが、この法律のねらいは、もう申すまでもないわけでございますが、そういう罰するところに目的があるんではなくて、国際競争なり国際経済なりの円滑な運営を確保するという観点にあるわけでございます。六十八条、六十九条の検査の規定にもその精神があらわれております。ちよつと蛇足でございますが、申し上げておきたいと思ひます。

それからいまの御意見でございますが、それだけの具体的な問題はしばらくおきまして、先ほど御答弁いたしましたように、ケース・バイ・ケースで裁判の結果によって議論されるというふうな考えでおります。

○沢田委員 細かい問題で若干つけ加えて質問していきたいと思ひますが、基準の外国為替相場というのが省令で決まっておりますが、これはいま現在幾らと定めておられるのですか。

○加藤(隆)政府委員 アメリカ合衆国通貨一ドルにつきまして、本邦通貨二百六円でございます。

○沢田委員 この関税法でいくと、三百八円というふうな規定されておりますが、それが昭和五十年年の改正でなっておりますが、この二百六円というのはいづ改正したのですか。

○加藤(隆)政府委員 本年の、五十四年七月一日から五十四年十二月三十一日までの間において適用ということで、本年六、七月だつたと思ひますが、大蔵大臣の告示によりまして決めております。

○沢田委員 そうすると、現在の基準外国為替相場というのは二百六円として定めてあつて、結果的に現在の二百五十四円というふうな数字は異常な数字だ、こういうことに理解して間違いないですね。

○加藤(隆)政府委員 この条文は、確かに御指摘のように、固定相場時代の条文そのまゝをフロットの時代に持ち込んできておるわけでございます。計算のやり方を御説明いたしますと、年の後の

条文の目的としている異常事態ということはどう

○沢田委員　じゃ、なぜわざわざこの中に、外国

今日わざわざ残しておく理由はない、またあるべ

ないと思うのですよ。みずからこれはもう全然別

なんだというふうに排除していく論理はないんじゃないか。そういうことを自分で、この島はわれわれの管轄外でということとをどの条項であろうとなかろうと決めていくという論理は、少なくともわれわれとしてはこれは四島は日本のものなんですという解釈でいいんじゃないですか。しかも、法律じゃない、通達なんだ。そういうことからも、法律じゃない、通達なんだ。そういうこととからいって、それをわざと除いていくという排除の論というのはいくらもわれわれ納得できないんです。

○加藤(隆)政府委員 繰り返になりますが、法律的には排除してないわけでございまして、ただまあ対外取引という観点から考えた場合に実効がないということ、それから他の法律とのバランスという観点からございまして、私も全くと同感なんです。そういうふうな取り扱いはいいとして、それはその点の善処を今後期待をいたしまして、あと残された時間わずかでありまして、次の問題に移ります。

次に、輸出貿易管理令の中に、本邦の公共機関から友好の目的で他の国の公共機関へ寄贈する貨物、これは要するに免除規定の中に含まれております。ここで言う公共機関から他の国の公共機関に寄贈する貨物というのは、今日の情勢でいくと、KDDのような問題も起きております。今日、明確にしておく必要がある。そういうことで、本邦の公共機関というのは何かを言うのか、それから他の国の公共機関というのは何を言うのか、ひとつお答えをいただきたい、こういうふうに思っています。

○宮本政府委員 ただいま御指摘のように、輸出貿易管理令の別表第二の第九号の二という規定がございまして、ここでは国、地方公共団体またはこれらの設立した学校、研究所等が国の公共機関、こういうふうに書いてございまして、これが外国にある同様の機関または国際連合、赤十字などの公共機関に友好の目的で寄贈する貨物、これ

は御指摘のように輸出令上の手続を免除いたしているわけでございまして。私も、ここにこの機関、地方公共団体、それからこれらの設立した学校、研究所、この辺非常にはっきりいたして、今度では先方のそういう機関といたしまして、御指摘の若干不明かと思われる点につきまして、公社、公団等——日本の場合におきましては特別法により設立された特殊法人はこれに該当する、こういう解釈をいたしておる次第でございまして。

○沢田委員 そこが問題なんです、一番最後のところ。いわゆる特殊法人みたいなものを公共機関とみなすかみなさないかということについて、きわめて重要な解釈が生まれるわけです。ですから、いま言われた前の方の問題は別に問題がない、一番最後の項目だけは、これはとにかくいまでもいろいろの抜け穴となって利用されてきた経緯もありますから、この点の公共機関の規制については厳格に——時間の関係で、例を挙げていいたんですが、挙げる時間もありませんから、ひとつ厳格に解釈をするという構え方だけにとつてもらえますか。

○宮本政府委員 この輸出貿易管理令という法令の趣旨からいまして、制度として設けておるわけでございまして、制度として設けておるわけでございまして、その制度の範囲内において御趣旨に沿って善処したいと思っております。○沢田委員 時間がありませんから終わります。○増岡委員 山田芳治君。

○山田(芳)委員 時間がきわめて限られておりますので、数問について御質問を申し上げたいと思っております。先ほども若干質問があったと思いますが、この法案が八十七国会に提案されたときの国際収支の状況と現在の状況が非常に異なっている、また、先行きも非常に不安であるという状態の中でこれを立案をしたところの根拠というものは変わっていないんだというお話が先ほどありましたが、必ずしもそういうふうに見られるかどうかについて、私は若干の疑問を呈したいと思っております。その第一は、これが立案された当時は、新聞その他でも言われておりましたが、先進国首脳会議があり、手持ちのドルも、かつては二十億ドルぐらいであったものが、二百億ドル、三百億ドルという状況で、国際的な摩擦というものが非常に懸念されるという中で、原則禁止であるものを実際ではできるだけ自由化をしていくという法体系を、いまの貿易の状況のように、原則は自由だが若干の制限を加える方向に変えていくとともに、法形式として過去のものであるので、統合して一本のものにしたらいかがかと御答えておるわけでありまして。ところが、御案内のように、外貨の保有は二百億ドル程度でありますけれども、六月二十六日以降のシュニープにおけるOPEC総会において一バレル当たり二十二ドル、今月のカラカスにおけるOPECの会議では恐らく二十七ドル、二十八ドルあるいは三十ドル前後と言われている石油価格であります。いま大体三百三十億ドルぐらいでしようから、五〇％上げれば百億ドルを超える外貨の持ち出しになる。今年度はどの程度の収支になるかわかりませんが、今後は赤字基調に転換していくのではないかと。こういう状況でありますから、当時、相当急いでこの法案をつくって、妥協してできた法案だと言われておった内容のものであるわけでありまして、その背景というものは変わっているのではないかと思うのであります。同じものをそのまま出されているということについての積極的な理由をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○加藤(隆)政府委員 先ほども沢田委員からお話があったのでございまして、法律の条文的に考えてみますと、結局、新法になりますと後戻りができないわけでありまして。旧法の場合からいって、例示がよくありませんが、イギリスの今回の自由化というのは、法律はそのままだとしておいて、英国銀行の規則を取った。これだと戻れるわけではございません。われわれの法

律が、そもそも戻らないという考え方で改正をしたということはどういうことかといいますが、心配であることは事実なのであります。要するに、事態がどういふふうになっても後戻りしないのだというふうな、原則自由でいくのだと判断したわけではございません。その判断の背後には、御指摘のように、当時黒字が非常に大きかったとか、サミットで議論したとかということがあったかと思いますが、基本的には二十四年、二十五年からのわが国経済の勢力の強化とか国際環境の変化、要するに、相互依存関係が非常に強くなってきた、自分の国だけで勝手なことをやっていると生きていかれないということとを踏まえて、もう後戻りしないのだという法律構成をしたということ。それから考えますと、OPECの問題なり国際収支の赤字なり、大変気になるわけでございまして、この改正法案を作成すると踏ん切ったときの決意というのは、後戻りしないのだということだとして表現で申し上げたわけでございまして。

○山田(芳)委員 確かに帰る川だと言われているように、一遍踏み切りますと、西ドイツの為替銀行廃止のように後で非常に困るというような問題もある。そこまでは思いついていないということとで適当だと私は思いますが、石油というものが商品ではなくて戦略物資だという規定がなされている今日、為替が日本の経済の反映であるとすれば、日本の為替事情、日本の経済は完全に石油上の機関だ——砂上の楼閣と言われますが、石油の上の楼閣だと言われて非常に不安定な様相を呈している。国際摩擦という意味では、これだけ赤字になってくるのでありますから、あの当時のような国際摩擦ということは私は拭き切れて、むしろ逆に日本が赤字基調国家になっていくのではないかと、こういうふうには思っております。そういうときにあってこの自由化の法案を出されたということについて、それでは具体的なメリットがどこにあるのか。私は後で申し

たというところは、どういふことかといいますが、心配であることは事実なのであります。要するに、事態がどういふふうになっても後戻りしないのだというふうな、原則自由でいくのだと判断したわけではございません。その判断の背後には、御指摘のように、当時黒字が非常に大きかったとか、サミットで議論したとかということがあったかと思いますが、基本的には二十四年、二十五年からのわが国経済の勢力の強化とか国際環境の変化、要するに、相互依存関係が非常に強くなってきた、自分の国だけで勝手なことをやっていると生きていかれないということとを踏まえて、もう後戻りしないのだという法律構成をしたということ。それから考えますと、OPECの問題なり国際収支の赤字なり、大変気になるわけでございまして、この改正法案を作成すると踏ん切ったときの決意というのは、後戻りしないのだということだとして表現で申し上げたわけでございまして。

ますが、この自由化そのものについて若干の疑問を呈して、いままでの多くの質問者あるいは八十七国会で審議された内容と若干異なった立場に立つて質問をしようと思つておるものであります。そういう立場からいって、この法案をこの臨時国会で通すということにおける積極的なメリット。何で臨時国会にこの法案が出てきたのか。八十七の場合は、東京サミットもあることだし、外貨も非常に多い、リセッションが多い、そういうふうな立場も理解できたわけでありますが、現在とは逆ではないか、急がなくてもいいではないかと思つたわけであります。その点とともに、それならばこの法案が成立することによって具体的にどういうメリットがあるのか、法形式を変える、自由化をしたということが形式的に言えるというだけでは、具体的にどうかという点を問いたたいのは、はっきり申し上げて、すでに現実にたてまえ禁止だけでも、政令、省令等によってできるだけ自由化してきているわけですね。そういった法形式だけの意味における禁止を自由にするというだけでなしに、この法案を変えて——これは政省令が一年以内ということになっているわけですが、けれども、これを立案されてからもう一年たつわけですから——先ほどから政令、省令の案はないとおっしゃっている、それは非常に微妙でありますからないでありまして、具体的にこの法案は、そんな細かいことは言わなくてもいいのであります。現実の為替関係の事務なりいろいろあります。為替銀行その他が報告をしたら、通関の統計の上で判断をしていかなければならぬためにいろいろの行政事務の委任を受けている、そういうものは残っていくわけでありまして、それから、必要最小限度のものはいまでも残しておかなければいけないし、今後も残さなければいけない、また有事規制もしなければいけない。それならば、この法案をいまの段階で通してどういふ具体的メリットがあるのか、私どもにわかるように説明をしていただきたい。

○加藤(隆)政府委員 一つは、ただいま申し

したが、国際間の相互依存関係が非常に高まつておる。その場合にリシプロカル、互恵的な考え方がかなり出てくるわけでございます。わが国はえてして閉鎖的であるという指摘がある。そういう場合に、法律の第一条に原則自由であるというふうな国家意思を表明する。その場合に、相手国からいろいろな逆の閉鎖的なことをやられた場合にそれに立ち向かえるというふうなことを、言うならば、フェアに経済運営をやっていくということ、世界の中に宣明することによっていろいろな困難を乗り越えるというふうなことが言えるわけでございます。

第二点は、イギリスの今回の自由化のときにも、与野党の間で議論がなされておるわけでございますが、経済全体をできるだけ市場経済的に持っていく、そういうようなことが生産性の向上というふうな考え方があるわけでございますが、これが果たしていかどうかという議論もそれは出てきておりますけれども、基本的にはやはり経済運営というのを自由によつていくことが自国のプラスになるということでは言えるのではないかと考えます。特に、わが国は海外に原材料を依存し製品を輸出していかなければ食つていられないわけでございますから、そういう場合にフェアでないというふうな言い方、これは経済運営全体にとつてきしきししたものをもちますのではないかと。そういうような二点から考えまして、現在の状況という問題がどう考えられるかということでございます。臨時国会に出したのであるかということが三番目に問題になるわけでございますけれども、これはやはり国際的にオイルショックの後いろいろな調整過程を経て、日本の黒字調整過程においてわれわれがはつきりそうした自国の利益というふうな観点に立つた政策宣明をしたわけでございますから、これは一刻も早く成立して体制を整えなければいかぬじゃないか。

御指摘のような問題については、第四点になる

わけでございますが、有事の規制というふうな考え方は根幹にあるわけでございますし、それを支える為替制度というものは従来のように置いておくというふうなことを。それから第五点には、いろいろ実質的に自由化をしたということがあつたわけでございますけれども、その間、政省令あるいは通達で関係者に非常に事務的なロードをかけておるということ、わかりにくいというふうなことも、こういうふうなことの払拭ということも、こういう経済法規の改善という角度から考えますと、意味のあることではなからうか。

そんなような大体五点を考えまして、一日も早く成立をさせていただくことを念願して提案したわけでございます。

○山田(秀)委員 そうしますと、さしあつてどうという問題ではないけれども、いままで言うてきたことでもあつた、全般的にその方が開放経済というか、そういう日本の立場を明快にするということや印象づけるということであつて、これが通過したから直ちに具体的にどうするということの具体的なメリットというのはどうあるか、もうちょっと答えてください。

○加藤(隆)政府委員 基本的には、具体的なメリットと申しますと、一つは技術的な問題がございます。たとえば、先ほど申しましたけれども、対外取引の決済規制を整理できるとか、あるいは海外からの借り入れの平時の自由化が図れるとか、こういう技術的なメリットはかなりの数とあります。御指摘の点は、そういうことでなく、政策的に考えてどういふメリットがあるかという点もあろうかと思つて、これは何と申しましたも、関税の問題もさうでございますが、フェアでないという言われ方は国際市場で生きていく際に非常にマイナスになつていくことは事実でございます。国際収支が赤字であつた黒で、やはり保護主義的な雰囲気が高まつている際に、互恵主義の原則で突き進んでいくというふうなものは政策態度としていろいろな面で非常に強い態度で

出れるのではないかと、そういうふうに私は考えます。

○山田(秀)委員 先ほど言いました技術的ないろいろ取り扱いは、法律改正をしなくても、お話のように通達やその他でやつていける部分があるのじゃないかというふうに私は思つたので、私が聞いたのは、そういう技術的な問題ではなくて政策的な意味である。したがつて、具体的にどういふような内容が政策的にあるかということをお聞きしたわけですが、その点がいま必ずしもあつたわけではないというお話をありますから、私はそれほど急ぐほどのものではないのではないかと感じはいたしておつたわけでありました。

さて、それはそれといたしまして、資本の自由化に伴ひまして、最近では経済の安全保障ということが盛んに言われるわけでありまして、アメリカにおいても、口では非常に自由化、門戸を開放せよと言いつつながら、自国においては保護主義が非常に強く見られて、ガットの義務免除規定を採用して農産物の輸入を抑えてみたり、食肉につきまして、一定量を超えたような場合には輸入の制限が国内法でできるのだ、こういうようなことをやつておるわけですね。そういう中で、EC諸国もまた可変輸入課徴金というものを採用して国内農業というものを保護することができ、こういうふうになつておる。だから、開放経済、自由経済と言いつつながら、それぞれの国はそれぞれの国の立法政策に応じて農業というものを保護しているというものが、私は国際的な先進国という国においての実態ではないかというふうに思つたわけでありました。

先般、これは新聞の報道によるものでありますけれども、日本が、米が余つておるのを米を輸出しようということで、食糧庁がいろいろと交渉したのであります。が、御案内のように、アメリカは第一回の日米農産物定期協議の中で、アメリカの商業ベースの米輸出を阻害するおそれ強いと言つて、日本の緊急避難ともいふような、余つておる米を輸出しようとしたのに対して、非常に強い

抵抗を示したということが出ております。

このように、競合するものになってきますと、自由だ、開放だ、こう言いますけれども、現実に輸出というものに対して、自由であるべきものを抑えていく、しかもこれはガットに違反をしているのだ、こういう言い方でありましても、国内法の中における問題については、いろいろ問題はあります。

日本の食糧制度というものが補助金を出しているのだというふうに認められるなどということ、私は、私どもは考えられないのでありますが、この点についてひとつ、農林水産省からも来ていただいておりますので、この辺の事情を少し説明をさせていただきます。口では自由化、まことに結構なんですけれども、内容はいろいろの経済安全保障の問題については、私は自由化というような次元でとらえるべきではないのではないだろうかというふうに思うわけであります。そういう点について、最近の事情を含めて、どういう考え方であるのかというところをひとつ説明をしていただきたいと思っております。

○赤保谷説明員 まず最初に、日本からの過剰米の輸出の問題でございますが、先般日米の農産物定期協議がございまして、そのときに、わが方の過剰米の処理、転作を進めながら過剰米の処理をしていくということが非常に重要な問題になっております。これはいまのところ臨時的に過剰米を処理するというところでございまして、いま先生のおっしゃいましたような非常に緊急な問題である、そう続く話ではありせんという事情をよく御説明をいたしまして、御納得をいただくように努力をしているところであります。

それから、農産物の輸入問題でございますけれども、御承知のとおり、農産物につきましてはできるだけ国内で供給をする、自給力を確保する。そうは申しまして、土地資源その他の条件がございまして、どうしても輸入に依存しなければならぬものがあるわけでございます。そうではございませんけれども、輸入につきましては、

国内の需給動向というものを踏まえまして、国内の農業生産の健全な発展を損なわないように、一般的に申し上げれば、健全な発展と調和のとれたような形で進めていくという考え方でいままでも進めてまいりましたし、今後ともそういう考え方で進めていきたいと考えておるわけでございます。

○山田(芳)委員 それで、百万トンぐらい出したと言ったのが、結果的に二十万トンぐらいしか出せないという事態になっておると聞いておるのですが、今後どういうふうになりますか。

○赤保谷説明員 そういう御質問ではないと思っております。所管でもございせんので申しわけございせんけれども、たしか毎年二十万トンずつ五カ年間で百万トンを輸出したい、全体の余剰米の処理は四百八十万トンでございすけれども、それは工業用に回したり飼料用に回したり、あるいは輸出に回すというところで計画を立てております。輸出につきましましては、たしか五カ年間で百万トンの計画でございまして、これはいろいろの国から引き合いが多ございまして、数字はちよつとはつきりしておりませんけれども、すでに六十万トン以上その成約ができておるといふうに伺っております。

○山田(芳)委員 いま、一つの例を申し上げたので、結構です。

大蔵省の方にお伺いをしたいのですけれども、いまのように、農産関係については先進国が非常に保護貿易主義をとっているのではないかと、そしてこちらが輸出をしようとする、いろいろと難癖をつけてチェックをしようというふうになつていいます。私は思ふのですが、こういう点についての御大蔵省としての考え方はいかがですか。

○加藤(隆)政府委員 大蔵省という範囲が非常に広がりますが、国際金融局の領域で申しますと、御承知のように、外国からここに金が入ってくる、投資があるという対内投資の問題、それから外へ対外投資をする場合、こういう場合に農林水産業が問題になるわけでございます。これは

もう御承知だと思ひますけれども、現行でも例外四業種ということで農林水産に対しては個別審査になっておりますが、改正法でも事前届け出で、状況によっては変更なり中止の命令勧告ができるようになっております。外へ出ていって生産物がはね返ってくる、そういういわゆるブーメラン効果のようなものについても、現行法とほとんど同じぐらいの強さの措置がとれるようになっておるわけでございます。

○山田(芳)委員 時間がありませんので、また一般質問の際に伺いますが、いまお話ししたブーメラン効果ですが、通産省の方もいらしているのですが、もう私は要望だけ申し上げておきます。

私は京都の選出でありますけれども、丹後の機業なんかにおいて、いわゆる外国へ投資をして、そこで技術開発したものが逆輸入されるということとで、大変な問題が常に出ておる。現在、韓国ではなくて台湾あたりから非常に多いというところとあります。こういう点についても、国内の農業、中小企業という、自由化の中においてはともすれば取り残される産業についての保護というものをもっと考えながらやらないかという点ではないかという点を私は申し上げたいのであります。時間がありませんので、あと二、三の質問を申し上げたいのですが、銀行局の方においでいただいているのですが、金利の自由化の問題をちよつとお伺いしたいのです。

八十七国会の質疑討論集を読みますと、会議録を読みますと、どうやら、こういう形で外国からはどんどんレートと違う金が入ってくる、金利の自由化の環境づくりをしております、こういうふうな言い方をする。私は、日本のいまの経済というものが少なくとも財政金融を中心とするフィスカルポリシーなりミックスポリシーという形で行われるとするなら、日本における金利の自由化ということとは政策的に無理なのではないかと。いま預貯金のレートを上げるとかという議論もありますが、上げる上げぬにしても、日本は同一の金利でやってきているわけですから、自由化をするということにつ

いて、この法律が通った後の環境づくりをやつて、将来自由化に持っていくのだというふうな、会議録では当時の徳田銀行局長が答弁をされておる。むしろ私は、そうではない、金利の自由化ということはすべきではないのではないかと、してはならないという政策をとるべきではないかと、こういうふうにお考えのようですが、大蔵大臣、いかがですか。

○米里政府委員 金利の自由化の問題でございますが、私どもは、基本的には金利は自由化される方がより望ましいのではないかとこのように考えております。

最近におきます経済、金融の国際化という問題もございすし、あるいはまた資金の適正配分というふうな問題、あるいはまた金融政策の有効性の確保といったような観点から、大きな方向としては逐次金利の自由化を進めていくということが正しいのだと思つておられますが、ただ、御指摘のように、金融にいたしましては、日本の社会経済の構造の上に成り立っておりますということであろうかと思ひます。したがらしまして、白紙に物を書くわけではございせんので、日本の経済あるいは社会構造の特殊性というものが十分踏まえながら、個々の金利の自由化に当たりますれば、それが自由化した場合にどういったデメリットがあるのかということも十分考えなければならぬということに考えておりますので、自由化ということに当たりましては、今後は何を自由化するのが適当なのか、あるいはどういうタイミングでやるのかがいだらうかということ、社会経済構造も踏まえながら十分考えてまいらなければならぬというものが基本的な考え方でございす。

○山田(芳)委員 ちよつと議論をしたいのですが、もう時間がないので、また別の機会に譲りますが、そうしますと、私は、やはり強い銀行は非常にいいけれども、中小のいわゆる専門金融機関、これがどうしたって、いまでも貸出金利は高いんですからね、そんなことをしたら、それはますます預金が、都銀なり地銀なり、まあ最近是非常に郵便局に集中しているという話もある、そう

いうところへは集中するけれども、いわゆる弱いところ、これは銀行法の改正なり中小企業専門金融機関制度の改正があるでしょうから、またそこで論議されると思うけれども、私はそういう状況になるんじゃないかというのを非常に恐るわけてです。そういう傾向はないのかどうかということが一点。

それから、もう時間がありませんから最後に一間だけ。

最近こういうことが言われています。円安でございまして、ことしの初めに、たとえば百万ドルの米国の債券を買ったと、まあ一ドル百九十五円十銭で買った、ところが最近では二百五十円、またたいては六千三百五十四万円のもうけ、すなわち四十数倍も安くなっている。これはいわゆるリーズ・アンド・ラゲズというもののなんですか、こういうことの実態というものが把握できるのか。もしくは、これは有事規制の対象にどうせなるのでありますけれども、すでに行われているじゃないかというところが盛んに言われているのです。まあ法律改正して有事規制というふうなことでありますけれども、現実の実態をつかむのがなかなかむずかしいんじゃないか、また具体的に言いたいのであります。もう時間を超過しておりますからやめますが、こういう点について大蔵省はどういうふうに考えているか、この二点、ちょっと質問して終わりたいと思います。

○米里政府委員 最初の御質問についてお答えいたします。

おっしゃいますように、預金金利の自由化というところは、これは私は非常にいろいろ問題があるというふうに考えております。おっしゃいますような大金融機関と中小金融機関に与える影響というものは大きなものがあるかと思っております。これは非常に慎重でなければならぬというものが私どもの考えでございます。

○山田(芳)委員 第二番目。

○加藤(隆)政府委員 私でいいですか。——この前、十一月の上旬でございますか、一回チェック

をしてみたわけでございます。いろいろ分析しますと、やはり輸入予約が非常に大きいわけでございます。これが、いまの御指摘のリース・アンド・ラゲズなのか、ヘッジなのか、スベキレーションなのか、この辺非常に判定がむずかしいわけですが、本来、リース・アンド・ラゲズとかヘッジというのは、通常の経済活動として企業側としては当然考えるわけでございます。したがって、これを全部だめだというふうなはいかがかというふうな基本的には考えるわけです。その場合に、スベキレーションとどこが違ふのか、それで非常にこれは困るわけです。それでいろいろ分析をやってみますと、前回のときにはほとんど実需に基づくものでございました。

したがって、今度は、十一月の二十七日に五項目というのを出したわけでございますが、あれは二つの柱で成り立っております。一つは、為銀、商社、証券会社、それぞれの日々の取引に対して、しっかりと情報を把握したい。それからもう一つは、できるだけ金を入ってくるようにしたいというところで、インパクトローンとか円振の規制の緩和とかかというのをやったわけでございます。それで、二十八日から、それぞれ物によって報告の提出期限が異なっておりますが、まだ出てきておりませんけれども、こういうようなものは、御指摘のように、常時監視していく。そして、いまおっしゃったような非常な投機的な動きがあれば、しかるべき手を打つというような体制はとっておりますし、とらなきやいかぬと思っております。

繰り返しになりますけれども、リース・アンド・ラゲズと、ヘッジと、スベキレーションと、どう違うかというあたり、これはいろいろこの国でも議論になるところでございます。それだけを申し上げておきます。

○山田(芳)委員 そういうことで、自由化ということとは、国際全体の開放経済というか貿易というものと、非常に必要だということとはわかるわけですが、いろいろの問題点がある。そういう点を何点か挙げて申し上げたわけでありますが、時

間がございせん、いずれまたゆくりひとつ私にも勉強をして、質問したいと思っております。大臣もなかなか国際金融はむずかしいでございます。ひとつ一緒に勉強したいと思うので、いろんな問題点があったら大胆にチェックしてもらいたいというのを条件をつけて、私の質問を終わります。

○増岡委員長 午後一時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時六分開議

○増岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。宮地正介君。

○宮地委員 私は初めに、この法案の問題について少し伺いをしたいと思っております。この外国為替及び外国貿易管理法の改正については、さきの国会でも当大蔵委員会で議論をしたわけでございますが、新大臣にもなりましたので、若干の重複はあろうかと思いますが、改めて質問をさせていただきます。こう思うわけでございます。

そもそもこの外為法の改正につきましては、前福田総理のボン・サミットにおける対外的な公約という問題がはしりとなりまして、日本が国際的な経済社会の中においてその役割を果たしていくための開放経済体制、こういうものの一つの目的のもとにこの改正案がさきの国会で提出をされたわけであります。

私は、まず大蔵大臣にお伺いしたいのは、この法案が延び延びして、時間的な経過がたつて今日にきたわけでございますが、そうした前総理の国際的な公約という信義の問題、国際的な政治的な信義というものについて、この法案を審議するに当たりまして新大臣としてどのように考えておら

れるか、まず伺いたいと思います。

○竹下国務大臣 まず、福田総理、あるいは大平総理になりましたからのアメリカにおきますプレスクリップでの発表というふうなものは、国際的な公約ということでは必ずしもなかなうとは思いますが、国際的な会議等でコミットしたものであるとは理解しておりますが、国際的に公表した問題ではある、このように思っております。したがって、好ましいことではない、やはり態度でもって開放経済への志向をあらわす重大な一つであるという考え方の上に立つて早期成立をお願いをしております。

○宮地委員 国際的な公約という問題ではない、開放経済体制に向かつてのものである、こういうような言い回しで大臣はいま答弁されましたけれども、これはとりよるによつては私は非常に重要な御発言ではないかと思うわけであります。

わが国の今後の国際社会の中に占める責任と役割、そういう中で経済摩擦をできるだけ少なくしていく、先ほども国際金融局長は、フェアでないと言われるので、何とかフェアにしたいということをや三にわたっておっしゃっていただいております。

そういう点で、いまの大臣の御答弁は、政治家としても、そうした公式的な問題であるかどうかはともかく、一国の総理がそうした場で公表をし発言をしたということは、各国としてもその信義を非常に大事にしているのではないかと、こう私は思うわけですが、その信義という点については、大臣としては、果たすという役割についてはいささか関知しない、こう考えておられるのかどうか、もう一度伺っておきたいと思っております。

○竹下国務大臣 あれは私の表現に足らざる点があったかと思ひます。窮屈な条約等の物の考え方から国際的にコミットしたものでないという意味のことで申し上げたもので、そもそも国際場裏で公表したその人は、それぞれ時の内閣総理大臣でありますし、国際信義の上からも、これが

早期に形となつてあらわれる一つのポイントであらうかと考えております。

○宮地委員 そので、そうした一つの流れの中に、おいて今回の改正が再びこの臨時国会に提出をされたわけでございます。客観的な経済情勢の変化については後ほどまた触れるといたしまして、言うなれば今回のこの法律というものが原則自由、有事の規制という基本的な考え方に基づいての改正であり、いままでの原則禁止、例外自由という立場から基本的な考えをえたように御説明をされていくわけでございますが、その点について私は具体的にこの法律案を詰めていろいろ研究してまいりますと、言葉じりが何か変わつて、その実質的な本質の一つのものというものは余り変化が見られないのではないのか、本質論でございますが、そういう感じがするわけでございます。そういう点について局長の所見を伺つておきたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 第一条にはつきりと、対外取引は原則自由とする、さらにそれを踏まえまして、実際の調整に当たつてはできるだけ必要最小限度にとどめるといふことを明文でうたつております。

〔委員長退席、稲村(利)委員長代理着席〕
実質論の議論でございますが、私もといたしましては、この一条の目的に沿つてこの法案の文言もそうなつておると思ひますし、それから、この法律に基づきます政令、省令、通達を作成いたしますときには、この法の精神によつてやろうと考えております。

○宮地委員 たとえば為替管理の全面自由化という問題を一つの目的としてこの法案が出發であるといふとらえ方に立つのか、いわゆる完成に近いものである、こうとらえるかによつていろいろ判断、客観情勢は異なると思ひますが、たとえば貿易決済の自由化に関するものにしたしまして、具体的に交互計算方式、この自由化をめぐる大蔵省、通産省の間にその見解あるいは仕事のなわ張りといひますか、取り扱いといひますか、

そういう点についていろいろ対立的な論議が行われた、このようにも私は聞いているわけでございます。

まず、きようは通産省が見えておりますので、この点の経過、経緯というものについて少し説明をしていただきたいと思います。

○宮本政府委員 ただいま御指摘の点でございますけれども、私もこの法律の原案を作成する過程におきまして、最近の国際経済情勢、さらには開放経済体制を目指すのが国の基本的な方向、こういうものについては当然認識は一致いたしておりました、その限りにおきましては、原則自由の新しい法案に改めていくべきである、手続その他なお一層の自由化を進めるべきである、こういうことについては全く意見の一致があつたわけでございます。

ただ、具体的にそれをどういふふうにするかという点につきましては、いろいろ議論はいたしました。議論はいたしましたが、先生御指摘の対立といふようなことは、私はなかつたと考えておる次第でございます。

○宮地委員 たとえば、いま申し上げた交互計算方式の自由化をめぐる、具体的にその取引の利害関係の一番絡み合つたのが、外為銀行と商社の取引との関連であらうと思ひます。この点については、ただいま通産省の局長さんは、完全な一致を見た、こうおっしゃいましたけれども、本当にそのような見解をお持ちなのか、この点について大蔵省、通産省の局長の見解をただしておきたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 ただいま通産省の方から御答弁がありました。議論の過程といふのはございまして、結論におきまして一致をいたしております。

○宮本政府委員 ただいま国際金融局長のお答えいたしましたとおりでございます。議論の過程では議論はございました。

○宮地委員 皆さんのこの法案によりまして、いま申し上げました交互計算の、輸出入取引につ

ては具体的に一番大事な、現在の一取引百万円以下のものに限り認められていたものについては、今後貸借記が認められる範囲を拡大する方向で検討する、こういうふうな非常にぼかしてあるわけですね。このところもう少し具体的に、どのようにならうと調整をされたのか伺つておきたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 文字どおりの意味でございます。考え方といたしましては、ただいま宮地委員がおっしゃいましたように、この為替管理法の有事規制の根幹に為替制度というのを置いておく、その為替制度の円滑なフロンクシオンを損なわない範囲で、いまの貸借記、この法案の十七条でございますけれども、広げる方向で考えるということでございます。

○宮地委員 その広げるのをどの程度まで広げようかと検討されているのか。全然まだ漠然と、字のとおりただ広げる、煮詰まつてないのかどうか、その点伺ひたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 まだ煮詰まつておりません。

○宮地委員 その点が非常にあいまいなものであるわけですね。ということは、逆に言えば、自由経済の開放体制という方向に向かつての改正でありながら、国内的には銀行対商社の関係で、それはある程度同じ民族の国民としての経済的な立場というものの理解はできると思ひますが、たとえば外国の企業などの場合、相当こういうものに對しては不満の声が強いということも聞いているわけでございます。その点については、むしろ開放経済体制の方向といふことに逆行しているのではないかと、こういう異論もあるわけでございますけれども、その点についてはどういふ考え方に立っているか伺つておきたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 基本的には、御指摘のようにならうと向かつての前進という角度で具体的な問題も議論しております。

○宮地委員 基本的にはわかるのです。たとえば、いま具体的にこの私が申し上げております交

互計算方式の自由化という問題をとらえたとき、たとえば具体的に、商社の方は通産省がいろいろと行政指導してある。為替については大蔵省がしておる。たとえば外国の企業については、やはり商社と同じような、こういう場ですから、通産省はいま歯を食いしばつて踏ん張つてますけれども、外へ一歩出れば非常に不満の声は持つておるわけですね。たとえば、私が聞いたところによりまして、大体一ドル一円ぐらいの、送金をする場合の手数料というものが取引において為替に入っている。往復ですと倍になるわけですね。これが相当な額の取引になりますと、莫大な手数料になつて、その経営的な一つの大きな、圧迫とは言えませんが、せんでしようけれども、支出になつていく。こういう不満が外国企業あるいは特に中小の商社の間では強いのです。あなたは、交互計算方式の自由化についても基本的には開放経済体制に向かつてやつておる、それは理解はします。しかし、事務的、実務担当に詰めていきますと、やはり非常に大蔵省の歯どめといひますか、力というものが相当働いておる。その点の調整、配慮といふものがどの程度――抽象論では局長の言つておることはわかるのですけれども、今後具体的に進めていかれようとしているのか、その点伺つておきたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 ただいま宮地委員が読み上げられました文章に書いてあるとおりでございます。いま百万円というものを拡大する方向で検討しよう。それで、かなり前から議論いたしておりますが、基本的には、たとえばこういう例もございまして、十一月二十七日でございますが、商社の方にも資料の提出を求めたわけでございますが、これはいかに大蔵省と通産省がけんかばかりやつておるようなふうにとられるといひませんが、そういう場合でも通産省の方と打ち合わせまして商社の方からも取る。それで、両省は従来、現実にはむずかしいといふような点があつたかもしれませぬけれども、ただいまのところは、この外

為管理法の精神、あるいはわが国の直面している国際情勢、そういうものについて全く認識が一致しておりまして、具体的な例として卑近な例を申せばそういう例もござります。

○宮地委員 また、有事規制について皆さんの方の概要の御説明をいろいろいただいて私も少し研究させていただいたわけでござりますが、たとえば、資本取引の原則自由という三項目があるわけですね。この有事規制というものが万事運用という形になっているわけですね。これはある意味では行政指導側に対する裁量が非常に大きいくらいに残存している。むしろ運用規定を策定するくらいのこと、これは客観的立場から見ても当然ではないか、こういう意見もあるわけですね。この点についてはどういうふうに考えておられるのか。あくまでも万事運用論でいくのか、万事運用論は少なくして、できるだけ法的規定というものを明確にしていくのか、この点についての考えを少し伺っておきたいと思ひます。

○加藤隆二政府委員 有事規制の例で申しますと、法律にどういふことを規定するか、それから行政の運用にどういふ範囲を任すかというところを当然のことながら考えるわけでございますが、今回の改正法案に明らかに出ておりますように、有事規制の場合の要件あるいは規制のかかる取引の形態あるいは決済方法、そういうようなものはあくまでも法律にはっきり書くことによつて国民に明確にする。それをどういふ場合に発動するか、この基本的な考え方は二十一条にはっきり書いてあるわけでござりますが、そういう要件のもとに発動する。その基本的な考え方は、審議会において御議論をいただいで、一応はつきりしておく。毎日のマーケットをながめまして、それをどうするかというように、これは行政にお任せいたく、こういうふうな、一つは法律のかつてどういふものかをどういふように明確化しておくかということについて申し述べますと、そういうふうになつております。

それから二番目に、それを実際のマーケットと

の関係でどうするかという問題になるわけでございますが、御承知のように、このごろは電信、通信が非常に発達しておりまして、たとえば某国の大臣が発言したことは即時三十分後くらいには全世界に及ぶというふうな情勢になつてきております。為替の市場というのは非常にナースでございまして、特に最近時のように国際的にいろいろな問題が起こつておりますと、大した材料でないにもかかわらずそれを材料にして過剰反応を示す。フロート制というものがそもそもそういう性格を持つてゐる点もござります。

そういうようなことを考えますと、具体的な運用に当たつてはどうしても臨機応変、適時適切な機動的な仕組みにしておいた方がいいと、かつて法のこういう原則自由、有事規制といううなことは、国民経済的に見てマイナスになるというふうな問題もあるわけでございます。いま申しましたように、二つの点からお考えをいただいたらいかがかと思ひます。

○宮地委員 逆の見方をすれば、有事規制の乱用の可能性が残されるということなんです。

また、この外国為替等審議会の問題にいたしましても、等というところで改組するわけでございますけれども、あなたがたおっしゃるようタイムラグよくスピーディーにこの問題を処理するというところで、すぐ審議会にかけて審議会の御相談のもとにスピーディーに対応していく、こういう事務的経過ではないわけでしょう。皆さんの方が有事規制というものを運用して、その結果について御報告を求めた解をとる、こういう形になっているわけですね。そういうことを考えると、私たちは有事規制の乱用を避けるためには、できるだけ詰めて、そうした厳正な規定というものをやはりつくつておく必要があるのではないか、こう思ふわけですが、この点についてはどうですか。

○加藤隆二政府委員 審議会の問題でござりますが、基準をおつくりいただく、基本的な考え方を審議会でおつくりいただいでおく、その基準なり

基本的な考え方に基きまして行政の機動的な行動にお任せいただく、それで事後にたたいまお話をございまして、審議会に御報告するといふわけですね。

○宮地委員 そこで、たとえば資本取引の原則自由において、昭和五十二年の秋あるいは昨年の急激な円高、こういうような問題で外為市場が混乱するよう場合には有事規制にする。最近の円安の動き、こういう問題については、この範疇として考えておられるのか、円安問題についてはどのように見ておられるのか、この点について具体論として伺つておきたいと思ひます。

○加藤隆二政府委員 その前にちょっと、ただいまの答弁の中で基本的な考え方というのと基準という言葉を両方使いましたが、訂正させていただきます。基本的な考え方を審議会が決めていただきます。

いまの御質問の、最近時の円安の原因でござりますが、予算委員会でも御議論がございましたように、基本的な考えますと、経常収支の赤字、物価の上昇というような地合いが基本にあるわけでございます。そこへイランを中心とした石油市場の問題が起つてきておる、それで為替市場が先ほども申しましたように行き過ぎた反応を示しておる、こういうようなことで円安という問題が加速されておるというように認識しております。

その場合、この改正法案との関係でそれがいわゆる有事規制に当たるのかどうかという点になるわけでございますが、ただいま申しましたように、日目のマーケットがちょっと通貨当局の発言に対してきわめて過剰反応いたすというようなところを申し上げたわけでございますので、これがこの法案の有事規制に当たるかどうかという点については差し控えていただきますと思ひます。

○宮地委員 差し控えるということ、具体論に入るとはかされるわけでございます。

ちよつと一点だけ、角度が違ふのですが、最近信用金庫の間でも外為業務の取り扱いを非常に強く要望しておる。相互銀行まで外為業務をやらしておるけれども、おれたちにもどうか。恐らく最近の信用金庫の仕事の大変な縮小に伴つての要請ではないかと思ひます。これについて大蔵省として非常に前向きに検討しているような話を聞いておるわけですが、ちよつと外為問題が出ておりますので、ちよつと角度を変えて恐縮でございますけれども、この点について確認しておきたいと思ひます。

○米里政府委員 信用金庫の外為業務の問題、制度論でござりますが、現在金融制度調査会中小企業金融専門機関全体にわたつて、そのあり方及び個別の制度改正が必要かどうかといううなことに付いて審議をいたしております。この審議の対象は非常に広範にわたつておりまして、各業界からの御要望事項ということもその中で取り上げられますし、あるいはまた銀行法改正に伴う中小金融機関の横並びの問題もござります。あるいはまた、今後非常に厳しい環境の中で中小金融専門機関の健全経営を図っていくためにどうすればいいかといううなことも検討されるかと思ひます。目下そういうことで金融制度調査会で鋭意検討中でございます。この信用金庫の外為業務取り扱ひの問題につきましては、今後金融制度調査会の審議を待たなければなりません、私が、私も調査会の事務局といたしましては、中小企業側のニーズという点、あるいはまた信用金庫サイドの外為為替経験者の状態あるいはまた訓練状況、そういうことを総合的に勘案いたしまして、できるだけ前向きに検討していきたいと考えておる状態でございます。

○宮地委員 これはぜひ前向きに取り組んでいただきたい。また、次の通常国会にはいろいろと法案の提出もあるように聞いておりますので、その中で検討をさせていただきます。

話を戻しまして、先ほどの円安問題に少し入つてまいりたい。

大蔵大臣に私率直に承りたいので、どうか事務局の皆さんは答えないでいただきたいのですが、現在の日本の円・ドルの需給実勢、これについて現在の円相場は必ずしも実力の相場ではないのではないか、こういう大変な経済専門家の方々の意見があるわけでございます。その点について、現在の円安に対して大蔵大臣は円の実力をどのように受けとめておられるか、大変むずかしいので恐縮でございますが、聞いておきたいと思ひます。

○竹下 國務大臣 宮地先生にちよつと時間をいただきまして、私が国際金融問題についての発言について非常に気をつけておる背景を簡単に申し上げますと、実は昭和四十六年、私はたまたま佐藤内閣の内閣官房長官でありました。そのときに三百六十円がいわゆるスミソニアレートで三百八十円になりました。それからフロートしたわけでございまして、そのフロートの段階におきましては、日本がいろいろな発言をしますと、すぐそれがダーティーフロートじゃないか、本当にきれいなフロートじゃないかといふようなことが言われておった当時であります。その後いろいろ推移して、今度大蔵大臣になつてみますと、自国の通貨価値を維持するために国際金融にそれぞれが介入していく、日本国のみならず、アメリカを初めとして、むしろその方が今日あたりまえのような情勢になつておるといふことを私、実感として最近感じておるのであります。

私がある時期に、イラン問題の起こつた時期でございまして、当然冷静に受けとめていくべきだ、こういう表現をいたしましたら、それに對して新聞社の皆さんが平静とはどういふことかと言ひましたので、興奮しないことだ、こう言つたのです。そうしたら、その興奮しないという言葉がどういふふうに翻訳されたか別といたしまして、ライターに伝わりまして、それで国際金融の仕事をしております私の友人から、おまえ何にもしないと言つたそうだな、それは大変な影響を与えることだから厳に慎まなければならぬぞ、こ

ういう忠告をされたという実例がございます。事ほどさうに今日の国際金融問題は過剰に反応するとも申しましようか、そういう感じがいたしてなりません。

したがいまして、いまの円安相場がわが国の実力であるかどうかといふようなことに的確に答えるといふのは非常にむずかしい問題であらうと思ひます。確かに、最近の物価動向を見ますと、消費者物価は比較的安定して推移しておるといふものの、卸売物価は原油の上昇等の影響などが出て上昇を続けておりますし、先行き警戒を要する問題であります。こういう局面のもとで円安相場がわが国経済全体に与える影響について、心理的要素が国内的にも国際的にもございまして、確言するといふことは非常にむずかしい問題だ。評論家によりましては、いわゆるイラン問題等の過剰な心理が働き過ぎておるから実力ではないといふ表現をする人もございします。私もその辺はよく理解しておることでございますけれども、円の實力は大体この辺だといふようなことを表現することだけは、最近の電気通信網の完備でも申しましようか、非常に与える影響が多いわけでございますので、きわめて抽象的になつて、いわゆる冷静に見守つておつて、私自身が幾らが妥当であるとかと言ふ状態のものではないといふふうに御理解いただければ幸いであるといふふうに思ひます。

○宮地委員 大蔵省はこの二十七日に、円安阻止といひますか、対策として緊急五項目を発表になつたわけでございしますけれども、これは結果的には投機的な動きに対する監視強化をしたものではないか、このように思ひますが、この点についてはどうなんですか。

○加藤 隆 政府委員 先ほども申し述べましたが、五項目のうち三つは、いま御指摘のように為銀、証券会社、それから商社の為替の取引等につきましてフォロームを決めまして、提出期日も決めまして、監視体制を整えるという観点で決めたものでございします。あとの四番、五番というのが、た

外国の金が入りやすいようにする、従来もありましたものをさらに広げたといふようなことでございします。これは今回の改正法の精神もございします。完全自由化の方向に行くのでございしますけれども、わが国のように貿易関係が経済に非常なウエイトを持つてゐる場合、やはり海外取引の動向については常時的な把握をしなければならぬといふ、そういう意味合いにおきまして、最近の円レートの動向、国際収支の動向から見ると、そういう体制をこの改正法案を待つ前にも整備しておきたい。確かに、問題が起りましたら有事即応、機動的に適切な措置をとらうといふことを前提にいたした対策であることは事実でございます。

○宮地委員 これは非常にむずかしい問題ですけれども、緩やかな為替管理といふような感じの見出しで報道している新聞社もあつたわけでございします。私はこの問題については深く触れませんが、ただ開放経済体制に向かつての一つの法案が出され、片一方でこうした円安対策の中でやむを得ず為替管理、何か一見進んでは戻してゐるような、そうした感じを受けるわけですが、やはり国民生活防衛という立場からは円安対策といふものは緊急に必要であらう、そういう面では私も容認はできるのではないか、こう思ひます。

ただ、私たち一番心配しますのは、今回の円安の基本的背景、先ほどからお話ありましたように、一つは経常収支の悪化、また国内物価の上昇、輸入インフレ、そうした形でさらに石油情勢の混迷、またこの十二月にはカラカスのOPEC総会で再び原油価格の引き上げといふような、こういう情勢を見てまいりまして、卸売物価が大変な勢いで上がつてきておりまして、われわれ国民生活に与えるこれからの影響、これは非常にシビアに受けとめていかなくてはならないのではないかと、こう私たちは考えているわけでございします。特にこの年末年始は何かと生鮮食品を中心とした、また毎年見えております別の国内的にも物価の値上がりの大変強い時期でもございまして、た

またまた消費者物価については、いま若干落ちつきを数字の上で示しておりますが、この二けたの卸売物価の値上がりがいよいよ消費者物価に転嫁されてくる可能性が十分来春ごろには予知されるわけでございます。そこに相まって、どうも来年度の予算編成を見ておきますと、相次ぐ公共料金の値上げがメジロ押しにやつてくるような感じもするわけでございします。

まず経済企画庁から、この円安を中心とした現在の経済環境に対する物価対策といひますか、これをいまどのようにやつておるか、また、今後こうした経済の厳しい環境の中においてどう対応されようと考えておるか、この点について伺ひたいと思ひます。

○赤羽 説明員 お答え申し上げます。

物価の現状につきましては、消費者物価がこれまでのところ比較的落ち着いた推移をたどつておるのに対して、卸売物価の急騰が見られる、こういう御指摘はそのとおりでございます。私もそういうような情勢を前にいたしまして、物価の現状といふものを大変シビアに考え、厳重に警戒中である、この点も先生と認識を同一しております。そういうふうな認識に基づきまして、去る十一月の二十七日に物価問題に関する閣僚会議というのを開いていただきまして、物価対策の総合的な推進について八項目について決めていただいたことでございます。

ちよつと技術論になつて恐縮でございますけれども、現在卸売物価の上昇は、十月の数字で申し上げますと、一年前に比べて一四・五%になつてゐる、それに対して消費者物価が四・二%である、その差が一〇%以上ある、こういうふうな一〇%以上も差があるといふことになりまして、今後卸売物価が消費者物価の段階に及んでくる、こういうことになりまして、消費者物価は大変な上昇になる、あるいは二けたに近いものになるのかもしれない、こういうふうな見方が一部にあるわけでございます。現に先週も一部の新聞にそういうふうな見通しを経済企画庁がしてゐる、こういう

報道がございましたけれども、私どもは、そういうふうなことは多少誇張された見方である、こう考えております。

これはどういふことかと申しますと、たとえばわかりやすいために例を申し上げますと、洋服というものを考えてみますと、消費者物価でいいますと、たとえば二万円なら二万円という形で入っております。ところが、卸売物価になりますと、その原料になりますところの混紡の生地、洋服地というものも入っており、さらにその原料である糸も入っており、さらに、さかのぼりましてエチレンでありますとかナフサ、さらには原油といったような原料まで入っており、これが卸売物価でございます。そのために、輸入原料の値上げ、この原油の値上げというものが、極端に言いますと十数回にわたって重複計算される、こういう形で卸売物価がきわめて大きな上昇率を遂げる、こういう技術的な問題があるわけでございまして、そのあたりのところを勘案いたしますと、卸売物価と消費者物価の乖離が十ポイント以上もある、これを過大に考えるという問題は問題ではないか、こういうふうに考えております。いずれにいたしましても、私どもは先日決めたいただきました八項目をこれからは着実にかつ厳正に実行していきたい、こういうふうなふうに思っています。

特に公共料金につきましては、公共料金の改定、調整という面に当たりましては、まず公共料金企業の経営の合理化というものを要請いたしまして、その前提に立った上で厳正な査定、こういうことで対処していきたい、こう考えておる次第でございます。

○宮地委員 非常にいまの問題大事なんで、大蔵大臣、これからの物価動向に対してどういふふうに取り組んでいくか、また大臣としての考え、所見を伺っておきたいと思っております。

○竹下国務大臣 いま経済企画庁からお話がありました先般の物価関係の閣僚会議の中で、私どもに直接関係のある部分がございましたのは、公共事業の執行の問題ということであります。すなわ

ち、物価上昇というふうなものに大いに警戒をしなければならぬとき、五十四年度の公共事業費の執行状況をどのようにならしてやっていくか、それは早急に閣僚省、特にシエアとして大きいのは建設省になりますけれども、それらと協議を進めるべきである、こういうことになっておるわけでありまして、したがって、その問題につきましてはいま検討に入らばかりでございますので、どのようにならしてやるかということについては、ここで明瞭にお答えする段階にございせんけれども、そのお決めにいたしました閣僚会議の中の公共事業予算執行上の問題についての物価対策への配慮ということは大いに念頭に置いて、引き続き、それもそののんびりではなく進めなければいかぬ課題が一つであります。

それからいま一つは、恐らく宮地さんおっしゃっています来年度予算に関連する公共料金という問題のことも御関心があるかと思うのであります。来年度予算編成に對しまして、もちろん、かつて言われました公共料金というものが、ある程度の消費者物価引き上げの引き金になる、あるいは牽引車になる、こういう状態ではなくして、最近私は後追いついておるという感じを持っておることは事実でございます。したがって、いわゆる受益者負担の原則というふうなものに立つて、公共料金の問題も五十五年度予算編成に当たっては当然その査定の対象にしていかなければならぬというふうなことを考えておるところであります。

しかし、念頭にありますのは、それがもろもろの消費者物価の牽引車になるようなものであつてはならぬという気持ちはございしますが、これから鋭意検討して詰めてみたいというふうな考えております。

○宮地委員 時間も限られておるのですが、一点だけ、ちょっと大事なことを大臣に伺っておきたいのです。特に、円安傾向から来る国民生活への、物価、インフレへの影響、これにどう対峙するかという

れからの重要な指導性が求められる、私はこう思うわけですが、きょうは日銀の方は来ておられませんが、たとえば日銀と各銀行の中央銀行によるスワップの強化という問題、あるいは協調介入などによる第二の円防衛体制、あるいは、先ほどもちょっとお話しが出ておりましたが、第四次の公定歩合の引き上げが、いま大臣少しお話しになりましたが、むしろ公共投資の繰り延べ、こういった面の財政金融面の引き締め強化、いわゆるインフレ退治あるいは円安対策、こういう面の日程というものが当然これから上ってくるのではないかと、こう思うわけですが、この点について大臣として御見解をお持ちでしたら、お話しただければありがたいと思っております。

○竹下国務大臣 スワップの問題と二国間の協調介入の問題につきましては、国金局長からお答えをいたしますが、私として申し上げますのは、第四次の公定歩合の引き上げの問題でございまして、公定歩合という問題に対する基本的な考え方、いたしましては、私は、日銀の持つ専断事項である、したがって、金融行政全体を監督する立場にあるとはいへ、私からその予測をするということはもとより避けるべきだと思っております。ただ、きのう来の日銀総裁の意見を聞いておりますと、もちろん公定歩合を予測して予言するという行為が行われるわけのものではないと思っております。でも、いまのところ考えていない、とにかく第三次公定歩合の引き上げの影響がどのように出てくるかということはいま慎重に見守っておるところであるというふうな御答えをなさっておると言うにとどめておきます。

それから公共事業の繰り延べの問題でございしますが、先ほど申しましたように、どの程度、どのような形というのかについては、本日に詰めたばかりでございますので、その内容につきましましては、恐らく後日御発表できる段階に立ち至るのではなからうかというふうな思っております。

〔稲村(利)委員長代理退席、委員長着席〕

それが時期をいたしまして、たとえば来年度の経

済見通しの時期でございますか、五十五年度の大蔵原案の時期に示すべきものか、あるいはその後にやるべきものかということについては、いま少し議論をしてみたいと思っております。さなかでございます。

○加藤(隆)政府委員 スワップとか二国間の協調介入という問題でございますが、御承知のように、スワップにつきましてはすでにスキームはできておりますし、各国間の国際金融についての協調体制につきましては、過日もミラー財務長官が述べておりますが、主要国間で常時意見の交換をやっております。

御指摘は、そういうものを発動するかどうかというふうなことをおっしゃっているのだらうと思うのですが、先ほど申しましたように、非常にナーバスな問題でございまして、現在そういうスキームはあるということをおっしゃるにとどめさせていただきたいと思っております。

○宮地委員 最後に来年度予算編成の問題に若干触れましたので、恐らく予算委員会等で十分に審議されたと思いますが、これは特に国民の願いでありますいわゆる福祉切り捨てとか教育切り捨てという問題。そのいまま一番大きな国民の問題であります義務教育教科書の無償化の問題に対する取り扱い、あるいは七十歳以上の老齢医療の無料化の問題に対する取り扱い、あるいは児童手当の現在の問題に対する取り扱い、これはどうも大蔵省は財政エゴといいますが、この洗い直しをして、八〇年代というのには福祉国家日本をつくるという重要な開拓の年ではないか、そのときに、こういう重要な福祉の切り捨てた財政エゴの予算編成をやらせておるということ、これは、まことにこれは国民の怒りを買うのではないかと。私たちが、当然そうしたような問題については断固大蔵省とも闘っていくという決意を持っております。本日にございしますが、大蔵大臣、この点について――特に義務教育の無償化は、御存じのように憲法二十六条に保障されたそうした問題として

実現したわけでございますので、こうした論議をいま起こしているわけでございます。この点についての大蔵の所見を誠実に伺っておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 たいだいまの御質問でございますが、このどこにアクセントを置くとかいう問題は別といたしまして、財政再建が緊急の課題であることは御案内のとおりであります。したがって、五十五年度予算においては、福祉、教育予算というものに限定したという考え方はなく、すべての財政支出について厳しい見直しを行って、財政再建の第一歩を足したいという考え方が基本にあるわけであります。

ところで、わが国の社会保障制度等は、国際的に見ましても遜色のない水準に達しておると最近言われるようになっておりますものの、やはり今後の高齢化の進展等に伴ひまして、現行の給付水準をそのまま維持していくだけでも確かにその費用負担は大幅に増大していくことが予想されるわけであります。したがひまして、今後社会保障等を推進していくに当たりましては、従来にも増して、制度の合理化でありますとか、給付と負担の公平化というようなものを着実に図っていくかなければならぬというふうに考えております。

五十五年度の予算編成に当たりまして、以上の基本的な考え方に立つて、福祉ということを私は軽視する考えは毛頭ございせんが、それに配慮しながら制度、施策の適正化を検討してまいりたいというところでございます。

具体的に御指摘になりました老人保健医療の問題でありますとか、児童手当、教科書無償等の問題については、いま政府内部で慎重に検討を行つておるところでございます。各界とか、あるいはいろいろな懇談会とか審議会とか、そういうようなところの意見に十分耳を傾けて、国民の納得が得られる、御理解がいただけるような結論を出すように努力しておるところでございますので、確かに、財政制度審議会等で、新聞にも報道されましたように、そういう指摘があったことは事実

でございますが、総合的に判断をして、精いっぱい、いま官地先生おっしゃった断固として闘つていただかないような努力をしようというふうに思つておるところでございます。

○宮地委員 時間が来ましたので、終わります。

○増岡委員長 正森成二君。

○正森委員 今度の外為法の改正で、経常取引あるいは資本取引の原則自由、有事規制の法体系になつたわけであります。私も心が配いたしますのは、これによつて大商社などの為替投機が進むのではないかとこのことではあります。もしそうだとすると、大企業の社会的責任が問われているときに、今度の改正は非常に問題点を生ずることになるというふうに思ふわけですが、その点について、まず原則的なお考えを伺いたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 大商社云々ということでございますが、午前中も御議論がございましたけれども、現在もリーズとかラグズとかヘッジだとか、そういうようなものは経済的な活動として当然起こり得ますし、起こつてしかるべきだと思ふわけでございますが、スペキュレーションとか、そういうような問題が今回の改正法案によつて増幅されるかどうかという、そういうことかと思ひますが、この点は現行法の場合と比べてどうであるかということになるわけでございますが、原則的に考えて、今回の改正法によつてそれが増幅されるというようなことはないと考えております。

○正森委員 結局、お答えは現行のものでもいろいろ行われておるので、今度の改正によつてそれが増幅されることかと言ふにとどまるわけですね。

しかし、たとえば、現行ではニクソン・ショックのときや昨年の円高のときには相当為替投機が行われたと承知しておりますが、それを防ぐことができなかったというように承知しているわけですね。投機的主役を演じたのは、いま局長が言われたようにリーズ・アンド・ラグズあるいは輸出前受け金及び海外短期資金の取り入れ等でありましたが、承知しておるところでは、今回の改正で

は、標準決済をなくして、また一件五十万ドルという輸出前受け金の規制も外す、あるいは商社の交互計算の範囲を拡大する、海外短資取り入れは原則自由にするというようにのことだと思ふのです。

そうしますと、昭和五十三年の輸出入の合計額は、統計によりますと千七百六十八億ドルでありますから、仮に一カ月分のリーズ・アンド・ラグズが生じただけでも百五十億ドルぐらいの外貨の流入になるということですから、これは為替相場の維持というようにすることもむずかしくなつて、投機を非常にやりやすくなる、あるいはあおるといふようなことになるのではないかとこのように思ふわけですが、こういう予想される事態に対してどういうようになさるおつもりですか。

○加藤(隆)政府委員 たいだいまのお話しの輸出入を足して十二で割つて百億以上になるではないかというお話でございますけれども、そういう計算は確かにございします。しかしながら、現実の輸出入の代金決済方法を見ますと、輸出入契約で定められておまして、決済方法を早めたりおくらせたりするといったしましても、これに要する資金調達の問題もあるわけでございします。

したがって、現実的な経験値で見ますと、たとえば御指摘の五十三年三月の場合、これは非常に円高にいったので輸出前受けが起つたわけでございますが、約六億四千万ぐらいだったわけですね。前年の同月で約五億ぐらいであった。したがって、多いときで、ピークで六億、七億、最近時におきましては二、三億というように感じ、そういうようなことでございします。貿易量の輸出入に対して月平均という、そういう当たりはございしますけれども、決済方法、輸出入の契約によりまして、経済法則が働くわけですから、そうむちゃくちゃなことはできないというのが実際の結果でございます。

○正森委員 そうすると、いまこの法案に規定されている有事規制の条項を適切に作動すれば十分に対処し得るという御見解ですか。

○加藤(隆)政府委員 そういふふうに考えております。

○正森委員 この問題については、後で外国為替等審議会の構成の問題とも絡んで、もう一度簡単に触れたいと思ひます。

次に私が御質問をしたいのは、対外直接投資についての規制であります。一番問題になるのは、資本の直接対外投資によつて外地に製造業をつくる場合に、ブーメラン現象でその製品がわが国に還流してくる場合に、いかにしてわが国の産業を保護するかという点であります。そういう点について若干の規定があるようですが、それで十分にやれるのかどうか、簡単に答えを願ひたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 簡単に御答弁いたしますと、十分やれるというふうに考えております。

○正森委員 法案を見ますと、たしか二十三条関係だと思ひますが、わが国の特定の産業部門の事業活動その他わが国経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすこととなる場合には、一定の規制ができるというようになっておるようですが、このことを指しているわけですか。

○加藤(隆)政府委員 そうでございます。

○正森委員 そこで伺いたいと思ふわけですが、わが国の不破書記局長が一年余り前の予算委員会の総括質問で質問したことがあります。そこでも引用しておいたことではあります。五十二年版の「わが国企業の海外事業活動」という調査によりますと、たとえば韓国に進出した企業、これは大体四四％ぐらいは製品を日本へ輸出しておるといふ数字が出ております。繊維の場合ではそれがもっとひどくて、韓国と日本と合併でつくつた繊維企業、つまり日本の資本輸出になるわけですが、現地で売るのは一六％、日本へ輸出するのが六八・五％というところになっておるわけです。しかも、なぜこういう現象が起るのかといひますと、繊維というのは最低賃金法でも地域別、業種別の最低賃金が一番しかれておるところであります。韓国の労働賃金が日本の最低賃金の三分の

一から、繊維労働者の場合には五分の一だ。たとえ七五年のレートで見ますと、日本で繊維労働者が平均して十一万三千八百七十八円のところを、韓国では二万三千九百四十円のことになっているわけですね。そのために、たとえば昭和四十六年と五十一年を比較すると、韓国からの繊維の輸入が八倍以上にふえ、日本の総輸入量の四割を占めておるといふ状況で、繊維産業が非常な打撃を受けたというのには非常にびっくりしているわけですね。そうしますと、あるいは法案の改正という見地から言うと、改正前でもそうだったんだから、改正後それが特に悪くなるわけではないという言い方もできるかもしれませんが、わが国の繊維という古来からの産業を一つ例に挙げたのです。が、そういう点から見ると、やはり非常に重要な問題になると思うんですね。こういう問題について、大蔵当局は資本輸出の規制という点でどういうように考えておられますか。

○加藤(隆)政府委員 ただいまの繊維というような産業を中心にして考えてみますと、当然のことながら、現行法の場合から申しますと、大蔵省の告示によりまして御承知の制限四業種というかつこうで繊維が入っております。これは許可を要することになっておりまして、その場合、海外投資の割合で見ますと、確かに繊維は非常に高い方にあります。これをどういうふうな許可をするかという実際の問題でございしますが、私も同様にしましては、申請者から事前の打診がなされた段階で関係省庁と連絡をいたすという体制をとっております。それで、改正法になりました場合どうなるか、これも当然のことながら、この法案に書いてございしますが、事前届け出、その段階で大体同様な効果が出るような行政措置がとれるようになっております。

○正森委員 私、きょうのお昼ごろで非常に失礼ですが、質問をするということで申し上げておきました。が、繊維を例にとつて、直接投資の五十三年度末の投資金額、あるいは最近五年間における繊維の申請件数と許可件数、金額等について、お

わかりであればお答え願いたいと思います。

○加藤(隆)政府委員 二十六年から五十四年九月までの数字をいま手元に持っておりますので、それを申し上げますと、件数で八百七件、金額で十四億九千百万ドルでございます。

○正森委員 同じように、私も質問をしたわけですが、わが国の繊維に非常に大きな打撃を与えておるときに、従前の法律であつても、わが国の経済に重大な悪影響を及ぼすおそれあるときには自動承認をしないという規定があつたのです。が、この規定を使つた例があるかということも質問もし、またわが党も調べましたが、それは一件もないということになっておるんですね。そうしますと、大臣にも聞いていただきたいのですけれども、幾ら法律がありまして、またわが国の一つの産業が大きな打撃を受けておつても、またわが一度も作動したことがないということに仮にそれとすれば、これはいままでの規制の仕方でも非常に問題だつたけれども、今度のようにならば自由というようになれば、ますますわが国の産業に重大な影響がくるんじゃないかと、この有、事規制といひましても、それが有効に働かないのではないかと、懸念が一部産業で持たれておるわけなんです。それについていかがお考えになりますか。

○加藤(隆)政府委員 私どもの方の領域で申しますと、要するに国際金融、為替の管理という面あるいは対外投資、対内投資、そういう国際金融の領域で申しますと、ただいま申しましたように、現行の制度がある。現行の制度において、先ほど申しましたように関係省庁と連絡して対処しておる。改正法案になると、改正法案は若干の方向性が違ひますけれども、同一の効果が出るように仕組まれておる。したがつて、そういう問題があれは発動ができるようになっておるというふうに御理解いただいていきたいと思います。

○正森委員 お答えの帳面づらは非常にうまくいくようになっておるのですが、実際問題として、事実上わが国の資本が韓国の五分の一の労働力を

利用して物を生産して、生産したうちの七〇%近いものをブーメラン現象でわが国に逆輸入するという形で産業に重大な影響を与えているわけですね。そうしますと、今度の法案の規定の仕方の場合には、これは私の読み方に誤りがないければ、わが国経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすということになれば、当然「円滑な運営に悪影響を及ぼす」となること」に該当すると思つたのです。そうすると、これについては当然一定の規制が作動し始めなければならぬと思つたのですが、いかがです。

○加藤(隆)政府委員 法律の構成は、おっしゃいましたように、二十三条の三号で「我が国の特定の産業部門の事業活動その他我が国経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすこととなること」といふ場合には「内容の変更又は中止を勧告すること」ができる。」ようになっております。

○正森委員 そこで、いま私が指摘したような場合にも、いままでの規制の仕方では作動しなかつたといふことになれば、一体、円滑な運営に對して悪影響があるという基準をどのように考えておられるのですか。いま私が挙げたような例をもつてしても、なおかつ自動承認でないというように行つてこなかったといふことになれば、どの程度に至ればこの条件を作動させることになるのか、おおよその解釈の基準を伺いたいと思つたのです。

○加藤(隆)政府委員 具体的な個々のケースの問題であらうと思つたのでございしますが、それが先例がない、それはなぜであるか、こういう御質問だと思つたのです。

これは結局、途上国対策とか、そういうものと広範な角度からの産業貿易政策の問題だろうと思つておるわけでございます。為替管理あるいはこの領域、もう少し広い立場の判断からそういうふうになつておるのだらうと思つたのです。

○正森委員 そのときの政府委員が非常に苦勞してお答えになつた答弁は、その「繊維関係につきましては、仰せのような深刻な事態があり得るといふこと」でございまして、場合によりまして申請

を取り下げるよう行政指導をするという方法をとつておりまして、現実に出てきたものを不認可にしたといふものはございせんが、事前の措置でもちまして一応の対策をとつておる、こういうこととてございします。こういう答弁で、悪く言えば逃げているわけですね。

そうすると、事前措置で不許可というやうな形はとらなかつたけれども、変更させるとか、取り下げさせるというやうなことは、これはしているのですか。

○加藤(隆)政府委員 先ほどその趣旨のことを申し上げたのですが、申請者から事前に打診がある、その段階で関係省庁と協議をいたしまして処理を行つておるといふのが実情でございします。

○正森委員 一応の答弁は伺ひましたが、わが国の産業あるいはそこで働いている労働者に対する悪影響を防止するについては非常に心もとないやうな感じがします。なぜなら、正式に作動した例が少なくともこれまでではなかつたのですから。

そこで、もう一点伺ひたいのですが、以上のやうな資本の対外進出というものは、わが国の産業自体に非常に悪影響があるだけではないに、資本取引で対外資本投資が進むということによつてわが国の雇用非常に悪い影響を与えらるというのが指摘されておるわけでありまして。

これもわが党が予算委員会の質問に当たつて取り寄せた資料によりますと、わが国の相当な企業百社について、減量経営による従業員の減少数、及び同一会社の海外子会社における従業員の増加数、これを調べてみますと、百社で七十四年三月から四年間に十七万三千五百五十八名が国内で減少し、海外では十一万五千七百二十五名、これがふえておるといふことが起こつておるわけですね。こういうことになつて、わが国の失業者数の増大、あるいは減少しないといふことに対しては、非常に関係があると思われるやうな事態については、今度の法改正によつて、どういふ措置が場合によつてはとり得ることになつておるのですか。

○加藤(隆)政府委員 これも先ほどの問題と同じ方向性になっておるといふに申し上げるわけですが、この問題は確かに予算委員会でも集中審議の際に通産大臣がお答えになっておりまして、通産省が来られておりますので、官本局長から御答弁をいただいた方がいいと思いますが、私もこれはいろいろ考えてみたわけですが、今度の逆のケースで日本の自動車産業がどんどん出ているわけでございますね。それでクライスラーがどうか、こういう問題があるわけです。ですから、先ほどの問題と同じなんです、確かにそういう全般的な問題との兼ね合いで、にもかかわらず特定の産業が非常に困っている場合はどうするか。ですから、一般論的な議論で議論できない問題ではないかと思うのです。雇用問題の場合も、こっちは減ることは確かです。ただ、向こうに輸出できることによつて、向こうが日本の品物をまた買つてもらう、あるいは相互に、こっちは自動車を買つてもらふ、そのかわり向こうから小麦を買ふとかいふような、先ほど御議論になった互惠とかフェアとか、そこいらと本当に痛いところをどうするかというこの兼ね合いであろうと思ふのですが、法律はしっかりできておりますから、あとはそういう全般の判断にかかわつてくると思ひます。

○正森委員 局長は、法律はしっかりできておるといふので胸を張られたわけですが、われわれも、いままではいまの法律よりもつとそういうのを保護するようにできておるのにできなかった、それが今度大きな御宣伝で、原則として自由にするということになれば、そのたてまえからいって、ますます国内産業に悪い影響が出るのじやないかということを描描しておきたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 これは先ほど御議論がございましたのですが、具体的な例で言へば、特殊な決済方法、十七条のところでございますが、より具体的に言へば、貸借記の交互計算の問題です。確かに為銀の方は、手数料が入る、自分の商売の範囲というのを従来どおり確保したい。商社の方は、できるだけそういうのは自由にしてもらえば楽になる。先ほどいろいろ御議論ありましたように、通産省との間あるいは関係省との間で懇談会を六回持ちましたし、両省の間でも議論を尽くしまして、基本的には為銀制度を中核に置きながら、できるだけ自由化の方向に行こうというふうなところで意見が一致を見ておるわけでございます。

○加藤(隆)政府委員 具体的にどうするが、現在百万円であるものを金額を拡大する方向で考えようというふうなところで決着しておるわけでございます。

○正森委員 たしか主要外為銀行十四行の外国部長クラスで構成する二水会というのがありますね。

○加藤(隆)政府委員 そういうのがあつて聞いております。

○正森委員 そういうのがあつて聞いておりますと、大分遠いことのように言われましたが、その二水会というのがこの外為法について要望書を出しておりますね。「二水会の外国為替管理の自動化に関する要望」、相当なものですから全部は読みませんが、それをみますと、たとえば「自由化についての基本的な考え方」の(四)のところを見ますと、「原則自由の法体系の下で有事の規制を有効に働かせるためには、対外取引を把握しうる機構とメカニズムの存在が前提となります。この観点から長い経験と知識を有する外国為替銀行が必要最小限の形でこのメカニズムに参与するのには現実的かつ合理的であります。」とか、あるいは「現行残存規制の改定方向」というところの③を見ますと、「貨物代金の相殺」というところがあります。「貨物代金について相殺、交互

計算が規制されているのは、前項①と同様為替決済の総額主義の立場、すなわち対外受け払いが個々に全額において把握するべきとの観点より、是認されましよう。」云々というふうになっておるわけですね。

○加藤(隆)政府委員 六回にわたつて行われまして外国為替・貿易法制懇談会審議報告というのには全部取り入れられておるといふことで、これはやはり外為銀行筋の意向が非常に反映されたというふうに見えていんじゃないですか。そしてそれがまた大蔵の、外為銀行を通じていろいろデータを把握して有事規制に迅速に対応できるようにしたい、しかも外為銀行を使えば大蔵としては費用要らずであるというのと合致しているんじゃないですか。

○加藤(隆)政府委員 ただいま御提案しております法案がそういうふうなアセスメントされるという問題と、それから意見が一致してそうなんだというふうなアセスメント、両方があると思うのでございますが、為銀が意見が通つたとか、あるいは貿易界の方が意見が通つたとか、そういうことではないと思ひます。お互いに議論を合して現実的な解決が図られたのだからと思ひます。

○正森委員 それでは伺いますが、交互計算の貸借記ですね、それについての枠の拡大ということが言われているのですが、まだその具体的な内容をわれわれは承知してないわけですね。しかし、その内容こそ、今後非常に種々な面で問題になり得ることだと思ふのです。ですから、国会の審議ですから、可能な範囲でその内容を、政令なり省令なりお決めになつておるのですが、御答弁願ひたいと思ひます。

○加藤(隆)政府委員 拡大する方向で検討するといふところまでとどまつております。

○正森委員 それでは、国会としてはこの法案を通過するに非常に不安といふますか、通せんないんですな。貸借記について、あるいはその他の交互計算に乗せ得るものについてどれぐらいのものであるかということがわからなければ、広い意味で

言へば、銀行と商社との間に、結論的には一致したのでしようが、いろいろ意見の相違があらましたのも、そこをめぐつて問題があつた。

いまここで法務省が来ておりますからちよつと質問したいと思ふのですが、それとも関係してくるわけで、そここそ、今度の法改正が現実面としてどういふ影響を取り対して持つてあろうかという一番大きな問題があるのですね。それを現在検討しておるだけでは、国会に白紙委任状を渡せというふうなものですな。巷間でも百万円というのをどのぐらにするとかいふことが言われているわけでしょう。だから、大臣が先ほどお答えになった、日本の対米為替がどれぐらいが妥当であると考えておるかというの、そういう質問には慎重の上にも慎重を期したいという御答弁がわからぬではないですか。二百二十円が妥当であるといふようなことを言うたら、もう大変なニュースになつてしまふのですから。しかし、いま私が質問しているような問題は、それほど国金局長みづからを偉いと思はずに、あなたが答弁をしてもそれほど為替相場に影響があると思ふなから、ちゃんと答弁してください。

○加藤(隆)政府委員 ただいま検討中でございます。先ほどのところで現段階ではとどまつておるといふことでございます。

○正森委員 大蔵大臣、これだけ聞いても答えないので。そんなことで私は、国会でこの法案よろしうございませうと云へますか。大まかなところをどういふように現在の交互計算のところをしろたいと言ふのならば、検討中だ検討中だといふたら、白紙で判を押せというふうなものでしよう。大臣はこの国会の大蔵委員会にこの法案を出しておる、それでいいと思ひますか。また、国民の代表であるわれわれがそれでよろしいと言つて賛成できると思ひますか。

○加藤(隆)政府委員 ただいま御提出しております法案には「政令で定めるところにより」といふふうにお任せをいただくことに提案をしております。その中身につきましては、御指摘の

ように現段階で国会に申し上げるべきかどうか、
そういうことでなくて、まとまっておれば申し上
げるといふことは先ほども御答弁しておるわけ
でございますが、目下検討中でございますので、こ
の「政令で定めるところにより」という法文どお
りをお願いしたいと思ひます。

○正森委員 それは物事の順序が逆なんですね。
国会を尊重するなら大体まとまってからこの法案
を提出すべきなんです、まず通すだけ通せ、白紙で
全部任せろ、そして通つてしまつたらおれたちは
考へる、そのときは国会と無関係に行政当局が決
めるんだというのでは、国会が国権の最高機関で
あるといふことにならないじゃないですか。もつ
とまとまってからこの法案をもう一遍出し直した
らどうです。

○加藤(陸)政府委員 この十七条の規定は御承知
のとおりでございます、そういう具体的な点は
いま詰めつあるといふことでございまして、く
どくなりませんが、拡大する方向で検討するとい
ふことで御容赦願ひたいと思ひます。

○正森委員 御容赦できないから聞いておるわけ
であります。

それでは、押し問答のようですから、一応次の
質問に移りたいと思ひます。

法務省が来ておりますね、法務省に伺いたい
と思ひますが、外国為替管理法違反といふことで世
間の耳目を引いた刑事事件が幾つも起こつてい
るのは御承知のとおりであります。具体的に事件の
名前は申しませんが、この規定によりまして
裁判所に起訴された方はたくさんおられます。

たとえば例を挙げますと、田中角榮氏、榎本敏夫
氏、橋山広氏、沢雄次氏、それから全日空の青
木、植木、藤原、若狭氏、皆さうであります。ま
た児玉馨士夫、それから大刀川といつた人もやは
り外為法違反といふことになっておるわけであ
る、それを一々挙げますと大変ですから、ひとつ
児玉氏の例を引いてみたいと思ひます。

時間の関係がありますので私が申しますが、た
えば五十二年五月十日の起訴によりまして、児

玉馨士夫に対しては、被告人は法定の除外事由が
ないのに、昭和四十八年五月中旬ころから同年六
月中旬ころまでの間に、世田谷区等々力六の二九
の二〇の自宅において、居住者であるジョン・ウ
イリアム・クラッターから非居住者であるアメリ
カ合衆国バーバンク所在のロッキード・エアクラ
フト・コーポレーションのためにする支払いとし
て、現金合計四億四千万円を受領し、非居住者の
ためにする居住者に対する支払いの受領をした。
外為法二十七条第一項第三号とか、あるいは時間
の関係で申しませんが、株を買つたとか保管した
とかいふようなことを香港において行つてゐるわ
けですね。これは外為法の三十二条ないし三十三
条違反といふようになっておりますが、これは私
が指摘したとおりですか。

○根来説明員 仰せのとおりでございます。

○正森委員 それでは、海部八郎あるいは山岡氏
は同じく外為法違反といふことでございまして
が、それについて簡単にどういふ内容だったか言
つてください。

○根来説明員 山岡、海部両被告人に対する公訴
事実の要旨でございますけれども、要するに、日
商岩井の米國日商岩井に対する三十万ドルの債権
を日商岩井の米國日商岩井との交互計算勘定に
ボーイング社との約定に基づく仲介あつせん手数
料として借記させて、もつて非居住者との勘定の
借記をしたといふことでございまして、いわゆる
外為法の二十七条第一項四号、七十条七号に該当す
るものとして起訴されております。

○正森委員 そこで大蔵省に伺いたいのですが、
いま指摘されたような児玉馨士夫あるいは海部八
郎、山岡等の外為法違反は本法の改正によつてど
うなるわけですか。もし、改正された後に同様な
ことをやっていたらどうなるのです。

○加藤(陸)政府委員 今度御提案しております法
律の附則に書いてございまして、従来の方は
従前どおりといふことでございまして、
○正森委員 いや、私が聞いているのは従来の分
は従前どおりといふことではなしに、仮にこの法

案が通つた後、来年ぐらゐにそういう行為があつ
たらどうなるかという意味で聞いているのです
よ。

○加藤(陸)政府委員 これは十七条に書いてござ
いますように、特別の対外取引の支払い方法とい
うところで十七条に基づきます規制がかかつてお
るわけでございます。

○正森委員 十七条に定める規制がかかつてお
るというのは、具体的にはどういふことなんです
か。

○加藤(陸)政府委員 「居住者は、勘定の貸記又
は借記による方法その他の政令で定める特殊な方
法により、」これはたとえばいまの貸借記とか延
べ払いとか、そういうようなことでございませ
うが、「居住者と非居住者との間の取引又は行為に
係る債権債務の決済のため、支払等をしようとし
るときは、政令で定めるところにより、主務大臣
の許可を受けなければならない」といふ規制が
かかつておるわけでございます。

○正森委員 「政令で定めるところにより、」こ
うなっておりますが、重ねて伺ひますが、児玉馨士
夫がロッキードから本邦において何億円という金
を受け取つた事実、あるいは日商岩井が三十万ド
ル貸借記に載せて本邦へお金を入れたといふよう
なことは、今度の改正法案によつて外為法違反に
なるのですか、ならないのですか。

○加藤(陸)政府委員 先ほど申しましたように、
従来のケースの場合は、附則によりまして従前の
例によるといふことでございまして、
○正森委員 私が言うておりますのは、従来の場
合は従前の例によるといふことを聞いているのじ
やなしに、今後どうなるのですかと聞いているの
です。

○加藤(陸)政府委員 これはこの十七条の許可に
かかつておるわけでございます、そういう考
え方で検討しておるところでございます。

○正森委員 ここでもやはり検討しておるところ
であるといふことが入るのですが、検討した結果
どういふような扱いになるおつもりなのです

か。

○加藤(陸)政府委員 この法案の第一条の規定が
あるわけでございますが、それと第十七条の「主
務大臣の許可を受けなければならない」といふ
ような観点から検討をいたしたいと思つており
ます。

○正森委員 私が質問前にあなたの下課長から
伺つたところでは、主務大臣の許可といふよう
なことを考へる場合には、これは私が聞いた聞き
方が悪ければ申しませんが、「大蔵大臣の許可を要す
る資本取引」といふのがたとへば二十一条等につ
いてありますが、そういうことの場合には考へる
といふことだといふように聞いたのですが、そ
うですか。

○加藤(陸)政府委員 ちょっと御質問の趣旨がわ
からないのでございしますが、二十一条の「大蔵大
臣の許可を要する資本取引」といふのと十七条の
「主務大臣の許可を受けなければならない」、これ
は法律的には同じ表現になっておるわけござい
ます。二十一条の一項の「大蔵大臣の許可を受け
なければならない」、こちらもういふ表現にな
つておりますが、それはそういう意味では同じで
ございまして、
○正森委員 そうすると、結論としてはどうなる
わけですか。

○加藤(陸)政府委員 この改正法案の十七条に基
づきまして、必要に応じて許可を受けなければ
ならないといふ構成にならうと思ひます。

○正森委員 そこで大臣に伺ひたいと思ひますけ
れども、必要に応じて大臣の許可を受けなければ
ならないといふことにならうかと思ひますといふ
答弁でしたが、従前の外為法の場合には、ばつち
り外為法違反になつたのですが、いまの国際金融
局長の答弁でも、その点がどうなるのか、押し問
答しましても確としてわからぬわけなんです

が、考へ方としては、児玉のような行為あるいは
海部、山岡等のあつた行為になつた背景とし
て、ボーイングから裏で仲介手数料を取り、それ
を違法に国内へ運び込むといふようなもの

の行為

の行為

そのものが違法なんであって、それを外為法で取り締まるというのは、これは少し外為法に本来の法の目的以外の過大なことを期待するという考えもあり得ると思うのです。私はそういう考えも確かにあり得ると思いますが、そういう説をとるためには、こういうものになる行為をきちんと取り締まられるという体制がある場合には、それは考えとして成り立ち得ると思うのです。

そこで、いままでも国会の中で審議をされてきましたところによりまして、経緯ではこういう点があるわけですね。答弁の中で大平総理は、証券行政のあり方について、立法政策上考えなければならぬ、証券局の権限と実体を強化するのがよいのか、現状の方がよいのか、十分検討する。これはSECとの関係で聞かれた質問に対して答えておられるのです。また、当時の大蔵大臣も、証券局の役割があるいは公認会計士制度のあり方について、これは検討するということに言われたと思うのです。これは企業のディスクロージャーとの関係も含めて言うておられることだと思うわけであります。

御承知のように、アメリカでは一九七七年に外国不正慣行防止法というのできて、いろいろ不正取引について規制をするように踏み切っておることは御承知のとおりであります。

そこで、大臣に国務大臣として伺いたいわけですが、私も外為法で何もかもすべてこういうものを規制するというのは、外為法の目的そのものではないと思うのです。しかし、それ以外の法によって企業に自衛を求める、あるいは目に余る不正行為がないようにするというには、これまで総理大臣や大蔵大臣が御答弁になっておりますが、わが国としても考えなければならぬ点があると思うのです。そういう点についていかがお考えか伺って、ちょうど時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。

○竹下国務大臣 正森さんも御指摘になりましたとおり、為替管理は主として国際収支の均衡でありまして、あるいは通貨の安定を図るために国

境を越えた資金の流入流出を管理するということをねらいとするものでございますので、犯罪防止を一義的な目的とすることには無理があろう、こういうお考えであります。まさにそのとおりだと思います。したがって、海外犯罪規制法とかいうような仮に仮称といたしますと、そういう御趣旨は私として十分理解のできることであります。

ただ、いままでも大臣として考えますと、大蔵省のみでこれは結論を出すべきものでないから、やはり政府全体として検討すべき課題であらうと考えます。したがって、あえて国務大臣というお言葉も使いたいただきましたので、政府全体の中で検討をしてみたいということをお答えいたしておきます。

○増岡委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 最初に、大臣に要望という形で申し上げておきますが、先ほど提案理由の説明がございました。そこで書いてあることは私も同感でございますが、この改正法律案を「第八十七回国会及び第八十八回国会に提出したところでありまして、遺憾ながら成立を見るに至りませんでした。しかしながら、わが国の置かれてある国際的な立場等にかんがみ、この法律案を早期に成立させることが強く望まれるところであります」と、こう書いてある。これは私が強く言ってきたところなんですね。私に言わせると、あなたはそれと大臣でなかったわけですから、責任はないかも知れませんが、政府全体としては、八十七回国会以来通すべきチャンスと時間があつたにかかわらず、これを党利党略と言つていいか悪いか知りませんが、選挙その他の関係でことさらに引き延ばして、ここに書いておるように、国際的な立場をほとんど考えないかのとき取り扱ひであった。これは非常に遺憾でございますので、今後法案の成立等については、もう少し真剣に取り組んでいただきたいし、ことに国際関係については、日本は御承知のように自由化の問題については努力が足りない、後ろ向きである。私はたびたび申しましたが、ステップ・バイ・ステップではないの

だ、ステップ・バイ・ノー・ステップだと外国が言っている。そういうような中で、日本のように次々おくらせていくということはおそらく問題であるということをお考えまして、私は外為法を早く通せということを言つておたつたわけでございますので、今後そういうことのないように、特に強く要望しておきたいと思いますが、大臣いかがでございますか。

○竹下国務大臣 政府として、提案した法律案が早期に国会で御審議をいただいて御協賛いただくという期待を持ちながら絶えずおるということとは当然のことではあります。いま竹本先生の御質問、私どもの姿勢に対しての御要望というものは、そういう形式的な期待ということより別に、あえていままでも流れに原因を探察してみれば、政府自体の政治的環境等に置かれた立場から熱意が不足しておつたのではないか、こういうことであらうと思うのでございます。私も、別に当時大臣であつたわけではないにいたしましたが、やはり自由民主党内閣というものの継続性の中にそれでは当然反省しなければならぬ課題であると思つております。これからはたゞさんの法律案を提案して国会の審議にゆだねるわけでございますが、それらに対しましては十分熱意を持つて対応していくということ、かたくお誓ひ申し上げることができると思ひます。

○竹本委員 次に、今回の法律は海外取引すべて原則自由ということで大変結構だと思つたのでございますが、ただ、問題の考え方として、従来のように外貨が余つておるとき、いまのように外貨がどんどん減つて、後で詳しく申し上げますが、減り過ぎて困つたような心配のあるときとでは、非常に取組み方というか考え方、前提条件を変えなければならぬではないかということも心配をいたしておるわけでありまして。

そこで、そういう問題に關係して、いわゆるセーフガード、有事規制という問題に關連をいたしますけれども、今回の法律でも第二十一条にそういう規定があると思ひますけれども、大体この

三つの場合を想定して、先ほどもこれはいろいろ議論がございましたが、今回の法律はセーフガードの問題についても、原則自由の問題については別として、セーフガードの問題についても法的な規定としては十分整つておる。いかなる場合にも心配はないという安全保障があるかどうか。この点ちよつと伺つておきたい。

○加藤(隆)政府委員 いかなる場合にもという問題でございますけれども、たとえば先ほども御議論になりましたが、九条の「取引の非常停止」という条文、それからただいまお話に出ました二十一条の二項の三つの発動要件、こういう仕組みになつておるわけでございますので、絶対にということはどうもむずかしいかもしれませんが、絶対にも、絶対に近いまでになつておるというふうに考えております。

○竹本委員 私がそういう心配をするのは、最近における国際収支の状況というものが以前と違つてひどく悪い。大体ことしの十月までの動き等を見ておきますと、去年に比へまして輸入が二百二十億ドルぐらふふえたということが根本のようでございます。去年と比べると、基礎収支、総合収支、みんな去年と比べると差し引き勘定で二百億ドル以上悪化しているのです。この勢いでも悪化していくならばという心配をいたしておるわけです。十月については、特に長期資本収支というものが二十四億五千万ドルも赤字になつておる。それらのことも含めまして、先ほど申しました輸入の増加ということが中心でございまして、經常収支は、去年は百四十億ドルプラスであつたものが、ことしは六十一億ドルですか赤字になつておる。基礎収支も去年は五十億ドル黒字であつたものが今年度は百七十億ドル近く赤字になつておる。したがって、総合収支も去年六十三億ドル黒字であつたものがことしは百四十億ドルから赤字になつておる。すべてこれらをならして考えてみると、おおむね二百億ドル悪化しておる、こういうことですね。この悪化の状況は今後どの辺で改まるのかあるいはこのまま悪くなると考えておられ

○竹本委員 この点は、また機会を改めて議論をしなければならぬと思いますが、時間もありませんから次へ進みます。

そこで、一つエスクロ勘定の問題について。イランの石油輸入の問題、大体月に十億ドル前後輸入しているようですが、このイランから石油を買う場合に、エスクロ勘定をひとつ利用して、最近何か東京銀行をというようなことでいろいろ動きもあるようでございますけれども、御承知のように一九五〇年代でしたか、アングロ・イラン・オイルの国有化の問題でイランの石油が売りにくくなったときには、日本では東京銀行を中心にして円建てエスクロ勘定で買付けたと

いう実績も過去においてあるようですが、アメリカに七十万バレルどうするといったような問題もありまして、それからイランの事情等もいろいろ考えまして、日本は、この際、特にイランに対する関係においてはエスクリ勘定を設けて、これを中心にやって、買った石油の代金は東京銀行、第三者に寄託する、日本の輸出は、それを見返りにしてやるということになれば、一方では輸出も円建てになるし、さらに輸入も円建てでいけるということになるでしょうし、それから日本の円の国際的な機能を拡大強化することは絶好のチャンスでもあると思いますが、この点について政府はどういう考えでいらっしゃるか、承っておきたい。

○加藤(隆)政府委員 去年のベースで見まして、日本の輸入が約四十億ちよと出ます。大部分が油でございます。輸出の方は鉄鋼製品が一番多いのですが、全体で二十七億ドルくらい、日本の方が赤になっているわけでございます。それで、このイランのいまの事件を中心にしての御提案でございますが、こういうのは政策的な問題の前に、それぞれの輸出輸入産業なり業者なり企業、そういう方々の現実日々の感情、それからその裏で決済を扱われる為銀の考え方、こういうようなのが最初の問題だろうと思います。これを政策的に云々ということはいかがであらうか、政策的にそういうのを促進するとか、チェックするとかというのはいかがであらうかと思ひます。経済の実勢に任せて、それぞれの企業の判断でやっていただくという問題だろうと思ひます。

○竹本委員 いまの点は、ちよとアクセントが違ふというか、考え方が逆立ちしているとはくは思ふのです。いまは、エスクリ勘定を設定して、やろうと思へばやれる条件になってきておる。だから、政府も、今後の円の位置づけの問題も考えながら、思い切つてそういうところに踏み切るべきではないかという政策提言をしておるのですから、政策的な立場でいろいろやってはならぬ、自然の勢い、自然体——大平内閣は何でも自然体が好きだけれども、そういうことでなくて、もう少し

し円の地位を強くするという意欲的な立場から、そしてまたイランに対する関係をさらに好転させるといふ政策的な立場から、もう少し積極的にやったらどうか。現にイランの中央銀行自身も、ドル離れの考えもあつて円建てで、日本からの輸出はなるべく円決済をやつてくれというような指導をしておるという話も聞いておるが、この際にそういうことをさらに推し進めるべきではないかという、政策的な、意欲的な考え方を持てはどうかというのを私は言つてゐるのです。こういう意味での御答弁をお願いしたい。

○加藤(隆)政府委員 大変貴重な御提案でございますが、いろいろ総合的に判断しなければいかぬ。現段階においては、先生のお言葉をかりれば、自然体というようなのが現実的ではないかと思ひます。

○竹本委員 これは高度の政治性を要する問題でもありますから、本委員会でも一々議論しても仕方がないと思ふのだけれども、ただ、私は一つ提言として、いまこそ積極的にそういう努力をすべきである。大体、日本は金を買入れ入れるといったような問題にしても何にしても、国際経済に対する立ち向かい、対応ということについては、大臣、これは常に立ち向かっているのです。ですから、私はいま積極的に、もう少し国際的視野に立つた考え方を持つべきではないかという御提言を申し上げておりますので、御留意をお願いいたします。

さらにもう一つイランの関係で申し上げますが、イランだけではなくて、大体OPEC諸国が石油の輸出の関係で、少なくとも四百億ドルくらい黒字をかせいでいますね。そのドルを、いままでは要するにアメリカを中心に利用してきて、預けたり、土地投資をやつたり、証券を買つたりしておると思ふんですけれども、ドル離れの時期であるし、また日本が余りドル離れを推進するといふことになると、アメリカから余りよい感情を持たれないのではないかと政治的配慮も要すると思ひますけれども、それにしても、そういう大きな

なうねりができてきておるのですから、この際、これも高度の政治性を要しますが、OPECその他の余つた金というか、余裕のある金で対日投資をさせる、あるいは対日証券投資をさせるというように——これは余りではでやることができない問題かもしれないませんが、政府としては考えておかれたらどうだろうという、これも提言であります。

という意味は、大体調べてみると、産油国のアメリカに対する投資というものは約四百億ドルですね。これをだんだんに、ドル離れの傾向とともによそへ振り向けていこうという努力をイラン自身もすると思ふのです。あるいは、その他の産油国もするであらうと思ひますが、そうした場合に、日本でもいまい一番困るのは、先ほど来お話がおりますように油の問題でございますから、イランとの間において経済的に相互依存関係を深くするということは、日本の経済の安定感を確保する意味において非常に役立つ。その安定感を持たせる、確保するという意味から言えば、イランの方々がたとえ日本に石油をストップする、そういう場合にはイラン自身が大いに被害をこうむるのだということになればいい。そのための方程式は、いまの間に、イランが四百億ドルも対米投資、証券投資だけでもやつてゐるのですから、日本にそれを振り向けるように努力をしたらどうか。

それから同時に、大臣、日本の大きな財閥関係者を大ざっぱに調べてみまして、どのくらい財産があるか。大体六千億ドル、百五十兆円くらいですかね。そういうときでございまして、日本の大きな財閥企業群の特定の会社の株式をもう少し開放して、そしてイランにも大いに持つてもらふということにすれば、その一割というわけにはいかないでしょうが、仮に一割でも六十億ドルというものが入つてくる。そのドルの使い方については、いまのようにドルが足らなくなる心配——足らなくなるという言い過ぎかもしれませんが、減つていく方の心配をしておるときでございまして、非常なプラスになるし、その活用方法につ

いては、必要とあればまた意見も申し上げますが、いづれにしても、向こうがドルをもてあましておる、特にアメリカとの関係においてはどこかへ振り向けたらと思つておるときでございまして、日本の百五十兆円ある財閥企業の少なくとも一割なり一割なり、まず手始めに開放して、イランに、あるいはOPECに持つてもらふという努力をすれば、経済的に、大きな言葉で言えば一種の運命共同体になるいいチャンスではないか。そういう意味で、先ほどもちよと申しました証券の問題についても、資本の移動の問題についても、今度の自由化を機会にわれわれの考え方自体をもう少し国際的に自由な頭で切りかえて、外国からも大いに金を入れる、また日本の投資も大いにやる。まあ、いろいろ利害得失がありまして、多国籍企業というものは世界平和の害になるという意見と、世界平和にとってプラスになるという意見とあつて、最近ではガブリエリスと都留重人さんが一つの議論をしたようにしたけれども、そういう両方の意見があります。私は、日本の金をアメリカに投資する、イランあるいはOPECの金を日本に投資してもらふ、そういう国際的な資本の交流が深まってくつていくことは、お互いの平和と経済の発展のためにむしろプラスであるという考え方から、いまそういう努力をすべきではないかというふうに考えておりますので、御提言が中心でございまして、ひとつ政府のお考えも承つて終わりにしたいと思います。

○竹下(国務)大臣 いわゆる資産運用を目的とする株式取得につきましては、原則として自動的に認可しておりますし、また、今度の改正案が施行されるようになりますならば、その手続はさらに簡素化されるわけでございますが、いま直ちに特定国の株主または特定の政府を相手にいたしましてそれを特に促進するという政策は、総理の答弁をかりますならば、米國あるいはイラン、それぞれ日本としては友好関係にある國であるだけに、特定國というものを指向してのそのような促進策をにわかにとる状態にはない。しかし、要するに自

由市場開放への一つの契機として、もっと大きな視野でそれと考えるという先生の御提言に対しては、盡んで拝聴させていただきまして、十分政策の検討の資料といたしたいと思ひます。

○竹本委員 終わります。

○増岡委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○増岡委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○増岡委員長 ただいま議決いたしました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して愛知和男君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。愛知和男君。

○愛知委員 ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、今回の外国為替及び外国貿易管理法の改正によりまして、資本取引は、特定のものを除き原則自由とすることといたしておりますが、いわゆる有事の場合には規制し得ることといたしております。

しかしながら、有事規制の発動は、機動性、機密性を必要とする等の理由をもちまして政府に任

されているため、その運用いかんによっては自由化の本旨に反する事態を生ずるおそれがあると考へられます。

したがって、政府においてその基本的な考え方を明らかにし、その適正な運営を図るよう要請するとともに、外国為替が企業等の不正な取引に利用されることのないよう、法律の運用について配慮するよう要望するものであります。

以下、案文を朗読いたします。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、有事規制の発動については、外国為替等審議会の意見を十分尊重して、その基本的な考え方を明らかにするとともに、その適正な運営を図ること。

一、外国為替が企業等の不正な取引に利用されることのないよう、この法律の運用について十分配慮すること。

以上であります。

何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○増岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○増岡委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○竹下國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿って十分努力いたしたいと存じております。

○増岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○増岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○増岡委員長 次に、日本専売公社法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。竹下大蔵大臣。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました日本専売公社法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十四年度の予算編成に当たっては、現下の厳しい財政事情に顧み、歳出の一層の節減合理化に努めるとともに、税収及び税外収入について、制度の見直しを行い、歳入の確保に努めるところとしたところであります。

その一環として、小売定価が昭和五十年末以来据え置かれてきた結果、製造原価の上昇に伴い、売り上げに占める専売納付金の比率が相当の低下を見ている製造たばこについて、その小売定価を改定することとし、所要の改正を行うこととしたわけでありました。

また、現在の専売納付金制度のあり方等につきましても、従来から種々の議論があり、制度の改正の必要を生じております。

このため、昨年十二月の専売事業審議会の答申

を踏まえ、製造たばこの価格形成方式の明確化、財政収入の安定的確保と日本専売公社の自主性の向上、その経営の効率化を図る見地から所要の改正を行うこととした次第であります。

第八十七回国会及び第八十八回国会におきましても、このような趣旨により日本専売公社法等の一部を改正する法律案を提出したところでありますが、遺憾ながら成立を見るに至りませんでした。

御承知のように、昭和五十四年度予算は、現在すでに執行されているのであります。たばこに係る歳入はこの法律改正に基づく小売定価の改定が行われなければ、それに見合う分だけ不足することとなるわけでありまして、このような事態は一日も早く解消する必要があります。

このような状況にかんがみ、ここに日本専売公社法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、製造たばこの小売定価を改定するため、製造たばこ定価法において法定されている種類ごと、等級別の最高価格を、紙巻たばこについては十本当たり十円ないし三十円、パイプたばこについては十グラム当たり十二円、葉巻たばこについては一本当たり十円ないし四十円、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、専売納付金制度の改正につきまして、現在、日本専売公社において、専売納付金の額は、日本専売公社の純利益から内留留保の額を控除した額と定められておりますが、これを製造たばこの種類ごと、等級別に定額とし、小売定価に売り渡し数量を乗じた額に法律で定める率を乗じて得た額から、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の額を差し引いた金額とすることとし、これにより、財政収入の安定的確保を図るとともに、小売定価に占める国及び地方の財政収入となる金額の割合を明らかにすることとしております。

第一類第五号 大蔵委員会議録第一号 昭和五十四年十二月五日

なお、法律で定める率は、製造たばこの種類ごと、等級別に定じ、三一・〇パーセントないし五六・五パーセントと定めることとしたしております。

第三に、専売納付金制度を改正することに伴って、日本専売公社の経営がその企業努力だけでは吸収し得ない原価の上昇によって圧迫されるおそれが生ずることとなることにかんがみ、現行の最高価格法定制を基本的に維持しつつ、たばこ事業において損失が生じた場合または生ずることが確実であると認められる場合で、たばこ事業の健全にして能率的な経営を維持するために必要と認められる場合に限り、大蔵大臣は、あらかじめ専売事業審議会の議を経た上、法律で定める最高価格に一・三を乗じた額を限度として、物価等変動率の範囲内において、製造たばこの種類ごと、等級別に暫定的な最高価格を定めることができることとしております。

このほか、専売納付金制度の改正に関連し、輸入製造たばこの価格決定方式を明確化するため、関税定率法において、日本専売公社が輸入する製造たばこを無条件免税の対象から除くとともに、製造たばこに係る関税率を改定する等所要の改正を行うこととしております。

以上、この法律案につきまして、提案の理由及びその内容を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○増岡委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○増岡委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田委員 たいだいま提案のありましたいわゆるたばこ値上げ法案は、八十七通常国会から曲折を経て今日に至っているいわばいくつきの法案でありますし、国会においては、重要な対決法案と

してわれわれは見えてきたわけでありまして。

この際、三三・三ないし四四・四にわたって法案の内容で明らかにしておきたい点がございまして、限られた時間でできるだけ簡潔に質問をしてみたいから、国民の皆さんの側から見てもわかりやすく政府当局としても説明を願いたい、このように冒頭注文をつけておきたいと思っております。

そもそも、消費者を初めとして、たばこに関連をいたします産業各般にわたって、今度の値上げによる影響は非常に大きい、こう言われておるわけでありまして、一つの疑問として、最近、成人人口が伸び率において非常に下降傾向にある、つまり、たばこは成人にならなければならぬものでありますが、そうすると、当然喫煙者数も減ってくる、こう言われているのでありますが、最初に、喫煙者数の減少というのは、男女別にいたしましてどういう傾向をたどっておるのか、その点をお知らせ願いたい。

最近は一八・四の喫煙者数も減少傾向にあると言われているわけでありまして、一体その傾向はいつから始まって、将来どういうふうになっていくのか、見通しがあれば聞かせてほしい。とりあえず以上の二点について。

○泉説明員 御承知だと思いますが、わが国の成年男子の喫煙者率は世界でも高い方に属しております。一番高かったのは昭和四十一年当時、八三・七％でございました。それが四十三年度の定価改定を行いました後七八・五％になり、五十年の定価改定でさらに下がってまいりまして、五十二年では七四・七％になっております。女子につきましては、過去最高はやはり昭和四十一年の一八・四％でございました。これも四十三年度の定価改定後下がった上がったりいたしておりますが、五十三年度の数字は一六・二％でございます。これから計算いたしますと、日本の喫煙人口は三千五百万人でございまして、この数字はここ数年余り変わっておりません。ただ、お話しのように、成年人口の増加が、四十年代でございまして二％台でございましたが、五十年代に入りましてだんだん低

下してまいりまして、いまは伸び率が一・一％程度になっております。したがって、その点からいえますと、今後は喫煙人口がふえるというよりも余りふえないと見ていいのではなからうか、このように考えております。

○島田委員 さらに、たばこは適正な在庫を持たなくてはならないわけでありまして、適正在庫というのとは一体どれぐらいで、現在どれぐらいの在庫量があるのか。

○泉説明員 これは世界各國のたばこ製造会社でいろいろ数字があるようでございますが、私も適正在庫は熟成に要する期間二カ年と見まして、二分分の在庫を持つことが適当である、このように考えておりますが、遺憾ながら、現在のところ輸入葉たばこにつきましては大体二分分でございまして、国産葉たばこにつきましては三十四カ月分の在庫を持っております。適正在庫を二十四カ月といたしますと、十カ月分、それから本年産葉をいま買い入れておりますので、明年の三月末になりますと、約三十六カ月分、つまり適正在庫に比べて十二カ月分多い過剰在庫になるかと考えております。

○島田委員 さらに、最近の二、三年ないし四、五年の傾向で結構であります。たばこの販売数量があると思うのです。五十一、二年くらいで結構であります。それをお知らせ願いたい。さらに、計画を持って年度の販売に当たるといふことになるわけでありまして、計画に対して実際の販売数は一体どれぐらいになっておるのか、その達成率はどれぐらいか。

○泉説明員 昭和四十年代におきましては、たばこの販売数量は年々五％ないし六％、多い年には七％もふえたのでございますが、昭和五十年に定価改定を行いました、五十二年十二月十八日でございまして、五十年度は本数にいたしまして二千九百二億本でございまして、対前年二％の伸びでございました。しかし、五十一年には、定価改定の影響を受けまして、二千八百九十億本と九・六％になりまして、つまり〇・四％だけ本

数が減ったわけでございます。五十二年度には三千一億本と、前年減った反動もありました。五十三年度には三千四億本と、一〇・〇％増えましたが、これはいろいろ原因があるかと思っております。一つは、もうすでにイギリスの王立協会から、たばこの喫煙は健康に害があるというようないことが発表されておまして、喫煙に対して場所的にもあるいは時間的にも規制をしたらいいではないかというところからいたしまして、その規制措置が広がってまいりました。それから、日本でも五十三年度の春ごろからいわゆる嫌煙権運動というのが起きました。マスコミによつてずいぶん喧伝されました。その結果、公共の場所であるとか、列車であるとか、あるいは歩道等におきまして喫煙の制限が行われたりなどいたしまして、このように減ってまいりましたかと思っております。ちなみに五十四年度に入りまして、四月から十一月末まででは約二・二％の増加に相なっております。

○島田委員 以上、私はたばこの販売をしていく上における基礎的な数字なりあるいは状況なりというものを聞きしたわけでありまして、給体的に、いまのお話によればたばこの先行き必ずしも明るいという状況にはない、じり貧の状態になっている。そうしますと、在庫も異常にふえている。一般の商法上の常識から言え、こういうときというのは、安売りしてでも売りさばいていかなきゃならぬはずなんです。ところが、逆に二〇％以上値上げをするという、これは国民の皆さんが納得できないはずであります。納得できないのは当然なんです。最近、政府は物が余ってきたら上げていくという傾向が強いわけです。米だってそうです。余っているのにどんどん消費者価格を値上げをする。ほかにそういう例がいろいろあるわけでありまして、そのところから一般の立場から見ても、いまのいわゆる政治のあり方についてもやはり問題として提起されておる一つの要因にもなっているのではないかと。

そう考えますと、私は今度の大幅な値上げなんというの、一体何を目的にしてやろうとされてるのかというの、このいわれるたばこの非常に庶民性といいますが、われわれの生活にとって大変重要な嗜好品だと、こういう立場から言えば、国民の感情を逆なでするような形で値上げを強行しようとするのについて、私は何としてもこれは疑問なしとしないばかりか賛成いたしたがい、こう思うのですが、大蔵大臣、どうしてもこのたばこの値上げはやらねばならぬという、そういうお考えに立つておるようであります。その辺のところは、財政当局の立場からだけではなくて、いま申し上げましたような、そういう実態にある中でこの値上げというの、一体国務大臣の立場において妥当だとお考えになっておるかどうか、まず所見を聞かしてほしいと思うのです。

○名本政府委員 ただいま先生御指摘のように、たばこの売れ行きというものはこのところ決して好調ではございません。横ばい程度でしか進んでいないというところでございます。そこに値上げをいたすというご意見がなものであろうか、こういうことでございますが、前回の値上げが昭和五十年でございました。現在までに四年間の時間が経過いたしました。その間にたばこの製造原価は、今年度のところまで見込みまして三十数%上がっております。たばこの販売によって得られますところの利益、現在の制度によりまして計算しました利益というものが、その率におきまして非常に低下を来しておるわけでございます。

そういう事象のもとにおきまして、片や専売公社の経営が今後とも円滑に遂行してけるように適正な内部留保というものをとり、かつ所要の財政収入というものを上げてまいるといことは大変困難な事象になってきておるわけでございまして、適正な公社の内部留保というものを確保いたそうといたしますと、一般会計に納付いたします

専売納付金の額というものが低下する。現実には昨年五千五百億程度の専売納付金が納められたわけでございますけれども、今年度には値上げをいたさないといいたしますと、それよりも二、三百億円さらに減少するといふようなことに相なるかと思ひます。したがって、一方におきまして国の財政事情というものは非常に厳しい状況にあるわけでございます。そういうことでございまして、原価が上昇したことによるたばこ消費者が負担する負担の割合というものをこのあたりで回復させていたきたいということが、今回の値上げをお願いしておる理由であるわけでございします。

なお、二〇%程度の引き上げになっておりますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、原価として三十数%すでに値上がりをするという事象になっておるということでございします。今後値上げをいたしました場合の販売本数の成り行き、そういうものが見ながら平均二〇%の値上げというところでお願いをいたしておるというふうな次第でございします。

○竹下国務大臣 いまの島田さんの御質問は、最近の政府というのは大体余った物の値段を上げるのじゃないか、マーケットメカニズムに反するのではないか、こういう端納的な御質問でございします。私もその理屈はわからぬわけではございません。

いま、るる御説明しておりましたように、まさにたばこ専売納付金というものが国の財政の中に入ってきた役割は、もっぱらその財政問題というのが今度お願いしておる柱でありまして、と云って、値上げしなかつたからみんなが倍もたばこを吸うようになるというものでございしませんので、その辺諸般の事情を勘案していただきまして御賛同を賜りたい、このように思っております。

○島田委員 三〇%コストアップしている中で、二〇%のごく内輪のお願いだからなんというふうなお話があるわけではございませんけれども、しかし、この種のたばこにしても、あるいは酒にしても、庶民と密着をしているこういう部分で値上げ

が行われるということになると、それに引きずられるようにいままで物価が上がっていき、こういう傾向があるわけですから、その限りにおいては、きわめて牽引的な役割を果たすという点で、たばこの値上げというものは非常に有効な手段だといふように政府側は見ているようでありまして、それだけに一般国民にとっては生活費に及ぼす影響というものが大きいわけでは、今度の値上げによつて家計費に与える影響というものはごく少ないといふような数字を発表しているようでありまして、けれども、それは端的な数字の割り返しで言えども、そういうことでありましようけれども、しかし、それだけで済まない。やはり家庭の中における家計費の圧迫というのは、単に数字だけで説明されても家庭の奥さん方は納得しておりません。小売価格が前年よりも下がりましたと幾ら政府が言つたって、買ひ物かご提げて買ひ物に行かれる奥さん方の実感としては、下がっているとは言つてないのではありません。ですから、私もその点を非常に重視して、やはり国民の皆さんが生活の実感として物価は下がった、こういうふうに感じられるような政策というものが行われていかないとはいけません。数字で幾ら説明したって納得できないような状況の中で、今度のたばこで、実はこれしか家計費には影響を与えないので、実はこれしか家計費には影響を与えないので、ありますと幾ら言つたって、皆さんはほとんど胸に落ちないばかりか、ますます不信感を強める、こういうことになるわけですから、それは、喫煙人口は全体から言へば三千五百万人だそうでありまして、全部が吸っているわけではないので、吸っている人が自分の値段を払うのはあたりまえだ、そういう考えでたばこの値上げをおやりになるのだとすれば、私は、国民の生活感情というものを知らないやう方だ、こういうふうに思うのです。が、今度の値上げによつて与える影響は数字的に幾らと発表しておりますか。

○名本政府委員 今回の場合は二〇%の値上げによりまして消費者物価への影響は、〇・三七%であるといふふうに計算いたしております。

○島田委員 しかし、従来一%台の影響を与えるなんてことになったらこれはえらい影響なんですね。〇・七三ということになれば、ややそれに近いんじゃないですか。——〇・三七ですか。しかし、こういうたばこの値上げに伴つて、消費者だけではなくて小売店を初めとする関連産業にもずいぶん大きな影響を与えていくと私は思う。特に、ノーマルな在庫は二年分、大体二十四カ月である、こういうふうなさつき説明がありました。しかし、現在三十三カ月分ある。こうなりまして、この在庫を解消するためには、相当押し売りをしなければならぬ、こういうことになるわけですね。小売店だって、一年間の売り上げというものはやはりある一定のところで固定して、その間に大きくフレートしないわけでは、その解消をどうしようとお考えになっておるのか。恐らく小売店に対しても相当ノルマがかかってくるのではないかと、そうやらないと在庫が解消していかない。そうなりますれば、たばこをもっとのめめという話にならなければならぬわけでありまして、喫煙人口がこの辺のところから余り動かないとすれば、一人当たりの量をふやしていくといふことになっていくわけでありまして、それだつて家計にはずいぶん大きく影響していくといふことになるわけだから、単純に二〇%上げたから〇・三七%の家計費圧迫で済むのでありますといふふうな計算に私はならないと思つて、そういう幅広い検討というものがなされていくのかどうか。たばこに限らぬのですけれども、いつでも、公共料金なんか上げると、家計費に与える影響はこれこれでございます、こう言つて説明して、それで押しつけてしまふ。しかし、実際にはそうならないで、次から次へとやはり家計費を大きく膨張させていくという結果、その要因を与えていくことになっていくわけでありまして、この辺のところは、政府当局におかれてはかなり思い切つた調査なりあるいは実態というものを把握するといふことが欠けているのではないかと私は思うのです。

が、そういう点をこれからは力を入れて調査した上でたばこが与える影響を正確に国民に知らせるべきだ、こういうふうに向うのですが、こういうお考えはありませんか。

○泉説明員 お話しのうちに、たばこの値段を二〇%ほど引き上げますと、一つは、消費者は、これに對してあるいはたばこをやめる人もおこりましよう、あるいはたばこの本数を減らす人もおこりましよう、いろいろな影響があるわけでございしますが、先ほどお話しした点では、私どもは毎年全

国たばこ喫煙者率調査というのをやっております。その際にたばこ代に幾ら支出しているかというこの調査もいたしておるわけでございします。

それによりますと、五十三年五月に実施した調査では、男子は一月当たり五千九百九十九円、女子は三千四百九十円を支出いたしております。もし、定

価改定後も値上げ前と同じ銘柄のたばこを同じ量だけ吸うということにいたしますと、常喫者の定価改定後の一月当たりたばこ代は、男子の場合約千円、女子の場合六百円程度ふえることになるわけでありまう。しかしながら、従来の経験からい

たしますと、喫煙銘柄をやや下級なものに移行する、それから本数も減らすというような人が出てまいりますので、そういう点を考慮しますと、実質的な一月当たりの負担増は、男子の場合七百円強、女子の場合五百円弱、このように計算されるわけでありまう。

先ほどお話しした、過剰在庫を抱えておるから、無理やりに吸え吸えと言つて売るのはないかというお話でございますが、たばこは嗜好品ではありますけれども、そう無理やりに吸つてくださいというわけにはまいらないのでございします。過剰在庫の解消につきましては、一つは、たばこ耕作者の御理解と御協力を得まして耕作反別を減らしていく、そして品質のいいたばこをつくつていただく、これが基本でございまして、すでにここ三年ほど毎年耕作反別を減反してまいつておるわけでございします。もちろん、これを一律に減らしますと、在庫解消はわりあい早くできるわけ

あります。やはりたばこ耕作農家の方々は長い間専売公社に協力して葉たばこをつくつていたたいてまいつておるわけで、急激に大幅な減反といふことはできかねますので、現在までのところ、毎年減反の面積程度を目途に減反を続けてまいつておるわけでございします。(島田委員) 総裁の御丁寧なのはわかるけれども、ちよつと時間ですから(と呼ぶ)その減反と品質のいい葉たばこをつくることによつて過剰在庫を解消したい、このように考えておる次第でございします。

○島田委員 丁寧な御答弁だから文句を言うのは筋違いかもしれぬけれども、時間の限定もあるもので次に移らせてもらいます。いまの問題は、私はすつきりと納得したわけではありませんが、時間の都合で前へ進まざるを得ません。

次は、ガットの提訴の問題であります。一つには、どんな経緯があつて提訴されたのか。これは余り詳しく時間をかけてお述べいただくような必要はありませんけれども、その点をひとつお聞きしたい。

○本政府委員 製造たばこの輸入たばこにつきましては、五十三年の二月以来アメリカとの間で種々やりとりをしてきたわけでございしますけれども、本年十一月十六日になりまして、アメリカ側が従来からわが方に対して言つておりました内容をもつてガットの理事会に提訴をいたすということになつたわけでございします。昨年、五十三年の二月には紙巻たばこの問題がまず出てきたわけでございします。その後、葉巻、それからパイプというふうに出てまいりまして、葉巻、パイプの両方の品種のたばこにつきましては、アメリカの法律でございします通商法によりまして各業界がまずアメリカ政府に提訴を行つておる。そういうものを受けてアメリカ政府はガットに提訴をいたしました、そういう背景でございします。

○島田委員 そうすると、提訴の内容について事実関係があると認めているのですか。

○本政府委員 提訴の内容につきましては、制度的なものと、それから流通販売に関するもの

と、大きく分けまうと二つのものになると思ひます。

制度の方は、いわゆる価格の形成方式についてございまして、これにつきましては、アメリカが言つておられますのは、輸入たばこについては国内たばこよりも言うならば高い専売納付金を納めさせておる、こういう言い方をいたしておるわけでございします。

この点につきましては、現在の制度が、関税は別途徴収するという制度をとりませんで、専売公社の利益処分でございします専売納付金で一括徴収するといふ形になつておるものでございします。それから、その中にいわば関税相当部分と国内税に見合うような部分と、これが混在しておるというのが現状でございまして、そのあたりにつきましては、従来からあるアメリカ側には説明をいたしてございしますが、確かにガットの条文を見ますと、そのあたりにつきまして非常に現行制度は問題であると思はれる筋もございします。

したがいまして、今回御提案申し上げております制度改正が行われますことが、このガットに對しまして非常にわが方の立場を強くする、ひいては全体のガットの審議と申しますか、それに対して有利にこれを導くことができるだろうといふふうにご考へておるところでございします。

○島田委員 私はちよつと不思議に思ふのです。わが国の専売法によるたばこというのは、この制度はいまに始まつたわけじゃないわけですね。前からずっとあつたわけですね。いままでも何回かこのガット提訴という問題があつたら、それは今日のような対応は必要だということになるのではありませんか、いままで別段こういう問題が国際的に話題になつたことはないわけですね。いまよくよくガットの自身を調べて見たら、事実にはそうおっしゃつておるのですけれども、それはいまごろ気づくはずのものではない。それがいま、しかも、この法案は提案されてもう一年近くなるのです。途中で廃案を繰返ししましたけれども、

も。アメリカだつて、ECだつて、これはアメリカが中心になつておるのではありませんか、この法案が通る通らぬといふことについては、それはいろいろあるでしょうけれども、現に国会に提案されて論議されているという事実はアメリカだつて知つておるはずだ。知つておるのに十一月の十六日になつてガットに提訴をする、これは私はどうも納得ができません。アメリカ一流のいやがらせじゃないかと思ふのでございします。それとも、ぼくは、うんと人悪く考えれば、なかなか国会を通らない、外圧でこの法案を早く通してやろうか、こんな意図があつて、そこに政府も結託したとしたら、これはゆゆしき一大事だと思ふのですが、そういうふうにお聞きされるようなガットの提訴のやり方ですね。しかも、今年度中に解決つかなければ、年明けてからこいつひとつ問題にするよと脅かしている、どうも私はけしからぬと思ふのです。大蔵大臣、変に思ひませうか。

○泉説明員 お話しのように、わが国の輸入たばこの価格の決め方にガット条約上問題になりそうなことがあるといふことは、すでに以前からあつたわけでございします。ただ、従来はアメリカのシガー業界あるいはパイプ業界は、国内でかなり売れ行きがよいものでございしますから、あえて日本にまで進出しようとは余り考へておらなかつたわけですね。ところが、最近になりまして、アメリカ国内におきましてシガーの売れ行きが落ちてまいりました。何とか自分の業況を維持していくためには、外国へ出ていってかせぎたい、そこには日本といういい市場があるではないかといふことから、日本にシガーなりあるいはパイプをもつと買えといふことから言つてまいりました。ところが、わが国の場合には、五十一年の定改後、先ほどシガレットにつきましては数字を申し上げましたが、シガー、パイプは大変減つておるのでございまして、したがつて、アメリカが期待されるような市場の状況にはないわけでありまう。そこで、日本が自分らの希望するようになかなか買つてくれないから、これは何とか日本のいま

のやり方を改めさせる必要がある。ついで、通商代表は大統領に対して、日本のそういう措置に對する報復措置を講ずるよう大統領に建言してくれということ、通商法の三百一条委員会に提訴されたわけでありまして、その提訴を受けまして、アメリカ政府はガット違反ではないかということ、今回ガットの方に提訴してまいつたということでございます。

○島田委員 さて、それでは政府がいま提案されているような改正によつていまの問題を回避することができると、つまり、対応できるか、こういう点についてひとつお尋ねをしたいのと、さらに、今後問題はないのか、このところをしつかりきようはお聞きをしておきたい、こう思うのであります。

○名本政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、ガットに提訴になっております内容は二つございまして、一つは価格形成の制度に関する問題でございます。

この問題につきましては、今回のお断りをいたしてございまして、制度を改正いたしますならば、内国税相当部分は、内外無差別に平均しまして五・五・五の程度のものゝ課税することになりまして、これは内外無差別になりますから問題ございせん。それから、いわゆる関税に相当する分、これにつきましては、新たに関税率を専売公社が輸入しますものにつきまして徴収するという制度にいたしてございまして、したがいますと、ガットの協定の、これは第三条でございまして、けれども、内国税相当部分について差別をすることを禁じておる規定なんぞでございます。関税を課することとは、国内生産の保護という面から、これは当然認められることとございまして、この制度面からいいますと、この法律を成立させていたいただきますならば、アメリカの提訴の理由は全くなくなるというふうに考えます。

一方、それと、もう一つありますのが、流通関係についてでございます。たとえ、輸入したに對します広告が日本の

国内産のたばこに對する広告よりも厳しいとか、あるいは店の数が少ないとか、そういう点でございまして。これは取引上の話でございまして、いろいろ、たとえば経費の問題であるとか、そういう問題もございまして。現に昨年八月以来専売公社の方におきまして、これは取引上の話でございまして、われわれが出てまいりますよりは、アメリカのたばこメーカー、それから公社、そういう取引上の相互において話を詰めてまいる方がいであらうということ、アメリカ側も一たん同意をしたわけでございます。話を何度かしておるわけでございます。そこにおいて話がつきますならば、ガットにおけるアメリカの提訴というものは、おのずから解消してくるであらうというふうに考えます。

したがいますと、そちらの方は相互の話し合いで話がつく問題、言うならば、企業がお金を出すかどうかというようににも絡んでくる問題であります。

しかし、この制度は、これは法律にかかる問題でございますので、今回の御提案申し上げておりますこの法律改正を成立させていただきましますならば、ガットの問題というのは非常に大きく前進をして解決の見通しは非常に明るいというふうなことであらうというふうに考えております。

○島田委員 そこで心配がありますのは、先ほどちよつと總裁が触れておりましたけれども、つまり国内産業たばこの耕作者の立場というものが、今度のこういう措置によつて確立できるかどうか、たとえば、私はガットに提訴したという意図は幾つかあるというお話であります。もう一つ、日本に對して製品化されているたばこ、これをたくさん売りたい、こういう意図もあるであらうというふうに見るのです。外国業ばかりではなくて製品としてどんどん上陸してくる、こういう状態を許すということになりますと、国内の業たばこ耕作者に大変大きな影響を与える。そうでなくともいま一年分余分にストックを抱えているという状態でありまして、一時期たばこが足りなくて奨励し

て耕作をやした、こういう状態のまだ余額の中にあるわけでありまして、まず第一には、日本の農業の大事な一環を占めている業たばこ耕作者、これをどう守るのかというのには非常に重要な課題であります。この点について御心配はありませぬか、私のような心配はないと言ひ切れるでしょうか。

○泉説明員 御存じのように、定価を引き上げますと、それによつて一時的に消費が落ちます。もちろんその定改前には仮需要によつて一月份以上の数量がよいに売れますけれども、値上げが行われますと、その分を食いつぶしていく関係もありまして売れ行きが大変落ちるわけでございます。しかし、落ちましても、この前の五十年の値上げのときの経験でわずか〇・四％しか落ちません。翌年は回復したという点からいいたしますと、今後、一時的には下がりますが、長期的に見ればある程度ふえていく、もちろん、そのふえ率は昭和四十年代のように五・六％ではなくて一％ないし二％程度しかふえないと思ひますけれども、〇・何％減つて一％、二％ふえていけば、在庫を解消する方途がないわけではない。

ただ、いまお話しのように、十二月の月のような過剰在庫でありますので、どうしてもある程度耕作の方に御協力願つていい品質のたばこをつくつていただく、そうしますと、反当収量が若干減ります。その若干減つたところで耕作面積の減と合わせまして過剰在庫をだんだんに減らしていく、公社としましては、国内業をできるだけ使用しまして加工技術なり香料等の工夫をいたしまして、できるだけ国内産を使い込んでいく、それによつて過剰在庫を減らしていくという考えでおります。しかし、それはそう短時日のうちにはできません。かなり長い年数がかかるもの、このように考えております。

○島田委員 そうすると、ストックの解消に相当の努力が要するという現況にある中では、輸入業はこれ以上ふやさない、こういう方針だというふうには受け取つていいですか。

○泉説明員 輸入業につきましては、従来から在庫二十四カ月分というのを目標としてまして、これは専売制でございせんので、買わなければならぬ義務はございせんので、当方の所要量だけ買えばいいということになっておるわけでございます。したがつて、私どもとしては、現在のところ、五十年、五十一年の国内産の品質が悪かつたものでありますから、それを補うためにいまのところ輸入業の使用割合を若干ふやしておりますけれども、将来は輸入業の使用割合は三三％程度にとどめるようにしていきたい、このように考えているわけでございます。

○島田委員 そこで、私は業たばこ耕作の実態というもので深くいま入る時間はないのでありますけれども、この業たばこに關する限りは、あくまでも大蔵省所管、つまり専売公社である。耕して、つくる、収穫するところまで全部めんどうを見る。農林省がこれに直接的には全く關与してないみたいになつてございせん。やはり六万ヘクタール以上ある耕作面積、しかも十一万数千戸に及ぶ耕作農民、これはいづれも日本の農地法によつて農地を使つたばこを生産しているわけなんです。この辺のところは、有機的に両省においてたばこの問題については話し合ひなり連絡あるいは協調といったようなことが行われているのであらうとは思ひけれども、農林省の農政のアウトサイダーに置かれていて、いづれは、いつも私、不思議に思つていて、原因はなつていやしなやかという疑問も私は実は持つてゐるのです。

きようは農林省の青澤課長が来ております。青澤課長の前にちよつと總裁に一言だけ。この辺は一つの歴史的な経過があるし、また専売法に基づくものがあるのだというところはわかるのだけれども、しかし、全くアウトサイダーではないにしても、ややそういう感じがしてならない。農林省の畑作振興の立場から考えたつて、これは明らかに置けないはずなんだけれども、その辺のところは一体いかがお考えになつてゐるのか。

○泉説明員 いま島田委員のおっしゃられるように、葉たばこの専売制は明治三十一年からずっと続いておるわけでございまして、専売公社となりまして後も専売制が続いておるわけでございまして、私どもとしては、耕作者の方にいい品質の葉たばこをつくらせていただく、それによって消費者の好まれるようないい品質の製造たばこをつくりたい、こういうことで耕作者の方の耕作指導等いろいろ配慮いたしましてございまして、もちろん農林省との間で十分打ち合わせをいたしております、農林省との間でも、たとえば圃場整備事業というのを農林省でおやりになります。そのときにたばこの耕作地を入れていただくとか、畑作の特定圃地を形成される場合にその中にたばこも入れていただく、こういうことあるいは稲作の転換等につきましても農林省との間でいろいろ打ち合わせをいたしまして円滑にやっております。その中でございまして、決して農林省のらち外で勝手なことをいたしておるということではございません。

○戸澤説明員 ただいまの島田委員からの葉たばこの農業上の位置づけと農林省の対応の仕方という点でございましてけれども、私ども、葉たばこは先生お話しのとおり六万ヘクタール余、十一万戸農家が関与している非常に重要な農作物でございまして。特にその生産額は、五十二年度で見ますと、二千四百三十億というように、畜産物を含めた総合的な農産物の中で第七位を占めていられるというふうな非常に重要な農産物でございまして、これが農業経営に及ぼす影響あるいは地域の農村集落に及ぼす影響等は非常に重要なものでございまして、専売公社の方と十分連絡をとりつつ、わが省といたしましてやはり生産の合理化、近代化、またそれを通して畑作経営農家の経営の改善を図っていくことが重要である、さよう考えておるわけでございまして。

そのために、具体的には私どもの方で行っております特産畑作振興対策事業とか、あるいはまた農業構造改善事業、こういうふうな事業その他い

ろいろございすけれども、こういうふうな補助事業によりまして葉たばこの生産のための基盤の整備を行うとか、あるいはまた葉たばこの生産の合理化のための育苗施設とか、農作業用の機械器具とか、あるいは乾燥施設とか、そういうふうなもの、導入等を専売公社の方と連絡をとりつつ必要となるには行っておりますし、またそのほか、そういう補助事業以外にも、農業改良資金制度あるいは農業近代化資金制度、こういうふうな制度資金によりまして、農家が個々に経営改善を行う場合に必要資金につきまして融通を行う等の措置をとって、その生産振興あるいは経営の安定に努めておるわけでございまして。

○島田委員 総裁が勝手なことをしておるとはよくは言ってませんから、えらいまた勘ぐって——はくはむしろあなたの応援をするつもりで言っているのであって、そこまで御苦勞になるのは大変だ、農林水産省何をしていられるのだという気持ちばかりにあるからそういうお話をしたのであります。いま戸澤課長からそれなりの力を入れていて、こういうお話でありますから、その点については今後輸入の問題等によってせつかくの葉たばこ耕作にかげりを与えるというようにすることがあつてはいかぬと思ひますので、農林水産省も専売公社も、大いにひとつ大事な生産の段階における保護策というものはやはり力を入れてもらわなければならないのではないか、こんなふうに実は考えているわけであります。

最後になりましたが、実は大臣も新聞をごらんになっておわかりいただいていると思うのであります、十二月三日の毎日新聞朝刊の一面に、塩の民営移管というふうな問題で、これは行政改革、自民党調査会で検討を始めた、こういうふうな記事が載りました。これは、いままでもたばこだつて民営という問題が背景にあつて非常に大きな話題を呼んでいる、こういうことであります。

同じ専売公社の所管にかかわる塩、これが行政改革の名のもとに民営移管というふうなことが検討されようとしている。まだ具体化するとは言っておりませんし、具体化するにかなりの曲折がまだ予想されるわけで、そう簡単にはいかないだろうと思ひますが、すでに自民党の中でこの問題が近く討議に付される、こういうふうなマスコミの報道があるわけであります。マスコミの報道でありますから、その真偽を新聞を見てお尋ねするといふのは不見識かもしれませんが、しかし、話題が話題だけに、しかもいまだたばこの問題がこうやって国会で論議を呼んでいる、こういうさなかであつて、同じ専売公社の中にもあります塩の問題がこういうふうに取り上げられるというのは大変なことなものであります、この点について政府当局としてはどのように受けとめていらっしゃるのか、そこをまず聞きたいと思ひます。

○竹下國務大臣 お説の十二月三日付毎日新聞に行政改革の一環として塩専売制の廃止問題が取り上げられておるといふ記事に基づく御質問であるうかと思ひます。決して報道機関の報道をもとに御質疑いただくのが不見識だとは思ひません。それは結構だと思ひます。

これは二つの角度から申し上げますと、一つは、塩事業の経営形態について昨年六月、もう委員御承知のとおりでございまして、公共企業体等基本問題意識見書におきまして、「国内製塩企業の自立体制が確立する時期において、流通機構のあり方を含め、その廃止について検討」することが提言されて現在に至つておるわけでございまして。そうして、大蔵大臣の私的懇談会でありまして、たばこ及び塩の専売事業問題懇談会において検討をお願いしているところでございまして、十二月三日付の毎日新聞が取り上げておりますように、自民党の行政調査会でもこれについての検討を行うという意向であるといふことは私も聞いております。

塩事業の経営形態につきましては、最近における石油価格の高騰が国内製塩各社に与える影響、

塩の流通問題等を、塩が国民生活に不可欠のものであるという事実の上に立つて慎重に検討すべき課題であると考えております。

政府としても行政改革本部が、これは行政改革の面からの考え方でございますが、十一月二十八日に特殊法人の統廃合等について、閣僚レベルにおける協議、検討に即応しつつ、早急に具体案を検討し、年内に方針をまとめることと決定されたこととでございますので、当省所管法人である専売公社につきましても、目下検討を行つておるといふのが現状でございまして。これは従来の懇談会等からの意見の問題と、いわゆる行政改革計画の立案についてという政府内部の十一月二十八日の改革本部で決定したものと両面からお答えしたわけでございまして。したがって、大蔵省といたしましては、大蔵省所管の特殊法人といふならば、国民金融公庫、輸出入銀行、それから開発銀行、それと専売公社、大物が四つあるわけでございまして。それに対してどのような形で対応していくかという点自体に、私自身も明確な方向をいまだ定めるほどの準備ができていない。大蔵大臣になつたばかりの私でございますから、そのこともございすけれども、検討を要する重大な課題だといふふうに考えておるところでございまして。

○島田委員 大臣はやはりと謙遜なさつていらっしゃるけれども、あなたは次の時代のいつか総裁という、その一人になつていられるといううわさがもつぱらでありますから、そういう立場でおっしゃることはきわめて重要な影響力と意義を持つのであります。実は前任の金子大蔵大臣、あるいはここにいらつしやる総裁は、民営化、つまり経営形態については現在の姿が最も望ましい、この方向で行くのだ、こう言い切つていらつしやることから言ふと、大蔵大臣は、いまのお話ではかなりニュアンスだけではなくて姿勢にも大きくかけりがあるように私は受けとめられるのです。しかし、いまの実態は、いわゆる外塩と内塩との格差が縮まってきた段階でという、こういう不文律みたいなものが一つあります。いま、このお話が出たとき

よりもまだ広がっているという状態がある。こういういわゆる実態を考へるならば、私は当然いまの公社の経営を継続されるということは、もう否定しようのないことだと思ふのです。

ただ、問題は、いまおっしゃっているように行政改革という立場から話が出てきている。しかも自民党の中で調査、検討がなされようとしている。そうすると、外堀を埋めて内堀を埋めていくことに、あるいは予想される事態があるかもしれない。しかし、私はこの際、やはり諸般の状態を考へれば、この専売公社の存続というのがいろいろの意味で非常に大きな意義を持つていて、また目的もそれなりに明らかなので、ほかのいまお述べになった大蔵省所管の三つの問題と比較した場合でも、私は問題の質が違ふと思ふのです。外堀を埋め、内堀を埋められても毅然としてこれをはねのけていくという姿勢が貫かれないうと、このたばこ値上げの問題が提起されて以来国会で論議されて、政府側の答弁として一貫してお述べになっていることと大きく違つてしまふ。いまの御答弁で私は納得できないのですが、いかがです。

○竹下内務大臣 確かに、この記事を読んでみますと、自民党の調査会におきまして問題提起されておるといふことは聞いております。

ただ、行政改革の立場からの取り組み方につきましては、大蔵省の所管しておる、専管しておるとでも申しましょうか、他の共管の問題は別といたしまして、四つございますので、大蔵省だけが例外であるというわけにはまいらない。そしてまた、その場合に専売だけが例外なく取り上げるべきものであるとも私は考へておりませんので、いままきに着手したばかりでございまして、私どもの所管の公社、公団、事業団の統廃合の問題につきましても、いましばらく私にも慎重な検討期間をお与え賜りたい、このように思つております。

○島田委員 私は納得できませんけれども、時間が来ましたから、これで終わります。

しかし、この問題に関する限り、私はいまの大蔵省の御答弁では朝令暮改という感じがしてなりませんが、やはりこれは毅然として存続の方針に立つて進めてもらわないと困ると思ひます。御答弁は要りませんが、それだけ言い残しまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○増岡委員長 川口大助君。

○川口委員 同僚議員がいろいろお尋ねをいたしました。私は若干角度を変えて政府の所信をお聞きしたいと思ふのであります。

まず、厚生省、お見えになっていきますね。最近、たばこは国民の健康に關していろいろ関心が高まつておるわけでありまして、一体たばこというものは人体に害があるかどうか、厚生省としてはどう御見解ですか。

○大池説明員 お答え申し上げます。

紙巻たばこの人体とのかかわりの問題でございしますが、御承知のとおり、嗜好品ということではないが、国民に広く常用されているという実態がございまして、吸う立場、吸わない方、それぞれのいろいろな側面での功罪については論議があると思ひます。

しかし、これを身体的な側面、医学的な立場から見ました場合に、国際的にも国内でも活発に各種の調査研究がこれまでも行われてきております。また、現在も続けられておるところでござい

ますが、そういった内外の医学的な所見を世界保健機関、WHOにおきまして一九七五年に専門委員会報告という形に取りまとめられておるわけでございまして、この専門委員会報告におきまして、主として統計的な手法を用いました疫学的な角度から、たばこは人体の幾つかの病氣との間に

関連が見出されておる、たとえば喫煙者と非喫煙者、特に長期に多量喫煙しているいわゆるヘビースモーカーと全然お吸いにならない方との対比におきましては、死亡率、たとえば肺がんとか、慢性気管支炎等呼吸器の疾患、そのほか循環器系の疾患とか、あるいは妊産婦におきましますところのいろいろな問題、こういった面におきまして、統計的

に見て高率に喫煙者のヘビースモーカーの間で見出されるというようなことが取りまとめられておるわけでございします。そういう意味におきまして、人体とのかかわりにおいては、身体的には有害な影響が見出されているという実態がございします。

○川口委員 詳しい御説明はありがたいのですが、限られた時間でありまして、ひとつ端的にお答えを願ひたいと思ひます。

厚生省では、人体に有害であると認めておるといふことですね、もう一回はっきり言つてくださう。

○大池説明員 お答えいたします。

いろいろな側面から議論があるわけでございしますが、医学的なたばこの調査研究結果におきましては、好ましくない影響が認められるということとを申し上げたいと思ひます。

○川口委員 私は厚生省はどう考へているかというのを聞いておるわけですが、

○大池説明員 種々疾病の発生あるいはその進行にとつて望ましくない要素として理解をしておるところでございします。

○川口委員 それでは、担当者として望ましくないと認めておるものに対してどう御措置をいたしておるのでしょうか。

○大池説明員 御指摘の点につきましては、健康教育、衛生教育というように主として、私どもの対策の柱として各種の施策を講じておるところでございします。

○川口委員 なかなかお答えも困ると思ふのですが、私はわりあい客観的に御尋ねをしております。

厚生省は国民の身体を守らなければならぬわけでありまして、いまお話がありましたとおり、大体一年間に四万二千人の人がたばこの害のために余分に亡くなる、こういう統計さえ出しておるわけでありまして、そういう実態があるわけでありまして、たとえば、薬などの場合も有害と認められるものにおいてはそれなりの御措置をしておると

思ふのでありますが、事たばこに關する限りは単なるPRにとどめておる、こういうことですか、いま一度ひとつお答え願ひます。

○大池説明員 お答え申し上げます。

御承知のように、そういう規制の面におきましては、若年者の多量喫煙はかなり前、明治時代にすでに未成年者喫煙禁止法というふうなことでそういう規制が行われておるわけでございしますし、それから長年、多量の喫煙が有害であるということにつきましては、私も局長通知等もすでに出して、成人病予防とかその他あらゆる局面におきまして指導の中に織り込んで、たばこに關するそういう正しい知識をよく理解してもらふような努力をじみちに行つておるところでございします。

(委員長退席、稲村(利)委員長代理着席)

○川口委員 それでは、たとえば輸入品で人体に害を及ぼすような品目、こういうものがあるというふうになつた場合の一般的な措置ですが、厚生省はどういうふうな御措置をしておるわけですか。

○大池説明員 ただいまの御設問の点につきましては私の所掌を離れてしまひますが、私の理解しておるところでは、医薬品、食品等につきまして明確に有害なものについては、こういったものを輸入しないような措置がとられておると理解しております。

○川口委員 それでは、担当外であるというのでどうもお尋ねしにくいわけですが、アメリカにたばこの場合、アメリカにたばこは害があるというふうなアメリカ政府が断定しておられることを御存じですか。

○大池説明員 いろいろの情報は私も収集しております。その一環といたしまして、アメリカにおきましても衛生教育というふうな観点からたばこの害のある側面についてのPRは非常に力を入れておるということは理解しております。

先ほども御説明申し上げたところでございしますが、一つの側面だけでこれはもう害がある、ないというふうに一概に仕分けて整理がむずかしい案

件であろうというふうに考えております。

○川口委員 それでは具体的に申し上げますが、いわゆるアメリカたばこの特定品目について、有害であると断定されたものに対して厚生省はいまの段階では何ら処置を考えておりませんか。

○大池説明員 その有害であるという断定の意味の理解によつてでございますけれども、私どもは輸入を禁止しなければならないほど有害であるという断定をされているということについては、現在ちよつと確認しておりませんが、いまのところそういうことは考えておりません。

○川口委員 しかし、日本のたばこには、先ほどお話をしたとおりいろいろな諸病状があらわれるということとは理解しているわけでしょう。日本のたばこについて、いまお説明あったような病気のものと異なるということをおわかりの上で、アメリカたばこについては知らぬということとは、厚生省としては若干怠慢——まあ担当ではないからと言われるといけません、もう少し関心を持ってよろしいものじやなからうかと思うのですが、いかがですか。

○大池説明員 先ほど来私どもが申し上げましたのは、日本のたばこによつてこういう病気がつながらるか、外国のたばこではどうかというように、そういう区分けの議論でございまして、紙巻たばこの多量喫煙の一般論として私どもは理解していることを申し上げた次第でございます。

○川口委員 なかなかみ合はぬのですが、大臣、初めてですが、ひとつよろしくお願ひします。

いまいろいろ議論申し上げているのは、たばこ専売事業をすぐにやめるとかなんとかという問題ではないのです。やはりわれわれは国民の健康を守らなければいかぬ責務があるわけですから、もし、悪ければ直さなければならぬわけですが、有害なものか有害でないものか、その認識の違いによつて今後の対応が違つてくると私は思うのです。大臣は、このたばこというものが人体にどういう影響を及ぼしているかということに対しての御所見を持っておられるなら、ひとつお話し願ひたいと思ひます。

○竹下国務大臣 川口先生、私も先生との質疑は初めてでございますので、よろしくお願ひいたします。

大変むずかしい質問でございまして、今日までいわゆる喫煙の健康に及ぼす影響というふうなことで委託研究というものが行われておるようであります。したがつて、これから医学的研究の充実に努めていかなければならぬと思ひますが、その成果が今日断定できるような形であらわれないと聞いております。私個人の認識からいたしましても、何だか厚生省の話を聞いておりますと、これはたばこをやめた方がいいかなという気がして見ましたり、また、かつてやめようと努力しながら、みずからの持つ意志の薄弱さによつてそれをやり遂げなかったことがあつて見ましたりいたしておりますので、嗜好品であるという角度のたばこ、それが健康に対してどのようなものであるかということにつきましては、所管大臣ではございすもの、確固たる見解というふうなものがないままにございせん。ただ今日、いわゆるニコチンとかタールとかいうものの持ついろいろな問題からして、低ニコチンとか低タールとかいうようなたばこの開発にも努力はされておるということは承つておりますが、まことに初めての質疑応答といたしましては歯切れの悪い話でございすけれども、まさに、大蔵大臣にたばこ健康についての見解を問うとおっしゃいますと、不敏にして正確な見解を持ち合わせませんと言わざるを得ないような実態であります。

○川口委員 先に進みますが、お願ひですが、厚生省の方も担当でないとおっしゃるのですが、帰したらひとつ大臣にお話をさせていただきたいのですが、やはりこれほど人体に関係があるというふうなところから、専門的な学者があらゆる統計的なものを出しているのです。ですから、人体にどういう影響があるかということについて今後研究してくださるということをお約束願つて、大臣に御報告をしていただくと同時に、大蔵大

臣、ひとつこれを今後研究課題として勉強していただかせんか。いかがですか。

○竹下国務大臣 勉強させていただきます。

○川口委員 そこで総裁ですが、たばこ専売法の二十八条には、いまの議論からすると、どうも妙な条文があるわけですが、それは、外国たばこは元輸入してはならないものだ、ただし、健康上または習慣上欠くことのできないものの自家用はよろしい、こう書いてある。これは、たばこというのは健康上に欠くことのできないものというふうな思つておるのか。それは嗜好品なのか中毒なのか、その辺を私、見解を伺いたいわけですが。

○泉説明員 この専売法第二十八条のただし書きの点は、旅行者が携帯輸入するたばこについて規定してあるわけでございます。これについては「健康上又は習慣上欠くことのできない製造たばこについては」ということになっておりますが、どちらかという、習慣上たばこを吸っているから携帯輸入したいという方には携帯輸入を認め、こういうふうな御理解いただきたいと存じます。

○川口委員 私は「健康上」という方を伺っているわけですが、「健康上」というのはどういうことなんですか。体によろしいということなんですか。

○小幡説明員 お答え申し上げます。大体たばこに医学的効用があるか、こういった問題になるわけでございますけれども、これは先ほどいろいろ有害論ございましたけれども、精神的な効用というものは、たとえばストレスの解消になるとか、そういう面から見まして、その方が喫煙という習慣を定着しておられる場合に、これを一切やめるといふことになりまして、やはりそういった面で問題があるのではなからうかというの

○川口委員 どうもそこがわからぬです、精神的な効用というものが、ほくはたばこを吸わないけれども何ら痛痒を感じないのです。だから、精神的な効用というのは中毒なのか嗜好品なのかと聞

いているわけですが、私はある意味の中毒ではないかと思ふのです。その辺はどうですか。

○小幡説明員 それではちよつとさかのぼりまして、たばこの有害論でございますけれども、先ほど厚生省から、あたかも疫学的な立場で害があるような御答弁がございましたが、私どももこの問題につきましては真剣に検討しております。昭和三十三年から医学の専門家に委託いたしました統計的、疫学的なデータによりますと、喫煙というのは肺がんとか心臓病などに関連があるという指摘はございます。さらばそういう疾病と喫煙との因果関係はどうか。つまり、因果関係をきわめるといふ場合には、疫学的ないわば推定方法ではだめでございまして、それで医学の専門家が病理学的にいろいろと細かい検討を重ねていくわけでございます。動物実験をいたしたり、あるいは臨床医学の見地からいろいろやられているわけでございますけれども、いろいろむずかしい問題がございす。

なぜかと言いますと、喫煙が人体に作用を及ぼす仕組みというのは非常に複雑でございす。それからもう一つは、いろいろな要因がございす。たとえば大気汚染でありますとか、生活環境あるいは職業の問題、それからその人の遺伝的な体質の問題もございすし、既往の病歴の問題、それから年を加えると人間の体というのは変わつていくという加齢の問題、そういったいろいろな内的要因や外的要因が複雑に絡み合つておりますので、それを喫煙だけを特定要因として取り出してどうにかということをやめることは、いまの段階では非常にむずかしい。それで、私どもは内外の研究報告を専門の方にも見てもらいましたし、あるいは委託しております専門家の方々の研究データ、こういうものを総合して御意見を伺つておりますけれども、いまの段階では、疫学的にはいろいろございすけれども、病理学的にはまだこれは結論を得る段階には至つていない、そういうこと。それからもう一つは、たばこというの

は嗜好品でございまして、新しいものではござい
ませんで、長い歴史を持つておりまして、成人の
間に広く定着しているわけでございまして、この
科学の証拠は出ておりませんので、こういった段
階におきまして特別の疾患を持った人、たとえ
心臓病とか肺気腫のような疾病を持った方とか、
あるいは吸い過ぎ、過度の喫煙、こういったもの
つきましては疫学データでかなり濃い問題点が指
摘されておりますので、こういった特定の疾患と
か過度の喫煙は注意した方がいいと思ひますけ
れども、一般的に言ひまして、普通の健康な方の喫
煙につきまして、これを一義的に有害である、こ
う決めることはどうかと私も思ひております
けれども、これは非常に国民の健康にかかわる重
大問題でございまして、私も、この委託研究
をさらに一層深く充実をして、何とかこうい
った問題に適切に対応していきたい、かように考
えている次第でございまして、

○川口委員 たばこには、余り吸わないようにと
表示してあるそうです。とにかく毒と薬は紙一重
ですよ。先ほど大臣がお約束したように、ひと
十分に今後研究していただきたいというふうにお
願ひいたします。

次に、ガットの提訴の問題ですが、いろいろお
聞きしたいと思ひますが、同僚議員からお尋ねを
しますので、一つだけお聞きいたします。

この中に、米国が日本に対して相応の報復措置
をとることがあると書いてあるのですが、これは
一体どういうことですか。

○名本政府委員 これは二つあるのでございま
すけれども、一つは、ガットの二十三条におきま
して、締約国がその違反の事態が重大であるとい
うように認めて、かつ、相当の措置をとることが
適当であるというふうに認めましたときには、こ
の協定に基づいております関税率の譲許というの
がございまして、その譲許を停止するようガット
として認めることができる、許可することができ

るという規定があるわけでございまして。これが第
一点でございまして。

それから、アメリカの通商法におきまして、通
商代表部に提訴がありました際に、その通商代表
部は、相手国の非関税障壁、そういうものがあつ
て差別待遇をいたしておるというふうなことが明
らかになったときには、相手国に対する報復的な
措置をとることを大統領に勧告することができ
るという規定、これはアメリカの国内法でござい
ますけれども、あるわけでございまして。

ガットのもう一つは、国際条約でございまして、
アメリカの国内法と違ひまして、日本政府もそう
いうことがあることについてもちろん同意をした
規定であるわけでございまして。これがどうい
う内容のものとして出てくるかというところは、現
状においてはわれわれ推測することはできません
けれども、このガットで譲許したしております関
税率につきまして、その譲許というものの停止を許
することができるといふのが報復の内容でござい
ます。

○川口委員 現在輸入たばこは、金額にしてどの
くらいですか。

○名本政府委員 本数で約三十億本、金額にし
まして四百億円程度の輸入をいたしてございま
す。

○川口委員 仮にいまお話をいたしましたような報
復手段がとられたという場合には、日本にどの程
度の損害になりますか。

〔稲村(利)委員長代理退席、愛知委員長
代理着席〕

○名本政府委員 これは、アメリカ政府がどのよ
うな程度のものをするかというにいたして、全
く予想もつきませんが、仮に何らかの手段を講
じてくるということにいたしますと、これはアメ
リカのことで、それから全く推測でございま
すけれども、恐らく金額的に見て同じ程度のもの
については考えられるわけでございまして。こ
れは報復手段じゃないですか。ぼくはそ

う思ひますよ。ですから、できるならば輸入しな
ければ、こういう問題は起きない。あなたの方
たばこは政府が認めるだけで、害がある、そんな
たばこは要りません、こうなれば、これは何も問
題がないでしょう。そうじゃないですか。

○名本政府委員 外国たばこを一切輸入しない
ということは、これは国内税相当について差別待
遇をするというよりも、もっとより一層ガットの規
約に違反することに相ならうかと思ひます。

○川口委員 そういうことですか。それじゃ先
進みます。

五十三年度までの国庫納付金と利益積立金、こ
れは案分といひますか、配分といひますか、その
計算の基礎はどういうふうになっていひますか。

○名本政府委員 先生おっしゃいます利益積立金
と申しますのは、これは累積の金額でございま
す。

○川口委員 いや、済みません、舌足らずです
が、その年々の純利益があるわけでしょう。これ
を従来は国庫納付と内部保留というふうに分
けておたわけですよ。その配分の仕方です。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

年次で申し上げますと五十年でござい
ますが、たばこ事業益金額が七千九百三十五億
円でございます。それに対して専売納付金が、五
十年におきましては三千三百二十七億円……

○川口委員 いや、済みません、答弁中ですが、
金額じゃない、案分の計算方法です。

○後藤説明員 わかりました。

計算の方法は、実は四十六年から大蔵省と私
どもの間で、納付金についての一定のルールを
つくりました。それは、いわゆる国内総生産代
金の五・六割を第一種納付金といたしまして、残
りの三・七・五割を第二種納付金といたしまし
て、第一種から地方消費税を引いたものと、い
まの第二種を合わせたものを国内に納めます。残
りは公社の自己資本の資産手当てとしての内部
留保に充てましようというルールをつくりまし
た。それが五十年以降につきましては、オイルシ
ョ

ックの後を受けまして、公社の益金率が非常に下
がってまいりましたので、原則的には第一種を、
いまの五・六割が途中で五・二・五という時期で
ございまして、五〇％ということにしまして、第二
種はやはり残りの事業益金の三・七・五割という
ルールに変わりました。

○川口委員 時間がありませんので簡潔に。
五十二年度と五十三年度の計算の方法は違つて
いますか、同じですか。

○後藤説明員 特段変わっておりませんが、こ
いまの計算方法は、ある時期を通じての計算方
法といふことが基本的には了解になっております
ので、国庫の資金状況、それから公社の資金状況
等見ながら三年間ぐらゐの間には若干の調整とい
うことは行つておりますが、基本的には変わつて
おりません。

○川口委員 と申し上げますのは、五十二年度の
純利益金は約六千五百八十億、納付金が五千五
百五十九億です。五十三年度の場合は六千五百
四十億、純利益金が減つたわけですが、納付金は
五千六百五十九億と多くなつていひます。これ
はどういうことかといふことをお聞きしておき
たかたつたのですが、いかがでしょうか。

○後藤説明員 それは先ほど申し上げました点
でございまして、実は五十二年度におきましては、
先生ほどの御指摘の事業益金から千二十八億内
部留保いたしております。それで五十三年度は八
百八十六億という内部留保にいたしました。

○川口委員 五十三年度の場合の内部留保が少
ないといふことは、五十二年度より公社の財政が
よろしいといふことですか。

○後藤説明員 それはむしろ五十三年度の国の財
政が苦しいから、公社の方に内部留保を減らして
専売納付金をたくさん納めてもらいたい。この五
十三年度には別途特別の納付金もあつたわけ
でございまして。

○川口委員 わかりました。
次に、今回の値上げに伴う提案の理由がいろ
ろあるわけですが、私はこういう資料をも

とにしてお尋ねいたします。

これによりますと、まず「前回の値上げ（五十年十二月）以来五十三年度末までに原価が約三割上昇し」というわけですが、私が調べました試算によりますと、二割二分より上がってないのですよ。どうしてこういう資料を出すのですか。

○泉説明員 五十年から五十三年度までは、いま先生のお話のように二割しか上がっておりませんが、五十四年の見込み、見込みだからいいかげんじやないかというおしかりがあるかもしれないかもしれませんが、私どもの計算によりますと、五十四年の見込みでは三五%アップになるわけでございます。

○川口委員 ばくはこの資料を聞いておるので、この資料には「五十三年度末までに原価が約三割上昇し」と、こうあるわけですよ。ところが、ばくの計算では、五十三年度まで二・二よりないのですよ。だから、どうしたことかと言っているのです。

○名本政府委員 お手元に参っております「成立が必要なる理由」という書き物でございますが、これは実は五十三年度の決算ができる前につくりました資料でございます。五十三年度の予算におきましては、原価は三〇%をたしか超えていたと思いましたが、これは製造原価、販売原価がございまして、超えていたわけでございます。五十三年度の決算が動き出したところ、いわゆる円高の影響がかなり響いてまいりまして、結果的に、おっしゃる通りに製造原価という点でやってみますと、先生御指摘のように二・一ないし二・二というところに決算上落ち着いております。

○川口委員 だから、どうしてこういうものを出したかと聞いているわけですよ。二・二よりないものをどうして三割と書いて出したかと聞いているのですよ。時間がなから簡単に言ってください。

○泉説明員 この提案をいたしましたときは、五

十三年度の決算がまだ終わっておりませんでしたので、決算見込みの数字で出したわけですよ。そのときには三割程度上がるだろうということだったわけですが、いま監理官がお答えになりましたように、円高の影響でコストのアップがそれほどでなくて、五十三年度決算をしますと二・二%にとどまっておった、こういうことでございます。したがって、いまならこの文書を書き直さなければなりません。

○川口委員 私はいまもらったのですよ。ですから、この二ページを読んで「この間、たばこの原価は三割以上も上昇し」というわけですから、私ども初めてたばこの値上げを審査するので、こういう資料を出されるとまどつちやうのですよ。

もう一つ、これによりますと、「毎月約二百億円ずつ減少し」と、こうある。私が計算したところによると、百五十六億より少ないのですよ。それより少ないのですよ。どうしてこう水増しの資料を出すのですか。

○名本政府委員 五十四年度当初予算におきまして、今回の値上げは五月一日を予定させていたわけでございまして、二千二百億円の増収を予定したわけでございます。その後、値上げの時期がだんだんずれてまいりまして現在に及んでおるわけでございますが、値上げの時期を境といたしまして、たばこの定価の変更を境にいたしまして、値上げの前にはいわゆる買いたたけ、仮需要現象が起き、その後にはその買いたたけを吸ったものというふうになりますので、売り上げがぐんと落ちるといふことがございます。したがって、年度の区分がございしますものですから、その区分の前後のところへまいりますと、いわゆる増収額、減収額というものは生じてくるということが第一点でございます。

○川口委員 私の聞いている趣旨は、これは十一月にももたらした資料なんです。十一月の資料ですよ。これには「毎月約二百億円ずつ減少し」と、こうなっているのですよ。いまの説明と全然違う

のじやないですか。トータルでそうなるかもしれないけれども、資料は毎月二百億ずつ減ると書いてあるわけですよ。われわれはこれをもとにして資料を出し直しますか。

○名本政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、この資料をつくりましたのは、五十三年度決算が確定する前の時点でございます。それをお持ちいたしましてそのまま御説明申し上げたのは大変申しわけなく存じます。御説明申し上げました際に、その数字につきまして訂正をしつつ御説明申し上げるべきであったかと存じますが、それが行き届いておりませんでしたならば、この場をかりましておわびを申し上げますとともに、先ほど申しましたように、当時の数字から申ししますと、毎月二百億円ずつ、ほぼその程度ずつ減少を見た。しかし、現在の時点で考えてみますと、先ほど申しました点が一つ、それからもう一つは、専売納付金率というのは年度を通じて掛けることになっておるものでございまして、そういう面からの差というものが十二月というふうなところになってまいりますと、かなり響いてくるという面がございまして、数字は現時点で考えますと、確かに二百億よりも下回ってくるであろうというふうに考えます。

○川口委員 だから、それは値上げをしなかったために大体これくらいの減収になるというならわかるのですよ。毎月ずつと、こういうことは全然違うじやないですか。大臣、これは資料を直しますか、差しかえますか。私はいま気がついたからいいようなものの、五百十一人の国会議員は知らぬのですよ。これを資料にして検討しているから知らぬのですよ。差しかえますか、はっきりしてください。

○名本政府委員 その数字につきましては、この資料を差上げた先生方のところに伺いまして、これはこの時点でこうであって、その後事実は変化してきておりますので、かくかくしかじかの程度になるでございまいしというのを御説明さ

せていただきたいと思ひます。

○川口委員 どうもこういうでたらめな資料では困るのですが、先へ進みましょう。

次に、この値上げの理由には、経営改善上避けられない、こう言っているのです。しかし、私の調査によると、五十三年度の純利益が六千五百四十五億もあるのです。これでも経営上足りないのですか。

○名本政府委員 専売公社の利益が六千億を上回るというのは、現在の仕組み上そのようになるわけでございます。専売納付金が利益に計上されておりますので、専売納付金を差し引いたものが現実の公社の利益であるわけでございます。そこで、専売公社の経営を円滑にいくためにどれほど内部留保をとるか、あるいは国の財政をどう考えるか、そこらあたりのことから専売公社の経営、それから一方において財政状況というものを考えてまいらなければならぬ、そのために値上げをさせていただかなければならぬ。こういうことであります。

○川口委員 それでは別の角度からお尋ねします。この五ページに、現行制度の表がございまして、これによりますと、専売納付金と公社の留保分を含めまして三・二%になっていきますね。これは五十三年度でしょう。私の調査によりますと、五十三年度の例をとりますと、純益は約一兆九千六百六十九億、これに対して納付金が六千五百四十五億、それでしよう。ですから、専売納付金と公社留保を含めて、従来の例で言うところ三・二%しかないものが、納付金だけで三・二%あるのですよ。これでも経営悪化です。

○名本政府委員 先生の御指摘の数字は、売り上げの方が一兆九千億とおっしゃったと思ひますが、この数字は製造たばこ売り払い代でございます。定価ベースのものでございします。したがって、その間にいわゆる手数料その他のものがあるいは輸出するもの、そういうものが入ってまいりま

すので、現実の国内定価代金と言っております。本
当の売り上げと申しますか、末端での売り上げ
額、言うならばばこの定価に本数を掛けたもの
は二兆一千億になるわけでございます。現在の専
売公社の予算決算の経理は、手数料を除きました
ところの、専売公社が現実に小売屋さんに売る価
格で計上してございます。したがって、その
数字を使いますとこの数字とは合いません。
○川口委員 ばくはこの専売統計要覧から見たの
ですが、それじゃ次に進みましょう。
製造たばこ定価法というものを制定しているわ
けですが、これを制定した趣旨は一体どういうこ
とですか。
○名本政府委員 製造たばこ定価法は、現在の財
政法三条におきまして、租税を除くほか、特定の
物品サービスにつきまして法律または国会の議決
に基づいて定めるようにというふうに定めてござ
います。この規定を受けまして定めてあるもの
でございます。
○川口委員 これとたばこ専売法の三十四条と
かかわりはどうですか。
○後藤説明員 製造たばこ定価法におきまして
も、四十一年の改正によりまして現在の製造たば
こ定価法ができたわけでございますが、これは一条
でそれぞれの種類別、等級別の最高価格法定制を
とっております。個々の銘柄につきましては、そ
の最高価格の範囲内において品質、規格その他諸
般の情勢を考慮して大蔵大臣に認可申請をし、認可
をいただいた上で公社が決定するという仕組みを
とっておりますが、たばこ専売法の場合におきま
しては、はつきり三十四条で、公社が認可を受け
る製造たばこについてはたばこ消費税というもの
もちゃんと含んでおるものです。専売法でござ
いますので、いわゆる定価の性格について国民の
皆さんの前にお示しをするということを織り込ん
だ法律でございます。したがって、この際、
地方消費税も含めまして、地方に納めます小売
定価中の税率を決めましたので、この改正案では
三十四条に専売納付金と地方消費税を含んだもの

です。よということを宣言をしたということござ
います。
○川口委員 簡単に言うと、これは上限を決めた
ものでしょう。そうですね。——上限を決めた定
価法なんです。が、今回法定価格の三割以内を場合
によっては上げていい、この三割という根拠は
何ですか。時間が余りないので簡単に言ってくだ
さい。たくさん聞きたいので簡潔にひとつ。
○名本政府委員 三割増しを上限にいたしている
わけでございますが、この三割増しは公社の経営
が今後制度改正によりまして赤字になり得るとし
たときに、原価が大体どの程度上がっておるか
というのを推計いたしまして、その原価の幅が大
体その程度までいっておるだろうというふうに認
められましたので、その原価をもとへ戻していた
だくということと三割にいたしました。
○川口委員 ということは、この資料によると大
体四、五年は大丈夫だと書いてあるのですが、
四、五年大丈夫ですか。
○名本政府委員 昭和四十年代の比較的安定した
物価情勢のときにおきましてそういうものを想定
いたしました。とおおむねその程度赤字にならない
で済むであろうというふうに想定されます。
○川口委員 今回の値上げは五十年から四、五年
です。ですから、四、五年であるならば——時
間がないから先へ進んでしましますが、審議会な
どに答申をさせるようなことをしなくたって、今
回も三割ですよ、さき資料が違いました。が、と
にかく三割、だから改定をした。またも三割とい
う問題を見ると、むしろ三割上がった時点で考え
てもいいんじゃないですか、今回だつて三割上
った時点で考えているわけですから。その辺は一
体どうですか。
○名本政府委員 先生おっしゃいますのは、つま
るところ、定価決定につきまして特例を設けるこ
とについてのことだと思います。これにつきま
しては、今回、専売納付金の率を決めるといふ制度改
正によりまして、先ほど先生おっしゃいましたよ
うに、専売公社が現在六千億以上もの利益を持っ

ておるといふ経営体質から、原価の上昇があつた
場合には、いかに経営努力をしても赤字に転落し
てしまうことがあり得る体質に変わることになる
わけでございます。そういう制度改正による専売
公社の体質の変化というものを考え、片や専売公
社もまた企業でございますので、企業として能率
的な経営をやつていっていただくということを求
めるために、若干の定価改定につきましての弾力
的な運用というものをお願いしたいというの
が今回お願いしている趣旨でございます。
○川口委員 そこがわからぬのです。この七
ページによると、「法定制の弾力化」を持たせる
ことが「経営手腕をふるう余地を与える」こと
になると書いてあるのです。『経営手腕をふるう』
ようなことになれば値上げをしなくても済む。値
上げの余地を残しておいて、それが「経営手腕を
ふるう」要素になるということとは私は理解ができ
ないのです。その点の考え方はどうですか。
○名本政府委員 値上げをいたしますと、たば
この売り上げが一時的に落ちるということもござ
います。それからまた、輸入たばこが入ってきて、
市場におきまして、専売公社の製品である国内産
のたばこと競争するということがございます。そ
ういうふうな事態の中におきまして、まず今回納
付金の率を法定するということは、従来でござ
いますと、専売公社がいかに経営努力をして利益を
上げて、それは専売公社に残るのではなくて、
言うならば国が全部吸い上げてしまふということ
であつたわけでございます。それを改めまして、
国が一定の率で納付金を徴収する、残りは公社に
残る。したがって、専売公社が合理化に努
め、経営努力をいたした成果は公社に残るという
制度を片っ方だけつくつたわけでございます。
そういう制度のもとにおきまして、外国たばこと
の競争関係、それから値上げをすれば需要も落ち
てくる、そういう状況の中におきまして、経営を
健全にやつていくというたてまえのもとで専売公
社がいかに経営という立場に立つて価格問題を考
えていくか。その際に、必要欠くべからざる、合

理化によつてもどのようにもできない原価の上昇
による赤字部分というふうなものを、わずかで
ございませうけれども、専売公社にフリーハンドを
与えて経営に対処させることがぜひ必要であると
いうふうに考えたものでございます。
○川口委員 私の聞いている意味は、つまり「経
営手腕をふるう余地を与える」、そのために値上
げの幅を設けておくということの思想はどうかと
いうことを聞いているわけですよ。大臣どうす
るか。
○竹下國務大臣 私も正確に答弁できる自信は
ございせんが、私なりの考え方から申しますと、
今度の改正の中で、まず地方消費税の問題と、そ
して専売納付金というものもこれを国税の一種と
してとらえた場合、その比率を決めて、その後
は労使の経営努力にまかせて、しかもその労使の
経営努力がなされるところのいわば範囲とでも申
しましょうか、そういうものがこの値上げの可能性
の中に含まれておる、そういうふうな理解の仕方
でいかなるものであろうか。したがって、いろいろ
窮屈な問題が出てきました場合に、そういう幅
の中でなお将来にわたつての値上げ等が抑制され
る可能性もあり得るというふうに理解できるでは
ないかと思つております。
○川口委員 よくわからぬですが、一応先に進み
ます。
今度、これを円滑に進めるために審議委員、六
人の特別委員の参加を講ずるような考えがあるの
であります。しかし、審議委員というのは法律
に定めておりました。委員長以下八人になつて
います。そうすると、この特別委員というの
は、法律に定められておる八人プラス六人という
意味なのか、そうでなくて八人以上だとすれば、
現在任期がどういふふうになつてゐるかわかりま
せんが、現在の審議委員を全部かえて新たに六人
を選び直すというのか、その辺はどうですか。
○名本政府委員 現在、専売事業審議会の委員
は、委員長の外八名でございまして、全体で九名
でございまして、この方々はそのまゝにいたしま

して——実は専売事業審議会令で、これは政令でございしますが、特別の場合に別途特別委員を任命することができるとの規定がございしますもので、それから、その特別委員として、専売事業関係者、消費者の方々、そういう方をお願いしたいというところでございします。

○川口委員 それから、この審議委員の任務ですが、これもやはり法律に決められておりまして、時間がないので法律を読むわけにいかぬですが、価格について答申する権限を与えるということは財政法三条の拡大にならないか、むしろ違反にならないかと思うのですが、この点の見解をひとつ簡単にやってみてください。なるか、ならないかです。

○名本政府委員 財政法第三条の現在の規定は、法律に基づいて定めるとの規定になっておりますので、種々検討いたしました、違反にはならないというふうに考えております。

○川口委員 それでまだ疑問があるのは、専売公社法の三十四条の二では、予算の作成、そして大蔵大臣に対する提出、閣議の決定、国会への提出、こういう手順を踏むことになっているわけですね。しかも、これには事業計画や資金計画も含まれるわけでありまして、さらに、三十四条の三にまいりますと、予算総則というものが出ておりまして、収入支出予算及び債務負担行為についても決められておるわけですね。そのほかに、三十四条の四にまいりますと、予算の流用等の経費についても指定されているわけですね。

こうなっておりますと、審議会にいかん価格の答申をお願いしても、それは必ず国会にかかることになるわけですね。それではどうして国会の審議を省略して審議会にかけるようなことで事を済ませようとしたか、その腹筋がわからないのです。そこをひとつ説明してください。

○名本政府委員 特定の事業年度において赤字が発生するというようなことになりまして、先生がおっしゃいますように、一般的に申しまして、値上げをしたかっこうの収入支出予算を作成すると

いうことが行われるというふうに考えます。○川口委員 ですから、審議会にかけてみて、それは事務的には可能かもしれないが、しかし、法律的には何ら効果のないものだ。しかも、手続上も省略ならぬ、予算そのもの、流用そのものを国会に提案しなければならぬ仕組みになっておるので、何ら省略ならぬ、こう考えて私はお尋ねをしたわけでありまして。

次に、もう一つ大事なことは、六ページにこういうことが書いてあるのです。『国鉄のように毎年のような値上げは考えられず、具体的には四・五年に一度程度』だ、こう言っております。しかも、『物価、賃金等の客観指数から構成される一定の方程式で引上げ限度が算出される』、こうなっておりますと、裁量の余地というものはないものだと思うのです。それをどうやって裁量の余地のあるような運用をなさろうとするのか、その点は私、疑問であります。

時間が参りましたので、お答えを得られる時間がないのですが、意見だけ申し上げさせていただきます。これは、これは手数でありまして、あるいはいやな思いもあるでありますが、やはり四年に一度ぐらい三割程度の、つまり値上げを必要とする場合は国会にお諮りするにすることが正しい法律の運用のあり方である。また、現に先ほどの数字を申し上げましたが、そんなに財政的に苦しい立場になっておらぬ、仮に、今回値上げするような状態になったとすれば、そんな窮屈な状態に私はならぬと思うわけでありまして。

したがって、私、最後に大臣に申し上げますが、私の持論であります、国や地方団体の赤字の要因というのは、私は主に支出にあると思うのです。支出に原因があると思うのであります。でありますから、いま一生懸命歳入について御苦勞なさっておるわけでありまして、歳出についての監視、監督、指導を怠りますと、何らこれは意味をなさぬことになるのです。私は、かつてこの席から、この前に大臣に申し上げましたが、未

端においては補助金の不正、あるいは地方団体に於いてはやみ旅費等があるということとを二年前に指摘しておるのです。そういうものについて十分御配慮があらなければならない。あるいは、あるいは、今、世間に騒がれているような、あるいは国会で問題になっているような問題は起きなかったのじゃないか、こういうふうに思いました。私の意見を十分お聞きいただけたら、このことに対し大変残念に思っているわけですね。

○愛知委員長代理 柴田弘君。今回も時間の制約がありまして、質問を打ち切らざるを得ないわけでありまして、どうかひとつたばこそのものに対しては、国民が安心してたばこを吸えるようなそういう供給の体制を整える。財政運営につきましても適切な運営を試みる、また、たばこ等の値上げ等につきましても、安易な便宜的な方法をとらずに、やはり正道を歩んだ法案の取り扱いをぜひお願い申し上げたいというふうに意見を申し述べまして、終わります。

○柴田(弘)委員 今回提案をされましたたばこの値上げ法案、いろいろとお聞きをしてみたいと思うわけでありまして。

大蔵大臣、いままで遠いところで大臣の姿を拝見をしておりました、初めてこうして質問をさせていただきます。機会をいただきました、非常に喜んでおる次第であります。どうかひとつ誠意を持って御答弁をいただきたい、このように思っています。

まず、予算編成と物価の問題につきまして、今回のこのたばこ値上げ法案というものがどのような位置づけであるかということについて、私は数点にわたってお尋ねをしてみたいと思っております。

大臣も御承知のように、昨日、七月から九月にかけては国民所得の速報が発表されました。成長率は前期に引き続きまして実質一・八増の高い水準にあるわけでありまして。しかし、この実質成長の中身をよく見てまいりますと、個人消費の伸びが前期に比べまして減少する一方、経常海外余剰が大幅に伸び率を高めている、つまり輸出

依存への傾斜を強めているわけでありまして。こうした輸出依存によって成長の落ち込みが仮にカバーできたとしても、恐らく海外からはかつてのあの失業の輸出と言われた批判が強まるのではないかと危惧するわけでありまして。

こうした海外からの批判を避けながら経済の安定成長を確保するためには、今後どのような経済運営というものを進めていくのか。財政面、特に昭和五十五年度予算案においてどう大蔵大臣として対応されるか、まずお聞きをしておきたいのであります。

○竹下國務大臣 いま御指摘になりました七・九月期国民所得統計速報、これは今後当然これを踏まえて経済見通しを立てていく貴重な指標の一つになるわけでございます。

したがって、来年の経済見通し全体に対する考え方の御質問でございますが、いまのところという前言置を置いたといたしまして、とにもかくにも民需に支えられまして、一応拡大傾向をたどっております。そしてまた雇用の改善も、漸次ではあります、これもなされておるといふ意味におきましては、特に上半期の模様を見ますと、そうしたような感じがいたすわけでございます。すけれども、さて、その後の特に卸売物価の上昇等からいたしまして、これはまさに石油価格の高騰と円安という外的要因でも申しますか、これが大きなウェイトを占めておりますもの、これは消費者物価にこれが影響が出てくる。そういうことに対しては、物価問題に対しては大いに警戒をして当たらなければならぬ。したがって、いまの時点で私どもが申しておりますのは、景気、物価面にらみという形で経済指標等を基礎にして、これから来年度の経済見通し等は、経済企画庁等からも詰めていくわけでございますけれども、特に物価というものは警戒を置かなければならぬ。一つといたしましては、来る十七日に行われますOPECの総会というふうなもの大いに関心を持って当たっていなければならぬ大きな要素の

一つである、このように考えております。

○柴田(弘)委員 いま大臣から御答弁をいただいておりますが、私は、やはり物価安定というものが今後の大きな一つの政府の政策課題である、このように考えます。大臣もいろいろとお話がありましたように、原油の高騰あるいは円安、こういった問題が今後大きな物価高騰の要因になってくるわけでありまして、それで、政府としてもすでに公定歩合の引き上げ等の措置をとって、こういった物価安定へのいわゆる一つの地歩を固めつつあるというふうに思うわけでありまして、しかし、さらに金融、財政両面からの引き締め政策というものを今後とっていかねばならないのではないかと、私はこういうふうに考えます。

しかし、こういうふうになってきますと、国内需要が不活発になりまして、わが国の経済というのは輸出依存が強まる。こういったことで、やはり物価の安定が一番大事だ。ですから、こういった状況のときに先陣を切ったば値上げ法案を提案されるということにつきまして、私は非常に疑問を持っているわけでありまして、いまいろいろ御質問があったわけでありまして、政府がいまやるべきことは、この物価安定のための対策にどう取り組んでいくか、先陣を切って公共料金とどうすべきか、これは値上げをしていくということですが、これは今後とも物価の高騰の大きな要因になってくるというふうに考えるわけでありまして、大臣、ひとつお考えを聞かせていただきたいと思います。

○竹下国務大臣 ただいま御審議いただいております法案は、言ってみれば、いま執行中でありまして五十四年度予算の財源として御審議いただいておりますわけでございます。いま委員御指摘のとおり、これが五十五年度予算編成に当たって、あるいは電気料金等値上げ申請が出ておりますものも公共料金に対するはすみをつけるではないか、こういう御意見でございます。公共料金全体に対しましては、受益者負担の原則を加味し、しかも

直接五十五年度予算編成に関連する問題につきましては、それぞれの段階でいま検討しておることでございますけれども、私は、不徳のいたすところ今日まで廃案になっていたこの法案でありますけれども、もとより五十四年度の財源として予測をした法律案でございますので、これを提出したことによって各種公共料金へのはね返りのはずみあるいは牽引車になるというふうには理解いたしております。

○柴田(弘)委員 要するに、そのところに大臣の経済見通しの甘さがあるのではないかと思います。いま大臣からもお話がありましたように、御売物価は一五・二%、消費者物価も、当初見込みの中に入るのはないかというふうに予測はされておりますが、先般発表されました東京都内の区部における消費者物価も、原油高騰を反映しまして非常に上がってきておると私は見ております。そういった状況のときに、他の公共料金にこれが波及しないわけはないと思う。あくまでも政府の提案によつてこのたばこ値上げが強行されたという事実は、他の公共料金あるいはまた他のいろいろな石油製品の値上げに大きく波及して行くのではないかと、このように私は危惧をいたしております。それが国民生活の大きな圧迫となつてくるのではないかと、こういうふうに私は考えるわけでありまして、くどいようですが、大臣、もう一度答弁をいただきたい。

○竹下国務大臣 公共料金全体の問題は、五十五年度予算の査定の中で取り上げるものが幾つございまして、それとは別にいたしまして、電気料金等最後は政府が閣僚会議にかける問題もございまして、この公共料金の値上げという問題につきましては、そのときどきの経済情勢を勘案いたしまして行い、また、民間からの申請のありましたものについては査定をする、こういうことになるわけでございます。

公共料金はだれしも上げたくないのでございまして、予測される公共料金の査定の問題等について、本年度の財源として考えたばこ値上

げ法の提出そのものがはずみをつけることはないので、はなからうかと思っております。

○柴田(弘)委員 じゃ、次の問題に移らせていただきますが、まず今回の法案提出、いわゆる財政収入の確保、こういった問題からお尋ねをしてきたわけでありまして、御案内のように、この法案がさきの八十七通常国会におきまして提出された時点においては、大蔵省の見通しでも一兆九千億と言われる今日のような税の自然増収が予測できなかったと私は考えております。また、逆に景気の動向によつては当初予算の十五兆二千七百億円を上回る国債発行さえも検討せざるを得ない、こういったような状況にあったのではないかと、思うわけでありまして、こういった点から申しまして、財政再建が緊急の課題としてあるということは変わらぬといたしまして、五十四年度においてはこのたばこ値上げによる財政収入は年度で二千二百億と言われておりますが、五十四年度内この後の年度末までの残りの月数では、一月から値上げをしても約六百億というふうに考えるわけでありまして、ですから、税の自然増収があったということによつて、今後大きな家計負担あるいは諸物価にはね返つてくるといった現実を踏まえたときに、いまここでこの法案成立を急ぐ必要はないのではないかと、このように考えております。当初予算を審議されたときにも大臣もおっしゃいました、いわゆる民間主導の景気回復によつて徐々に回復されてきておる、しかも、当初予算のときに比べて一兆九千億自然増収をもたらしたというこの現実を踏まえた場合に、当時と比べて経済の基本的な土台が変わつてきておるのではないかと、こういうふうに理解をいたしておるわけですが、大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 五十四年度における自然増収が一兆九千億期待されておるじゃないか、そういうときにこの法案をさらに提出するというのは、むしろ自然増収等でそれらの財源の欠陥は補うべきであつて、これをもつて充てるべきではないではないか、こういう御趣旨の御質問でございます。

いま考えておりますことは、四割と言われる赤字、借金財政をしておる、だから、いち早く国の財政自体が自律回復するためには、まずこれを減らすことに思いをいたさなければならぬ、したがって、来年度予算におきましては今年度の発行額よりも少なくとも一兆円はどうしても減らそう、そういうことによつて財政自体が、好況のときも不況のときもその下支えになり得る自前の力をつけていく、こういうことを基本的な考え方にしておるわけでありまして。

したがって、一兆九千億——これは一兆八千億から九千億と申しておりますが、その上限をとったと仮定いたしまして、この中には国税三税の三二%になります地方交付税が入つてまいりますので、これらは当然のこととして地方へ差し上げなければならぬ、また、その他義務的諸経費の整理すべき問題もございまして。そうして、残ったものをどうするか、こうおっしゃいますと、私もどなたもいたしましては、やはり五十四年度の公債発行額の減額にこれをもつて充てたい。まだ先の話でございますけれども、少なくとも早目早目にいわゆる借金財政からの脱却を図っていききたいという基本的考えを持っておりまして、自然増収は、差し引いたものはやはり公債減額に充てさせていただきます、そして当初予定しておった歳入財源については引き続きこれが入るよう御協力をお願いいたします。こういうのが精いっぱい気持ちでございます。

○柴田(弘)委員 いま大臣のいろいろな御答弁をお聞きしたわけでありまして、公債の減額をする、これについてはやぶさかでございます。しかし、この自然増収というものは、所得税あるいは法人税の伸びが昨年に比べて堅調であつた、つまり、言葉を変えて言えば、国民の皆さんの努力によつてもたらされたものである、このように理解をいたしております。特に、この所得税につきましては、大蔵省でも言つておりますように、これは所得税の減税が実施されなかつた、だから、この点が大きいんだ、このように言っている

わけでありませんが、この五十四年度の税の自然増収一兆九千億、これは国民的な利益とも言えるわけです。また、それが今後の経済運営にも大きくプラスになってくることでありまして、こういう状況のときにあらながら、国民に対して利益を還元するという意味からも、国民に今度は逆に負担をもちたすたばこの値上げについては、そしてまた他の物価に波及すると言われるこの値上げについては、私は理解に苦しむわけでありまして、このように、今回のこの値上げについては、私は、このようなことを言つて恐縮でございますが、大蔵省の財政エゴではないか、こんなように実は考へておるわけでありまして、

細点を次に要しまして、続けて御質問をしていきたいわけでありまして、先般大蔵省は五十四年度の財政試算を発表されました。いわゆる二つの骨格、フレームに分けてまして、AとBを発表されましたが、この中の「税外収入等」の中にこのたばこの値上げを見込んでの増収というものは入っているのかどうか、これをまずお聞きをしておきたいわけでありまして、

○吉野政府委員 先日私どもが作成いたしました五十四年度の財政事情の試算でございますが、この性格から申しまして、歳入もそれから歳出もその中でございまして、個々の予算の内容をいけば査定の積み上げてつくり上げたものではございませんで、平たく申しますと、いわばマクロ的に歳入と歳出の両側の事情をA、B両ケースに分けてお示ししたものでございます。

そういう性格とも関連するわけでございますが、御指摘の税外収入でございますが、これは御指摘のように、ケースAあるいはB、いずれも一兆九千億という数字を掲げてございまして、これを五十四年度の税外収入の数字と比較をいたしますと、約六百億の増という数字になっております。これでございますが、この一兆九千億といふ数字は税外収入の数字そのものは、ほかのものもそうでございますが、積み上げではございません。

そこで、この税外収入は、これも御承知のように、主たる内容は専売納付金あるいは日本銀行の納付金であるわけでございますが、いずれにいたしましても、まだいろいろの不確定要素が多ございまして、具体的に数字が積み上げられない。そこで、この試算におきましては、いろいろな状況を勘案いたしまして、一兆八千四百億というのが五十四年度の当初予算の数字でございますが、この五十四年度の数字とほぼ横ばいという考え方方で置いたものでございまして、いわば百億円単位以下を一兆八千四百から上の方に、平たく申しますと丸めて一兆九千億と仮に置いた数字でございます。その結果といたしまして六百億増という形になっておるわけでございます。

御指摘の、しからば入っているかどうかという点でございますが、五十四年度の一兆八千四百億という数字それ自体が専売納付金を含んでございまして、そのような意味におきまして、無念的にはもちろん五十四年度の一兆九千億という数字の中にも専売納付金は入っており、こういうことでございまして、

○柴田(弘)委員 二一多の値上げを予定しましたこの五十四年度のときは、値上げをするという前提のもとで、概略ですが、恐らくこの一兆八千四百三十一億の中には七千五百億、五月一日の値上げを予定して税外収入を積算されたと思うのであります。五十四年度は一兆九千億、こういう形で出されたわけでありまして、この数字からいいますと、私は当然税外収入の中に値上げを見込んでこの一兆九千億を積算され、計上された、このように考えるわけでありまして、いかがなものでしょうか。

○吉野政府委員 計数的に幾らということはまだなかなかお示しし得る状況ではございませんが、私も現に今日この専売公社法等の改正案の成立を強くお願いしているわけでございます。そういうこともございまして、いずれにいたしましても、考え方といたしましては、この一兆九千億の中に値上げに伴います専売納付金の増は入っているというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○柴田(弘)委員 それで、大臣にお聞きしておきたいわけでありまして、何とか値上げを通してくださいというお気持ちには、いまでもおっしゃった、私はわからぬでもないわけですが、しかし、このフレームを出されたのは十一月三十日だと思ひます。現在まだこの値上げ法案を当委員会において審議をいたしております。この段階において、このフレームの中の税外収入の中にすでに値上げを見込んで試算をされ、発表されたということは、私はこれは国会軽視ではないか、こんなふうに見えるわけでありまして、

しかも、先ほど来議論がありましたように、この法案自体が法定制緩和あるいは財政民主主義というものを後退させるような内容を盛り込んでおる。こういうことをあわせて考へてまいりますと、私はこの法案の提案につきましては二重の国会軽視ではないか、このように言いたいわけでありまして、御所見はいかがでしようか。

○竹下国務大臣 先ほど金丸国対委員長とちよつと話をしておりました、あるいは聞き漏らしたことがあるかと思ひますが、一兆九千億の中に、税外収入の中に入っているというものは、やはり昭和五十四年度の予算の歳入として見積り、それに期待をつないで、引き続き国会で御審議いただいております。こういうものでございまして、政府として提案権を持ち、そしてその中に期待をしておる段階で、それを初めから抜いて出すということとは、国会の審議にゆだねておる今日、ゆだねながらどうでもよいものを出したのじやないかと言われると、かえつてそれこそまた国会に対して失礼なことになるではないかと思ひますので、あくまでも五十四年度財政事情の試算として出したこのケースA、Bでございますが、それについて、これが入つておるといふことが国会軽視という批判には当たらないではなからうかというふうに考へております。ただ、法案そのものでいゆる法定主義に少しもゆとりを持たずということについての御議論はまたこれは別の議論として

あらうと思ひますけれども、試算に対する問題としては、私はそれはそれなりに、お互いの主義主張の相違もございまして、底辺ではそれこそ御理解いただける問題ではなからうかという感じがいたしております。

○柴田(弘)委員 大臣、御答弁いただきましたが、それは大臣のお言葉として私はお聞きしております。これ以上この問題についてやりますと平行線でありまして、私はこれはやはり国会軽視ではないか、このように考へる次第であります。

それから続きまして、先ほどちよつと申しました法定制の緩和という問題でございます。この問題に関連して、やはり大臣にお伺いをしておきたいと思ひますが、本国会におきまして大平総理大臣の御答弁でも明らかになりました。このことにつきましては、もちろん、私たち從來から主張いたしておたわけでございますので歓迎をいたすわけでありまして、しかし、大蔵省は昭和五十四年度の税制改正の要綱、これは五十四年一月十九日の閣議決定でありまして、ここに於いて一般消費税については「昭和五十四年度中に実現できるよう諸般の準備を進める。」このようにされております。一般消費税の導入に非常に意欲的、積極的であつたわけでありまして、しかし、こうした大蔵省の非常に強い意思にもかかわらず、この一般消費税の導入は総選挙を通して国民から拒絶をされました。この事実が国民が財政再建の必要性を認めるにしても、その方途について、特に大蔵省、財政当局が一方的に国民負担を強化することに強い反対を示したものである、このように私は考へるわけでありまして、大臣はどのようにお受けとめになつておるのか、表明をいただきたいわけでありまして、

○竹下国務大臣 ただいま御指摘のように、財政再建の初年度、一歩を足すとしても申しましようか、五十四年度予算には財政再建の手だてとして、いわゆる一般消費税以外の手だてでもってこれに対処していくということが決まつたわけであ

ざいます。

しかし、大蔵省といたしまして、むしろ政府といたしまして申しましたようか、今日まで、いま御指摘になりました五十四年の閣議決定に基づいて諸般の準備を進めてきたわけでございませうけれども、それが今日の段階では、国民の拒絶という表現を委員はなさったわけでございしますが、私の方から申しますならば、十分理解を得るに至らなかった、こういうふうな判断からいたしまして、財政再建初年度の手だてとしてはこれ以外のものとする、こういうことを決めたわけでございします。

○柴田(弘)委員 それで、法定制緩和の問題に入っていきますが、この件につきましては、さきの八十七通常国会で本委員会でも相当重点的に審議を尽くされました。私も議事録を読ましていただきまして、本当に皆さんががんばっていただいたと敬意を表するわけでありますが、しかし、これに対する政府あるいは公社の答弁というものは、私は率直に言ってきわめて説得力に欠けておる、法定制の緩和の必然性というものは認められないう、このように判断をいたすものであります。

この法定制緩和は、法案を見てもまいりますと、一、三倍以内ということで、三〇％以内ということとありますが、公社の経営状態あるいは物価変動率の範囲、そしてあらかじめ専売審議会に諮問をして一定の歯どめをかけ慎重に扱うという条件というものが付されておるわけでございしますが、これは先ほど来大臣も御答弁になっておりますが、これはたゞこの定価の問題、これは財政収入と切っても切り離せない、そういう性格を持っておりますので、この運用面におきまして財政当局の意思が私に大きな比重を占めるものと考えます。この面から言いますと、たゞこの値上げに便乗をした法定制緩和を図るということは、これはやはり先ほど来申しております、国民にそれだけのより以上の負担というものをかけてくると思うのです。ちょうど、先ほど来質問いたしました一般消費税と同じく、国民に対して財政当局が一方的

に増税を押しつけるものではないか、このような理解を私はいたしておりますが、とにかくさきの選挙において、大臣はいま理解を得るに至らなかった、こうおっしゃったわけでありますが、完全に拒絶反応を国民はしておると私は理解をいたします。ですから、こういった増税反対という国民の意思を尊重する意味からも、この法定制の緩和については、この際やはり削除をしたい、このように私は考えておるわけでございします。この法定制緩和の削除を含めまして、値上げの問題は先ほど議論いたしましたので、それは済んだものとして、この問題について対処されるお考えがあるかどうかお聞きをしておきたい、このように思います。

○名本政府委員 法定制の緩和につきましては、これは財政法三条、それから三条の特例法を受けた現在のたゞ定価法の改正に相なるわけでございしますけれども、これは今回別途同じ法律の中で別にお願ひしてございします専売納付金の率を定めるといふ、その制度から出てくる問題に対する解決策であるわけでございまして、これによりまして国の財政収入を上げようというのを目的とするものではないわけでございします。これを発動します場合の条件にもございしますように、公社の経理に赤字が発生するという事態になったときに、公社の経営という面からこの条項を使わしていただくというものでございまして、国の財源の増加を図るというところからこの条項を用いるということを考えているものではないわけでございします。仮に国が専売納付金の増額を図るということをしたといたしますならば、これは専売納付金の率、現在平均しましては五五・五五程度に相なりますけれども、この率を上げさせていただく、いわゆる増税になりますけれども、そういう法律改正を国会にお願ひいたしますという運びになろうか、かように考えます。

○柴田(弘)委員 ちょっと理解に苦しみますが、要するに五五・五の納付金率の設定、これは理解ができます。それがどうして法定制緩和に結びつ

くのですか、一・三という。これは私は理解に苦しみませう。

この問題は、大臣、いわゆる増税に対する大臣の政治姿勢としてお伺いをしていられるわけでございまして、やはり大臣からも私は御答弁をいただきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 私の元来からの考え方から申しますと、やはりいわゆる特殊法人、公社、事業団とでも申しましようか、それは、官僚機構の中でいろいろなものが行われておるわけであります。が、それに企業経営の活力というものを加味して、そのときどきの必要性によってできるものでございします。専売はもろ古い歴史があるわけでございますが、私にはある程度のものであることによつて、むしろ労使でございしますとか、あるいは葉たばこの価格でございしますとか、もろものさういうものの中に一つの許容した、何と申しましようか当事者能力というふうなものがあるのだからできることが、経済運営の活力というものとイコールするものではないか、こういう考え方の上になつております。

○柴田(弘)委員 どうもその当事者能力というのがわかりませんがね。いま一つの問題は、法定制緩和、国鉄運賃の問題あるいはたばこの問題、さらに今後郵便料金等々、この値上げをいま検討されているというふうにお聞きをしておるわけでありますが、やはりこれは今後の財政当局として、あるいは政府としての経済運営、財政運営、そして特に国民生活の負担という問題では重大な関係を持つてくる、こういうふうな考えでおります。

〔愛知委員長代理退席、委員長着席〕ですから、この法定制緩和というものがいわゆる他の公共料金に波及をして一つの慣例化をしていくというところに私は非常に大きな危機を感じております。ですから、いま当事者能力云々という話がありましたが、私はそれではちよつと納得できません。こういった点も含めまして、いわ

ゆる主務大臣たる大蔵大臣としての御見解をお聞きしておきたいというふうに思ひます。

○竹下国務大臣 いま公社の立場からの考え方をちよつと聞いてみたものでございします。それについて答弁がくれたことをおわびいたしますが、私は、まず今回の法律改正によりまして、いわゆる納付金率というものが確定され、そして地方税が確定され、それから手数料が確定され、そしてそのトータルの中でそれが確定された後の中でいわゆる経営努力というものが行われるのには、やはりそこに幾らかの、何と申しましようか、きちつと法律で縛つたものでないものがあることの方が、経営全体の中で自己努力がなされたり、逆に言えば当事者能力というものがその限りにおいてはそれだけ付与されるということになりはしないだろうかという考え方でありませう。

○柴田(弘)委員 そうすれば、国会の審議ということとこれに関連してお聞きしていきますが、つまり三〇％以内であれば、これは国会の審議をしないともしないわけですね。要するに、これはいま言いましたような三つか四つの条件を付帯して、そこまでの緩和措置がとられるわけであります。しかし、私は先ほど来申し上げておりますように、一つは、これは国会審議というものをこういつたものについては国民生活に負担になるという問題において、やはりもっと慎重に取り扱っていくかなければいけないと思ひますし、しかも、これが国鉄がやり、今度公社がやる。これは郵便に恐らく波及してくるだろうというふうには私は思っております。恒例化する、これは大変なことになる。いかに当事者能力云々とおっしゃつても、やはりそういう安易な値上げの道を開く、こういったものについては、私は削除すべきではないか、このような考え方で御質問をしたわけであります。恒例化する、慣例化するということについて、いま一度大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○竹下国務大臣 各種公共料金についてのいわゆる法定主義の本質、なかならず、恐らく柴田委員

のお考えになっているのは独占企業ではないかと
か、そういうような角度、したがってまた、すべ
てを法定主義の中に置くべきものであって、少し
でも外に置くべきものではないという考え方だろ
うと思うのですが、いろいろな公共料金が
ございます。たとえば申しますならば、道路公
団とか公社とか、そういうところのいわゆる利用
料金がございます。そういうものは、大臣の認可
に任せられておるといふようなものもございま
す。したがって、私は公共料金に属するもの全部
が全部法定主義であるべきであるという考え方は
とっておりません。何回か申しましたように、む
しろ専売公社そのものがどんなにしても赤字が生
ずるような事態の中にある種の弾力値を持たして
おくといふこと、そのことが少しでも経営努力と
いふものにつながるものじゃないかというふう
に、私は理解をいたしております。

○柴田(弘)委員 大臣、御答弁をいただきましたが、理解ができません。しかし、時間の関係もありますので、その次に進ませていただきます。

公社の総裁が適当かと思うのですがお聞きしておきますが、今回納付金率の法定化という問題があります。ここで、一つは公社の経営責任というものがあること、これは経営という問題におきまして一層厳しさを増してきたのではないかと、こういうふうに私は考えるわけでありまゝす。もしそういった経営の効果というものが上がらなければ、やはりコストの上昇ということをしてまた安易な値上げに走る、こういった理由にしてまた安易な値上げに走る、こういう危険性があるのではないかと、こういうふうに考えるわけでありまゝす、公社の経営の合理化という観点から、ひとつこの問題についての御答弁をお願いします。

○泉説明員　今回専売納付金率の法定化を行うということは、公社の損益というものがそれによって明確になり、公社の経営責任がはっきりするということです。いうことはもう御承知だと思います。

従来は、専売公社がたばこ事業を行いまして、利益があつた場合にはその利益のうちから納付す

ればいい。そうしますと、公社が経営努力を払って利益がふえたらふえたなりに納付金は納めなければいかぬ、公社が経営努力を余りしなくて利益が減ったら減った額の中で納付金を納めればいいということでありまして、どうも制度としておかしいではないか。公社としましては、もちろん利益の中から納めるという形の方が経営上は楽なんです。しかし、私はそれは消費者に対して、消費者が吸うだばこに一体税金相当分が幾らあるんだということを示さないものでありますし、また公社の経営にとつても、そういう努力をしてもしなくても結果は同じだというような形でなしに、専売納付金を法定化することによって公社としては大いに厳しい状況になる、その厳しい状況のもとで経営努力をするんだということが大切だというふうに考えておる次第でございます。

○柴田(私)委員　それで、その経営の努力という問題であります。先ほど来どなたかの質問に対して総裁もお答えになっておったわけであります。が、いわゆる国内産の葉たばこの過剰在庫の問題が非常に頭の痛い問題で、いつまでたっても、消化できるかわからないという問題があつたわけでありますが、この過剰在庫につきましてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、会計検査院がお見えになっておればお尋ねをしたいわけでありますが、私もこの昭和五十二年度の決算と検査を読ましていただきます。それからまた、いろいろな実情を私なりに調査をしていきますと、この過剰在庫の解消というものは非常に大きな問題があるわけでありますが、しかし、これをこのままよしということで放置しておく問題ではないと思うわけであります。それで、検査院の方から御答弁をいただきたいいわ

けでありますが、この過剰在庫は一体ここ数年だけのような推移を見ているのか、数量、そして金額についてお尋ねします。

それから、この検査院の報告にもありましたのが、過剰在庫による資金の固定化、あるいはまた諸経費の負担というものはどれだけの金額的な負

担になっておるのか、あわせてお尋ねをしておきたいわけにあります。

○正田会計検査院説明員 御答弁申し上げます。まず第一点でございますが、私どもが持つております数値を申し上げますと、国内産業たばこの過剰在庫の数量でございますが、最近五年間の数量と金額につきまして申し上げますと存じます。

まず昭和四十九年度は二万九千トン、金額にいたしまして三百三十億円程度、それから五十年度は四万一千トン、金額にいたしまして五百八十億円程度となつてございます。さらに、五十一年度につきましては七万三千トン、約千二百億円程度となつてございます。それから、五十二年度につきましては九万二千トン、約千五百億円程度になつてございます。さらに、五十三年度は十萬五千トン、千八百二十億円程度になつてござい

それから、第二点の資金の固定化の關係でございますが、こういった過剰在庫によりまして資金が固定化したしておりますために、金利負担などがふえているのではないかという御趣旨の御質問かと存じますが、私どもが理解いたしておりますのは、専売公社が保有しておられます葉たばこは、従来自己資金あるいは無利息の国庫余裕金のも繰りかえ使用によつて賄つておるわけでございまして、外部からの借入金に頼つてはおりませんので、金利負担という問題は生じなかつたものでございます。

それから、過剰在庫を抱えることによって増加する諸経費といたしましては、薬たばこの倉庫業者に保管、寄託することによります保管料が主要なものでございますが、このほかに、たるの購入費あるいは虫害防除のための経費等もございまして、これらを合わせまして、検査報告に特記事項として掲記いたしました五十二年度におきます金額は約二十一億円程度になっているのではないかと本院では推計しておるわけでございます。

○柴田(弘)委員　もう一つお聞きます。

検査をされまして、やはり過剰在庫がこのよう

にできた一つの原因、いろいろな要因はあると思います。私はその点も理解できるわけでありますが、やはり公社の作付に対する技術指導というものが事前の段階において行われなかったということもあるのではないか、このように私は理解をいたすわけであります。その点はいかがでしょうか。

○正田會計検査院説明員 御答弁申し上げます
耕作者の方々に対します指導が不十分であった
のではないかとという御質問でございますが、専売
公社におかれましては、葉タバコの品質回復を図
り、適正な収量となりますように目標収量という
ものを設定したり、あるいは適正な肥料、虫害の
共同防除、こういったような耕作者の方々の指導
に毎年きめの細かい努力をしておられるところで
ございまして、このような努力がより早く行われ
ていれば、先生御指摘のとおり、これはある程度
減少させることができたであろう、このように
私も考えております。しかしながら、その努力
の足りなさというものが直ちに不当とは言えない
と判断いたしました次第でございます。
○柴田(弘)委員 どうもありがとうございます

それで、公社にお聞きますように、いま会計検査院の方から答弁がありましたように、過剰在庫が年々ふえてきておる、これは、先ほど来申しておりますように、いろいろな要因があると思ひます。が、しかし、やはりその中の一つとして、事前の段階においていま一步公社が作付指導等々に十分な配慮をなされておるならば、こういった点も、全部とは言いませんが、解消されたのではないか、こういうふうに私は考えるわけであります。

それといま一つ、こういった過剰在庫を抱えて、これを、先ほど来総裁も答弁なされておったのですが、香料を加味したり、技術を開発したり云々というお話であったのですが、やはりそういった一つの方向への努力というものも、もう一歩していないかなければならない、私はこのように考え

るわけでありませう。今後の公社としての取り組みいかんについてお尋ねをしておきたい、こういうふうに思っています。

○泉説明員 公社がそういう過剰在庫の問題にもっと早く取り組んでおたらよかったのではないかとおっしゃる点はまことにごもっともでありまして、私も反省いたしております。

ただ、言いわけがましくなりますけれども、たばこ耕作面積は、昭和四十一年を最高としまして、その後の農業人口の減少に応じてまして、どんどん減る一方だったわけでありませう。そこで、昭和四十八年から専売公社としましては第一次生産対策というのを講じまして、たばこ耕作農民にたばこ耕作の近代化をしてほしい、その近代化の施設整備のための補助金を出しまして、そして耕作面積が毎年減っていくのを防いでいきたい、こういうことで始めたのであります。ところが、農業のことごとくでございますから、そういうことは始めてもすぐ効果はございません。四十九年も減りまして、五十年にならざるは——実は四十九年に葉たばこの値段が大変上がったもので、これはオイルショックの結果いろんな物価が上がったせいもありませうけれども、それを上げましたためにたばこの収益性が高くなりまして、それじゃたばこをつくらうということ、五十年から耕作面積が増えてまいったのであります。したがって、耕作の近代化をやったほしい、減反が生じているのを何とか歯どめしてほしいと言つて、その口の下ですぐに減反というわけにはまいらなかつたのでありまして、ようやく五十二年から減反をするようにいたしましたのでございませう。その点、御指摘はまことにごもっともでございます。私も、私どもがもっと早くから手を付けておれば事態をそれほど深刻にさせ得なかつたであらうということは反省をいたしております。

今後の対策でございますが、先ほども申し上げましたように、耕作者の方々の経営という問題がございますので、一挙に耕作面積を減らすというわけにまいりません。徐々に減らしながら、農家の

理解と協力のもとにいい品質の葉たばこをつくらせていただく、と同時に、公社の技術改善を行ひまして、香料あるいは加工処理、まあ加工処理にも原料工場での加工処理と製造工場での加工処理といういろいろございませうが、いろいろ工夫をいたしております。それによつて品質のいいたばこをつくらせていく、そしてできるだけ国産葉の使い道を広げていく、こういうことによつて過剰在庫をできるだけ少なく持つていきたい、このように考えておる次第でございます。

○柴田(弘)委員 どうかひとつ耕作者の皆さんの立場を御配慮いただきまして御推進をいただきたい、こういうふうにお願ひをしておきます。

それから、次の問題は文部省にお尋ねをしておきますが、いわゆる非行化と喫煙という関係について文部省としてはどの程度の把握をなさつておるのか、この点をまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○養村説明員 中学生、高校生がどれくらいたばこを吸つていられるかというのは、事柄の性質上大変捕捉しにくいわけでございますが、警察庁の五十三年度の調査によりますと、喫煙によつて捕縛を受けたのが中学生で一万七千人、高校生で十一万八千人と大変多い数字になっております。それから、これは部分的な調査でございますが、東京都の都立高校十六校の生徒に対して喫煙の状況を調べましたところ、男子で二三％、女子で八％が喫煙経験があるというような調査がございませう。

○柴田(弘)委員 それで、いまは高校生の喫煙をお聞きしたわけでありませうが、私、実は警察庁の方から中学生のたばこの喫煙率というところで一つの資料をいただいたわけでありませう。これは昭和五十一年の十月だったと思ひますが、都内の中学校九校、生徒二千二百七人を対象にしてアンケート調査を行った、そして、驚くなかれ、この中学生の三人に一人が喫煙の経験者である、こういう実態が浮き彫りにされておるわけでありませう。一年生では六・七％、二年生で一五・一％、三年生で

一五・七％、このように高学年になればなるほど慣習としてたばこを吸つている少年は多くなつておるわけですが、喫煙経験者が三人に一人、こういう実態を見まして懸念をいたしましたわけでありませう。もちろん、文部省におかれましては中学生あるいは高校生に対してのそういった指導はいろいろなされておるわけでありませうが、このような資料、あるいはいま補導件数のお話もありました、やはりこの補導件数も年々上がつておるわけでありませう。文部省としてもこの問題について相当な力を込めてやらないと大変なことになる、私はこういうふうにお考えしておるわけでありませうが、現在の現状認識とあわせて、現在文部省が取り組んでおられるその取り組みだけでいいのかどうか、あるいはまた、今後何か抜本策というふうなものをお考えになつておられるのかどうか、お尋ねをしておきたいわけでありませう。

○養村説明員 御指摘のとおり、この中学生や高校生の喫煙は非行の問題とかなり関連が深いといひますので、私も、私も生徒の指導上大変大きな問題だと認識しております。いま、どういう形でこの喫煙問題について指導しているかという状況を申し上げますと、たとえば教科の指導では、保健体育の科目の中で、教科書などにもございませうが、たばこにつきまして、呼吸器、消化器、循環器等に害があることとか、ないしは肺がんの原因になるようなこと、とりわけ心身の発達途上にある未成熟な若者に対してはその問題等につきまして記述をいたしております。また、法律で未成年者には禁止されている旨の記述などもございませう。したがって、保健体育の授業を通じてまづ指導するというのが一つございませうし、何より喫煙問題は生徒指導の分野で大変大きな問題でございませう。そこで重点的に指導している。特にホームルームなどではこの問題を取り上げまして討議するといふようなことも多くの学校で行われておると思ひます。

文部省としましては、生徒の喫煙問題というのは大変重要な問題でございませうので、教師用の生徒指導の指導書などを発行しまして、その中でも指導上の問題点も取り上げております。それから、生徒指導講座とかカウンセリング技術講座といふものを私どもで開いておりますが、その中でもこの喫煙問題について取り上げる、先生の学習を進める。さらには、全国各ブロックで生徒指導の連絡協議会をやっておりますが、そういうところで、各学校でどういふ対策をとつたらいいか、喫煙問題についてどのような対策が効果があるかといふようなことの情報交換をいたしたり、研究、討議を進めております。

これは学校教育の分野でも大変重要な問題でございませうが、青少年の喫煙問題につきましては社会とか家庭との協力ということもきわめて大事であるといふふうにお考えをしております。

○柴田(弘)委員 失礼なことを言つて申しわけありませんが、非常に困つていらつしやる。いろいろやつていらつしやるが、そういう喫煙実態といふものが増加してきているという証拠から言へば、私は、非常にお困りになつておるだろう、お手上げの状態ではないか、このように思ひます。これ以上は申しませんが、どうかひとつこの点の抜本策について、今後、おっしゃつたように、家庭あるいは社会、この連帯のもとにお願いをしたい、この要望をしておきたいと思ひます。

それから、時間があつたわけになりましたが、健康と喫煙という問題について公社にお伺ひをしておきますが、先ほどもお話がありましたように、多くの疫学的データから、肺がんなりあるいは呼吸器疾患、脳卒中等々が、健康と喫煙の関係において相関性がある、このように指摘されております。この委員会においても、さきの国会においていろいろと公社が行つておみえになりました。いわゆる委託研究といふものをやはり国民の皆さんの前にひとつ公表して、そして国民の皆さんの健康といふものを守つていくのである、いや必要でない、こういうたような議論があつたように記憶をいたしておりますが、この委託研究をされたものについての公表についての考え方、あるい

は今後の取り組み、これについて簡単にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○小幡説明員 お答え申し上げます。

公社が専門機関に委託しております医学的研究につきましても、研究資料を公開したらどうか、こういう御質問でございますが、この問題につきましては、この研究課題、いろいろございまして、いずれも非常に長期にわたる研究でございます。従来はどうかというふうにしたいと思ひますと、やはり課題がまだ研究途上でございまして、それからもう一つは、非常に専門的、部分的、しかし基礎的なわかりにくい内容でございまして、まだ成果が完結してない途中の段階で切つて外部に公表することは、かえつて誤解を招くのではないかと、こういう問題もございまして、専門的研究者の方自身もそのような御意向でございましたので、実は公社としては、積極的に公表しない、研究者の方がそれぞれ自信を持って論文を学術誌とかそういった学会とか、そういうことで発表されるというふうな方式によつていたわけでございます。

ところが、やはり研究開始いたしましたから、もう相当期間がたつておりますので、そろそろこの辺で公表したらどうかという御意見もございまして、また、一般に、御指摘のように喫煙と健康問題が非常に関心を浴びておりますので、一般の方に研究の状況をお知らせすることも必要ではないかということもございまして、実は何とかわかりやすく公表できないものかと考えているわけでございます。

そういうわけで、専門家の先生方とも相談いたしましたので、そういった内容についていま詰めていくところでございますが、方向といたしましては、研究の状況に應じて、これを公表できるものは研究者の方の御協力を得て公表するような方向に持っていきたい、こういうふうを検討している次第でございます。

○柴田(弘)委員 時間も余りありませんので、その公表の仕方ですね、今後の問題ですが、具体的

に何かあれば教えていただきたい。

○小幡説明員 二つばかりございますが、一つは、現在までの委託研究の経過、それから今後の展望というものをまとめたものでありまして、内容のものを、それでそれを公表するということと、それからもう一つは、毎年その年度の研究の実績が研究者の方から報告書になって概要報告という形で出てまいつておりますので、それが研究者の方が出しているという御理解が得られるならば、内容は非常にむずかしいものでございまして、けれども、それを出したらどうかと考えております。

○柴田(弘)委員 時間が参りましたので、終わります。どうもありがとうございました。

○増岡委員 多田光雄君。

○多田委員 大臣に質問の前に、私、質問をする立場をちょっと申し上げておきたいと思ひます。

それは、先ほど総裁の方からお話がありましたけれども、たばこをのむ人が非常に多いわけですね。それからまた、同じ嗜好品であっても、非常に日常性といひますか、酒のように昼日中から飲んでいくわけにいかないというものではない、どこでものんでいる、そういう性格ですね。そういう非常に大衆的といひますか庶民的な嗜好品だ。そして同時に、それが一〇〇%独占性を持った国の企業がやっている。そこで、このたばこの値上げあるいはまたその制度の改定問題が出てくるわけですね。ですから、これを判断する一つの態度として、やはりそういう国民的な嗜好品ですから、国民の暮らしとかあるいは国民の利益というものをきちんと守っていくことが必要だし、同時に、それに対して政府や当局者がどう政治姿勢でプロテクトするかというところが、私はこの問題に大事な一つの見方じゃないかと思ひます。

あえて私はそれを冒頭に申し上げますのは、実は先ほど大臣がどなたかへの回答に、たばこのいまの値上げは物価の牽引車にはならないのだ、

大きくないのだという御回答だったんです。これは大臣として、とりわけ日本の財政その他を見る大臣のお答えとしては大変不適切で、国民に対して冷たいお答えだ、私はこう思ひます。なぜなら、確かに一つ一つの公共料金の値上げは全体から見ると大きいものではないでしょう。しかしながら、その総体はやはり日本の物価を押し上げていく、プッシュする大きな柱の一つになつていくというところは、これは大臣も御否定にはならないと思ひます。そういう意味から、私はやはりこのたばこの値上げというものを謙虚にとらまえることがいま大事なときじゃないかと思ひますので、あえて冒頭にこういうことを申し上げたわけですね。

そこで、ちょっとその点で、きょうは企画庁の物価局の坂井さんが来ておられますので、お伺いしたいと思ひます。前々回ですか、参議院の議事録を讀ましていただいて、そこで公共料金が消費者物価に与える寄与率というものを述べておられましたけれども、その点もう一度、新しい国会ですから伺つておきたい、こう思ひます。

私のお伺いしたいのは、昭和五十年ごろからの消費者物価の上昇率と、それに対する寄与率ですね、これをひとつあなたの口からもう一度この場で述べていただきたいこと、これが一つ。

いま一つは、いま政府は来年の上半期ぐらいで相当公共料金を値上げしようとしております。それをどこまで公共料金としてつかむかということ、いろいろな異論もあると思ひますけれども、すでにいろいろ発表になったり、また新聞などに公表され、また政府自身が口にしておられるものがどれほど物価に影響を与えていくのか、その二つを述べていただきたいと思ひます。

○坂井説明員 いまの御質問は、昭和五十年以降でございます。

○多田委員 五十一年度でもよろしい。

○坂井説明員 五十一年度でございますが、それ以降の消費者物価指数の上昇とその中の公共料金の寄与度、こういう御質問でございますが、実

はいま手元にその寄与度の詳細な数字がございませんので、至急調べまして、その方はすぐに後刻御回答申し上げますが、とりあえずここにありましては、消費者物価指数全体といたしましては九・四%上昇いたしました。その中で、これは寄与度ではございませんが、公共料金が上がりまして、その上り率が一九・一%でございます。それから五十二年度は、消費者物価が六・七%上がりまして、公共料金部分だけとりますと一六・二%上昇いたしました。五十三年度は全体が三・四%上がり、公共料金だけをとりますと五・五%上がった、こういう結果が出ております。寄与度は後刻申し上げます。

○多田委員 五十四年の見通しはどうですか。

○坂井説明員 五十四年度は消費者物価全体といたしまして四・九%程度の上昇を見込んでおります。公共料金につきましては、これは逆に、申しわけございませんが、寄与度の方が出ておりまして、寄与度は大体一・五%程度というふうに私も見込んでおります。

なお、現在までの推移で申し上げますと、たとえば東京都部の消費者物価指数の速報値、これが十一月まで出ておりますが、一番新しい十一月の東京都部のCPIの方が前年同月比で四・七%でございます。十月以前の指数はそれよりも大体低いレベルで推移してまいりまして、今後いろいろと上昇要因が加わつてまいりまして、今後いろいろと全体としては四・九%、大体その範囲におさまると私は見ております。なお、公共料金につきましては、一・五という寄与度を先ほど申し上げましたが、現在までのところはまだ一には達しておりません。年度全体といたしまして、もう少し高いものにはならないと思ひます。

それから、将来の問題でございますが、いろいろと新聞紙上等で公共料金の値上げという問題が取りざたされておりますが、大部分のものはまだ関係の各省からの相談も来ていない状況でございます。比較的はつきりしておりますのは、御案

内のようにここに提案されておりますたばこ、それから別途提案されております健康保険法の改正に絡むものでございます。

さらに、国会の方には出てまいりませんが、すでに申請が出ておりますものとしてしまして、一つは電力でございます。北海道電力が先般三八％程度の値上げ申請をいたしました。同じ日に沖縄電力が四六％ほどの値上げ申請をいたしました。これは通産省関係でございますが、これもまだ私どもの方に協議という段階には至っておりません。

それから、そのほか運輸省関係で国内航空運賃、この関係がすでに二九％ほど、これは社によって若干幅があるのでございますが、低い方は二〇％台、高い方は四〇％台でございますが、そういう申請がございまして、これは現在運輸省で検討中でございまして、近く私どもの方に協議が参るものと思っております。

それから、その他、新聞報道程度でございますが、たとえばけさの新聞などでは、米、麦、さらに国鉄、郵便料、NHK受信料、さらに沖縄、北海道以外の電力とか大手ガス、こういうものを報道しておりますが、これはまだ申請率などのくらしに落ちつくかも全く決まっておりますんで、私も現時点では、現在のところそれがどの程度の影響を持ってくるかということにつきましては、まだ具体的なことを申し上げる段階ではございません。

それから、いま資料が出てまいりましたので、前後いたしました恐縮でございますが、五十一年度以降の公共料金の寄与度を申し上げます。

五十一年度、公共料金の寄与度は三・一％でございます。先ほど全体の九・四と申し上げたかと思ひますが、その中の三・一でございます。五十一年度は公共料金の寄与度が二・二％、五十三年度は〇・九％でございました。五十四年度は先ほど申し上げましたように大体一・五の範囲内におさまるものというふうに見通しております。

○多田委員 やはり相当な影響があるのです。

同時に、私ここで大臣にもう一度申し上げておきたいのは、こういう公共料金の値上げがとりわけ所得の低い人ほど深刻に影響が出てくるということですね。これはもう時間がありませんで、長々数字を述べられませんで、経企庁の出しているこの「物価レポート」七九年版ですが、これの公共料金の影響、家計に占める割合、こういうものを見てはつきりするわけですね。

また同時に、たばこなんですが、これは大蔵の方で押さえておりますか。たばこが例の収入の五分位階級に分けて五十二年度で第一分、第五分、類でそれだけの違いがあるか、ちよつと述べていただけませんか。逆進性の点を言ってもらいたいです。

○名本政府委員 五十二年度で申し上げてみますと、第一階層の方、一番低いところでございまして、月に千三百二十円、第二階層が千三百六十六円、第三階層になりまして千三百五十一円と下がります。第四階層が千八百四十円、第五階層、最高のところまで千三百四十三円、こういうふうな状況になっております。

○多田委員 その収入比を見て逆進性を示してくれませんか。

○名本政府委員 収入比で申し上げてみますと、第一階層の方が一・一％、第二階層が〇・九、以下順にございまして、〇・七、〇・六、〇・五というふうになっております。

○多田委員 大臣、いまの数字でも第五と第一の間には半分くらいの違いがあるわけですね。しかも、先ほど申し上げましたように、たばこは非常に庶民的なものだというところになりますと、収入が低いほど影響があるということもはつきりしてきたわけですね。

そこで私心配なのは、この経企庁の「物価レポート」七九年版にこういうことが書いてあるのです。「料金制度」そのもので福祉の向上や社会的公正を図ることには、おのずから限界があることは当然です。政府としては、こうした個別的な物やサービスの料金体系で所得再配分を図るより

も累進的な税制や社会保障等を通じて所得の再配分を行った方が、国民経済的にみて効率が高く、負担も公平となり、」こう書いてあるんですけれども、その累進性が最も大衆的な消費費であるたばこにおいてそうですね。それから「社会保障等を通じて」、こうありますけれども、第二次大平内閣は、第一次もそうでしたが、いまの第二次大平内閣は、第一言葉が日常用語になるぐらい。福祉の切り捨てが行われていけばこれがますます一般の庶民、勤労者にとって大きな負担になるといふことを私は冒頭に申し上げておきたいのです。

ですから、たばこの二一％の値上げというそれにかたわらないで、それを含めて公共料金の値上げはこういう深刻な影響を国民に与えるのだということをもまず大臣に申し上げておきたいと思うのです。

さてそこで、今回の法の改正には二つの目的があると私は思うのです。一つは、いま申し上げたたばこの二一％値上げ、もう一つは納付金率の法制化、それからいま一つは定価の法定制緩和の問題、こういう制度改定という二つがあると思うのです。大臣先ほど所信を述べられましたけれども、私も一度確認しておきたいのですが、財政当局としてこの改正案に対して一番期待するものは何でしょうか。

○竹下国務大臣 一番、二番をつけるというわけにもまいりませんが、私は、この制度そのものの改正、すなわち、いわゆる税相当分が明らかになるといふ従来の御議論にかんがみてそういうことにしたという制度そのもの。それからいま一つは、やはり五十四年度の財政の上から、いわゆる収入として期待をしておる、この二つだろうと思ふのです。一番、二番をつけるというわけにはまいりません。

○多田委員 やはり一番大きな理由は、どなたかがさっきおっしゃっていましたが、歳入の安定的な確保、これが財政当局として一番期待することであり、また、その法改正のねらいであることは、先ほど大臣の提案理由説明の趣旨からも

それがうなずけると思ふのです。そういう内容で納付金率の法定化が行われたというふうに私も考えております。

そこで、納付金率の法定化が行われることによって、公社側としては一層働くのに励みができたということだろうと思ふのですけれども、総裁、その辺で納付金率の法定化をやることによって一番公社としてありがたいな、よかったなと思うのはどういふ点ですか。

○泉説明員 まず納付金率の法定化ということ、公社経営にとりましては大変厳しいことでございまして、私どもとしてはそういうものとして受けとめております。ただ、納付金率を法定化されるということが行われますので、いままでは経営をうまくやったら専売納付金がふえたのだとか、あるいは下手だったから専売納付金が減ったのだとか、そういう評価の判定ができなかったわけですね。今度はそういう点が、納付金率を法定化されることによって評価の判定ができることになりまして、その点は、私どもは評価いたしております。

ただ同時に、その成果を上げて専売公社の経営をうまくやった場合に、内部留保がふえるような形が望ましいと思ふのです。これは定価改定を行ったときは内部留保はふえるのでありますが、年々のコストアップでだんだんと内部留保が落ちていって赤字になった場合には、先ほどお話をいたしましたような法定制の緩和をお願いしております。どうしても年々内部留保が減っていく、これは公社の企業努力でそれを克服すべきこととは思ひますけれども、物価の上昇あるいは賃金を上昇させなくてはならないといった問題がありまして、どうもその点は避けられないというところでございまして、私どもとしては、経営責任が明確になったというところだけを喜んでおる次第でございます。

○多田委員 経営責任が明確になったということ、を喜ぶだけであれば、その法定制緩和も私はそんな

な意味がないんじゃないかと思うのですよ。ここでは、先ほど大臣も言われたけれども、甲乙つけがたい内容の制度の改正ということをやられていて、その制度の改正の申身は、納付金の五五・五%を法制化したということ、法定制を緩和したということが二大柱だと思ふのですよ。ただ、總裁あえてそれに触れないというのは、実は一番大事なところに、何か御遠慮なさっているのか、触れておられないわけですよ。私は、それほど必要ないのであれば、法定制の緩和は要らないんじゃないかと思うのです。というのは、この間十二月三日、一昨日ですけれども、新聞を見ましたら、これは確認したわけじゃありませんけれども、このたびは法案を通すので、与党の首脳部の皆さんが、野党の同調を得るのには法定制緩和を外してもいいんじゃないかというのが各紙に出ていたんです。これは大臣は御承知なんでしょう、そういう中身のことは。おたくの党の首脳部の人たちがお話しされたということ。

○竹下国務大臣 私も新聞で承知したところでありまして、具体的にいわゆる党首の発言そのものを確認はいたしておりません。

○多田委員 私がそれを伺いましたのは、財政当局としてやはり五五・五%をばちと安定して取れる、これで尽きるところです。問題は、それを保証する公社がそれを一生生み出してくれるかどうかということであって、主要なことは、法律で五五・五%といったら、財政当局として言えばこの法律の七割、八割の一番肝心なところを押さえたということになるわけです。ですから、与党の皆さんが、私は正直言って確認はできませんけれども、定価の法定制は緩和してもいいというふうに一步譲歩されたということは、まさに与党、政府にとっては一番の勘どころを押さえたというように私も考えるし、一般もそう考えているんじゃないかというふうに私は思うのです。ただ、国会の駆け引きの中でそれがどう使われようとしたかということは私は論じませんけれども、そういう意味で大臣に一つ要望したいことは、

いま時分の経済情勢の中で一〇〇%全部大臣が取りになるというほど大臣は欲張っているわけではないと思うのですけれども、この際、私は法定制の緩和を外して様子を見ていくというのが非常に賢明な措置だと思ふし、またそれが、後で申し上げますけれども、非常に大事なことだと思ふのです。その辺、政府としても一步譲歩されるということはお考えになっておりませんか。

○竹下国務大臣 この法律そのものが五十四年度の歳入に充てるということから提案されたものであります。したがって、その形で今日提案し御審議いただいております限りにおいては、政府としての態度は、原案どおり御承認を賜りたいということがまさにこの提案者としての姿勢ではなからうかというふうに思います。

○多田委員 ですから、その提案者をお願いしているんです。一番肝心なところを吸われたわけですから、少なくともこの法案では。ですから、私は定価の法定制緩和というものがどういう結果になるかということを二、三の点からお申し上げておきたいと思ふのです。

そこで、これは公社側に聞きたいのですが、もし今回二一%値上げしなければだけの純益の減になるのですか。これは大蔵省から出された参考資料によりますと、改定しなければ実効見込みとして五六・二ということになっていきますね。これで間違いないのですか。

○後藤説明員 さようでございます。もし改定がないとするならば、今年度の益金率見込みは五六・二%ということになります。

○多田委員 公社が、たとえば民間、公営を問わず他企業に見られない純益を上げているということだけは、これはだれも否定できないと思うのです。それだけの利益を上げておりながら、しかも、今回二〇%アップする。これはここにもあるけれども、原価が上がって大変だというふうに書かれているのですが、繰り返し言いますけれども、大変な利益を上げて、そして利益を政府に納入しているわけですよ。これだけの利益を上げな

がらなおかつ値上げしていくというのは、一般の企業なら相当遠慮するところなんですよ。ところが、それを遠慮なさらないでさらに二〇%以上値上げて、しかも今度法定制緩和をやっていくと言ふ。これはやはり皆さんは国の要請だということとでそれをおやりになるのだらうと私は思うのです。それ以外の目的はないと思うのです。まさに皆さん、いまはやりの隠し利益を上げるとかいうようなことじゃないかと思うのです。やはり国の財政に寄与するということが至上命令として出ているからじゃないでしょうか。

○泉説明員 お話のとおり、私も益金率としましては五六・二%を上げまして、地方消費税の方は税金としてはつきりいたしております。国に對する納付金の方は、本来税金相当分でありまして、けれども、それがつきりしておらないので今回つきりさせようということでございます。五六・二%でも、その九六・七%は国庫に納めなければならぬのでありまして、私どもの方の利益として残るものではないのであります。したがって、もうけている、もうけているとおっしゃいます。それは税金をかせいでいるのであります。その点どうか御理解を賜りたいと存じます。

○多田委員 私もおっしゃるとおりだと思ふのです。税金かせぎのために、ともかく五五・五%の納付金率を皆さんは、涙を流しながらどうかわからないけれども、それを御承認なさる。そしてそれが赤字を生みますから、やがては原価が上がりますから。だから、当然法定制緩和で、三〇%以内を皆さんの裁量によって値上げしていくということになさったわけですね。

そこで、私は大臣にお伺いしたいのは、問題はここなんです。やはり財政民主主義といふものが、今日の日本は、自民党なら自民党という党派が握っている政府です。その政府が、ある意味では恣意的と言えはかかれるかも知れませんけれども、その政府がみづからつくってきた財政赤字の埋め合わせのために、五五・五%という最も大衆的な消費税に対して頭から棒をつくってしま

う。そしてこれを納入しろと言う。ここにもうすでに――仮に値上げに三〇%の天井があったとしても、その間で値上げしていくならば、三〇%を超す値上げをプッシュしていくわけですからね。私は、値上げの速度は速くなると見ている。国鉄の運賃の値上げをやられてから二年そこそこで四回も上げて、またぞろ値上げというのが出てくるわけですね。これも物価の上昇範圍という枠だったわけですよ。それがインフレぎみでどんどん上がっていくわけですから、ある意味では当然とも言えるわけなんです。そうしてみますと、私はやはり財政民主主義という勘どめがどんなに大事なものであつたかということ国民の立場からいって強く反省していかないと、国鉄で突破されて、さらにまたたばこでやられていくということになりましたら、財政民主主義じゃなくて、財政担当の一つの当局が思うように価格のつり上げをやって税金を取っていくということがまかり通るといふことになるのです。私は、一番恐ろしいのはこれだし、同僚議員がいろいろ御質問なさったこの法定制緩和の一番の心配はやはりここだと思ふのです。この意味でも、少なくとも五五・五%を皆さんがいまこの法案で通そうとなさっている。われわれはこれには賛成できませんけれども、しかし皆さん通そうとなさっている。そうであるならば、せめて法定制緩和ぐらいの恩恵をやつて様子を見るぐらいのことをおやりになるというのが、私はいまのようにインフレ高進きみで物価がどんどん上がって、国民の暮らしが年々大変になっていくという中にとるべき措置ではないかというふうに思ふ。これは先ほどもお聞きしたところですが、再度大臣の見解を伺いたいと思ふのです。

○竹下国務大臣 いわゆる法定制緩和とはいへ、その法定制の原則を崩すということではなく、そこに勘どめはかかっておるわけでございますが、今度のいわゆる制度の改正の中で、一口に申しますならば、納付金というものを利益処分から損失処理に移すということを考えてみますと、公社と

いうものにその経営努力の中で最低限の幅というものがあつた方がむしろ値上げを促進していく要素にはならなくて、その中でさらに工夫、検討されるためには、むしろ私は多田先生とは若干反対の意見を述べておきたいとあります。これは意見、考え方でございますが、同時に、いま政府の責任で提出しております法案については、これが本院で理解をいただいて議していただくことを期待しておるということを公式答弁としてはやはり申し上げなければならぬことであると思ひます。

○多田委員 法定制緩和の問題について次にちょっと触れておきたいのは、果たして公社がそれをして、これはいまの公社、総裁個人を言うのじゃなくて、一体そうなるのだろうかという疑問があるのですよ、大臣は、確かにそれは逆に物価上昇にはならないというふうにおっしゃるのだけれども、例としてはよくないのだけれども、先ほどたばこの害について報告しましたね。これもとてもおかしと思うのですよ。どうばうにどうばうを逮捕させるなをなせたら、五年も十年もかかってできませんね。たばこを売らんかなの公社に対してそのたばこの害を調査しなさいと言ふのは、言う方も酷だし、担当者もおかしい問題なんです。それに膨大な研究費がかかっているのですよ。ちよつと聞きたいのですけれども、どれくらいかかっていますか。

○小幡説明員 委託研究費でございますが、三十二年から五十四年度までの累計で申しますと九億二千五百万円でございます。

○多田委員 それだけの膨大なものを使って結果をいまだに発表しない。発表しない理由は、国民にむづかしいからとか、確とした部分が出ていないからとか、これでは理由にならない。私もいま同じ御回答を参議院の議事録で読んで噴き出してしまったのですよ。それは答弁者の責任じゃないのです。先ほど言ったように、委託すべきでないところに委託して、しかも委託される方も文句も言わないでやっているところに問題があるのです

よ。私はこういう公社の姿勢では本当に信頼できないと思ひますから、あえてこのことを申し上げているわけなんです。

そこで、これもこの間の国会のを見ましたら、総裁が国会審議に大変御迷惑をおかけする、そして国会にかけるとたばこの値上げが遅くなるのだというふうな御回答の一文がありました。まことに率直なお話でいいのだけれども、私は為政者としては逆だと思ふのです。これだけKDDや鉄建、公団や、大蔵にすらもいろいろな問題が波及しているときに、本当に大臣、為政者あるいはまた責任者がはつきりするならば、むしろ国会に出してそこで論議を仰ぐという積極的な姿勢が出ない限り、国民は信頼しないのじゃないかと私は思ふのです。そういう意味で法定制緩和ということをやったという事は、今日の政界、財界全体を含めたこの行政の汚職、不正経理というものを明らかにする政治姿勢、この問題がこういう面でも伸びていくという意味でも、単に財政民主主義という一観念のたおしやられるかもしれないけれども、それを言うだけでなく、当面する行政を本当に民主的なものにしていくという意味でも、私は法定制の緩和というのはよくないと思ふ。むしろ積極的に総裁が出して、時間がかれればかかっている積極的な総裁が出して、現実には五年に一回なり七年に一回上げてきているじゃありませんか。上げてきて、いままでこれだけの膨大な純益を生み出しているのですよ。そうだとすれば、こういう大事なかぬきは絶対外してはならない。この一つだけでも私どもはこの法律案には賛成できないというふうにお考えしております。そういう意味では先ほど政治姿勢について述べたのですが、大臣、いかがでしょうか。

○竹下国務大臣 いまの多田委員のお考えの中で、財政民主主義によるこの法定制緩和という問題とは別の角度から財政再建で国民にいろいろな理解を得なければならぬときに、むしろ政府自体あるいは政府関係機関の中で法定制が緩和されたら財政再建に取り組む姿勢を国民の側が疑うではないか、こういうふうな趣旨に私はとつたわけでございますけれども、私は一つの意見として承つたわけであります。

今度のこの専売公社法の改正というものについて見ますと、制度そのものの改正、すなわちまさに税制と税相当分の明確化というふうなことが、納付金率を法定化したこと等から見ますと、法定制緩和の最小限の幅というものがそれに並行して論議されれば、むしろ理解を深めることができるのじゃないかという認識に私は立っております。

○多田委員 時間がありませんので、もう一つだけ。

法定制緩和が今度は企業努力ということになりますから、内部留保、つまり利益を蓄積していくということ、その面では企業を担当している方は楽しみがふえると思うのです。おれの才覚によって利益がこれだけ上がったというような楽しみがふえるでしょう。しかし、その企業努力というのは、たとえばたばこの品質をよくするとか、宣伝をもつとやるとか、売れ行きをよくするとか、宣伝をしよう。実際にそれ以外にないのですから、そのうなんです。あるいは、どうやってうまく経営をやつて労働生産性を上げていくかということも含めての企業努力になるわけですね。そうすると、往々にして——往々どころじやないのですかね。まずそれが一番来るのは企業の中の従業員なんです。どこでもそうなんです。国鉄でもあれをやられてから相当締めつけが強くなったというのは国鉄労働者の言うことだし、そして中間職制までがその成果を上げるためにきりきり舞いさせられてしまふ。中には板ばさみになって助役で自殺する人が出てくる。これは出てくるのですよ。私はこの点でも、いまの公社のやり方に若干意見があるのです。というのは、これも五月に参議院でわが党の渡辺議員がおたくの労働条件の質問をなさったときです。それをちよつとここで簡単に述べさせていただきますと、渡辺議員の指摘したのは、昭和四十六年三月の公社の調査結果で、調

査対象二万二千人の労働者の中で頸腕障害などの疾患を訴えている人が一千五百五十八人いる、そのうち女性が十一人に一人が障害を訴えている、うち認定されているのが二二人だというのです。これだけ訴えているが認定が二人というのは、ほかのものに比べてみてちよつと少ないですね。そして認定業務、つまり業務上やるかどうかの権利は公社が握っているわけで、渡辺議員の具体的な数字の問題、あるいは医師の選択の自由も余り与えられていない。つまり公社の指定する医師の診療を申請者全員に半ば義務づけているということも出てくるのです。これはよくやる手なんです。医師はお抱えの医師ですから、企業の言うなりにやるのです。こういう労働条件の中で、定価の法定制緩和をやつて、さあ今度は企業努力だ、五五・五五をまず果たさなければならぬという至上命令のもとで、同時に、企業のおもしろみも出てきた、総裁なんか大いにまたひとつ老將にむち打ってがんばられるわけでしょう、結構なんだけれども、それが今度は行くのはそこなんです。やはり価値を生み出すのは生産工程なんです。そうすると、労働者に圧迫が行く。また、果たしてこの人々に対してもさまざまな影響が行くのは私は間違いないと思ふのです。いまからもう手のひらを見るよりもはつきりしているのです。そのときの質問に対しては、余り総裁の御回答は私ども感心する態度ではなかったのです。が、あの問題が出てから、公社としてそういう労災、職業病認定で何らかの手を打たれたでしょうか。

○石井説明員 お答え申し上げます。

先般の参議院で公社の業務災害、特に非災害性の疾病、いわゆる職業病に関しましていろいろ御議論がございました。私どもは職員安全管理、健康管理は最大の関心事といたしまして、いろいろな面で配慮いたしておるつもりでございます。その結果、と申しましてはなんでもございすけれども、たとえば四十八年と五十三年と比べますと、いわゆる業務災害の度数率というものがござ

います、これが約半以下になっております。強度率、これは休んだ日数を掛け合わせて出すわけでございますけれども、強度率は三分の一強ぐらいになっております。

先ほどお話がございました千五百人云々という数字は、これはいわゆる職業病としての頸肩腕あるいは腰痛というところではございまして、頸肩腕あるいは腰の部分に異常を本人の申告で訴えたものの総数でございます。私どもとしては従来から、先ほど申しましたように、そういった点につきましても労働組合とも十分話をいたしまして、そのための労働協約もつくり、またそれに基づきまして細かい細則等もつくりまして、そういったことがまず未然にないように、不幸にして発生いたしました場合には一日も早く治癒、回復できますように、いろいろな手だてを講じておるところでございます。

○多田委員 時間が参りましたので最後に大臣に……

大変短時間ではしよった質問で恐縮でしたけれども、ともかく相次ぐ物価、公共料金の引き上げで、先ほど経企庁にも述べましたけれども、本当にもう目が回るぐらいの公共料金の値上げです。財政がシビアだということであるいろいろな質問も続けましたけれども、息つくひまがないのですよ、正直言って。皆さんも大変でしょうけれども、受ける国民はもっと深刻な状況だというふうに思うのです。やはりどこかで息抜きをつくらなければならぬと私は思う。大臣がどうしても法定制緩和はやめられないというふうにおっしゃるのであれば、たとえば当面の法人税その他の中小企業に対する税率にしても、やはり中小企業、農民に対しては、何らかの恩恵措置をとってやるという措置なんか私が非常に大事じゃないかと思うのです。たばこも上がる、今度は酒も上がる、国鉄もまた上がるのか、授業料も上がるのか、そしてとうとう灯油に至りましては大変な値上がりなんです。

ついでに、私は北海道出身だから大臣に御参考

までに申し上げますと、今度の灯油の値上がりでどれぐらい一般の家庭の出費がかかるか、きょう私は道庁事務所に聞いてみたのです。東京では十八リットルの斗がが基準になりますけれども、北海道は御承知のように二百リットルのドラムなんなんです。一家庭どれぐらい使うか聞きましたら、一冬に平均十本なんです。町工場並みなんです。大体十月の末から四月ぐらいまで。ここの六月に六千二百円ぐらいでしたが、それがいま一万一千円超えていますからね。もう五千円から、高いところは五千五百円ぐらいの値上げ。そうすると、十本といえますと、灯油代だけで五万円からのおしなべての出費になるわけです。春闘で上がった賃金などは帳消しになるのです。そういう物価高であつたついでに、それだけですね。その中で、ぜひひとつ大臣にお考えいただきたいことは、この法律案の法定制緩和、これはぜひやめて、もう少し様子を見るというぐらいの措置をとっていただきたい、それができなければ、何らかの措置をとる必要があるのじゃないかな、私はこう思っております。

大臣は島根県出身でございますね。きょう調べてみましたら、灯油の世帯当たり出費が大きいんですよ。島根も調べてみましたら、これは五十三年十二月ですけれども、東京の千三百二十九円に對して九千五百九十五円、世帯当たり出費が相当高いですね。同じように苦しんでいると思うのです。ですから、そういう意味でぜひ大臣に福祉あるいは減税その他の問題でしかるべき措置をとっていただきたい。あるいは寒冷地に対しては、寒冷地控除とかそういう措置もありますので、そういう何か息抜きの場所をつくる必要があると思うのです。何かございいますか。

○竹下国務大臣 いま多田委員、本日に国民は息つく暇もないということでございますが、私も、就任早々日なお浅しとはいえず、息抜き暇もない状態でございます。御高見を承ることがむしろ私の勉強であつて、この腦みその中をクリアすることになる。私も老骨にむかうつてがんばります。

○多田委員 大臣から老骨と言われると、それじやこっちは何と言つていいのかわからぬのでありますが、先ほど私の要望した点をぜひ御検討くださることを希望いたします。

私の後に正森議員が一言ありますので……

○増岡委員長 正森成二君。

○正森委員 時間のようでございますから、私は一問だけにいたします。

製造たばこ定価法の一部改正によりますと、御承知のように、第二条で「大蔵大臣は、前条の規定にかかわらず、公社の一の事業年度のたばこ事業の損益計算において、損失が生じた場合又は損失が生ずることが確実であると認められる場合として政令で定める場合であつて」云々となつていますね。この「政令で定める場合」というのは具体的にどのようなものを考えておられますか。

○名本政府委員 後段の「確実であると認められる場合」として政令で定める場合」ということでございまして、具体的に申しますと、たとえば前年度の決算がわずかに数億円しか赤字が出ていない。それが翌年度になりましたら、たとえば職員ベースアップでありますとか、あるいは減価償却、これは計算上もう当然出てくるわけでありますが、そういうものを勘案いたしますと、当然赤字になるという場合を想定いたしておるわけでございまして、現実の問題といたしましては、月々の損益試算を行いますから、そういうものを見て決めていく、こういうことに相なると思っています。

○正森委員 同じ条文の中で、値上げの場合に「製造たばこの全部又は一部について、基準最高価格の額に物価等変動率を乗じて得られる額の範囲内において」最高価格を決めるといふのがありまね。このたばこ関係については物価等変動率といふのが出てくるのは初めてだと思ふのです。それについては政令で決めるということ、ちょっと読み上げては政令で決めるようなPQRSとか出てまいります。これは読んでもちよつと速記がでないから読みませんが、たばこの中に占める賃金に關係のある部分、あるいはたばこの葉たば

こに關係のある部分等々四つぐらいに分類をして、それにアップ率を加重平均で掛ける、簡単に口で言うとなればそういうことだと思ふのです。そこで、参考のために伺いたいです。今後物価変動率の範囲内で一・三を限度として上げられるわけですから、昭和四十三年に値上げをして、次に五十年に値上げをして、今度は五十四年です。仮に四十三年を基準年として五十年を考えると、物価変動率は幾らになるのか、あるいは五十年を基準にして五十四年を考えると物価変動率は幾らになるのか、試算ができておれば、それをお示し願ひたい。

○後藤説明員 大変申しわけございませんが、過去四十三、五十年といった時点のいまお話しした計算はいまのところしておりませんので、後刻でも出したいと思ひますが、考え方を申し上げますと、今後、私どもが試算しております一番基本になりますのは、やはり販売数量見込みです。が、これは値上げをしますと三千二十億と見ておりますが、来年は三千億と落ちるだろうと見ておられます。それから一、三千三十億、それから三千六十億というふうな販売数量は伸びるだろう。それで、いまのいろいろな総合的な原価のアップを見ますと、大体五割ないし六割アップで次期赤字になるのが五十八年と私どもは大体見込んでおります。赤字にならないければ財政法三条の趣旨を踏まえた法定最高価格制の暫定価格は決められませんので、それまでの値上げは一切できないわけでございます。

それで、いま先生御指摘の、政令等で定めるもの、これは私どもの原価を分析いたしますと、これは卸売物価連経費と消費者物価連経費、それから賃金指数連経費でございます。それから葉たばこ費でございますが、国内葉たばこ費も大きく分けますと、これは卸売物価と消費者物価、それと賃金連経費になります。それぞれの連経費を全部総計しますと、いままでの私の私どもの実績では、卸売物価連経費がおおよそ三六割ぐらい、それから消費者物価連経費が一六割ぐらい、それから賃

金指数、これは葉たばこが大宗でございまして、葉たばこの半分は労働費でございまして、これが約四四％ということになります。使います指数は、これはあくまでも暫定最高価格の限度でございまして、卸売物価につきましては日銀の卸売物価指数、消費者物価は総理府のCPI、それから賃金は毎勤統計、こういう客観指数を使いまして、そのアップ率、ことしこの値上げが認められますと、この基準年から次期定改は五十九年になりますと、それまでの経年のアップ率を掛けまして、それでウェットは、公社の実際原価を疎明資料として私ども出しますで、そのウェットを何年か平均を大蔵省に採用していただく。それで、いま言った物価等変動率の範囲内が三割という限度がありますから、そのいづれか低い方の範囲内において暫定最高価格が決められる。その中で、私どもは今度は個別の銘柄の原価の上昇度合いとか消費動向で定価申請をする、そういうふうな段取りになります。

○正森委員 よくわかっておりますことまで御説明いただいたのですが、私が質問した趣旨は、次期の値上げは恐らく五十八年あるいは場合によっては五十九年になるだろうということですが、これは物価上昇率がどのくらいになるか、将来のことですからわからないですね。そこで、私は、参考のために値上げが行われた昭和四十三年、五十年、そして現在の五十四年をとって物価変動率というものを計算すればどうなるかというのを見れば、それとたばこの値上げ額との比較において将来どうなるであろうかという推測ができますから、資料を出してください、こう言ったわけですが、事前に事務局に言っておりましたが、急に間に合わない、一兩日かかるということですから、その部分についての質問を留保して質問を終わらせていただきます。

○増岡委員長 玉置一弥君。
○玉置委員 それでは、専売公社法の改定について質問をいたしたいと思います。
今回の改定の趣旨の中で、特に大きなところで

いいますと、財政収入確保のために価格改定をしていきたいと思いますこと、それから専売公社の企業努力というものが明確になるように制度を変えていきたいと思います、その二点だと思えます。

ところが、前回の総選挙、第三十五回総選挙におきまして、自民党から出されました新税増税構想というのが、選挙の結果を見てもおわかりのように、国民の批判を受ける状態になったとわれわれは考えております。そういうところからいきまして、非常に現在財政難と言われておりますその中身はよくわかるつもりでございまして、けれども、しかし、その前にやらなければいけないことがいろいろあるというふうに考えておりますし、また、大蔵省あるいは政府内部でいろいろな打ち合わせ等でお話が出たばかりでございまして、そのお聞きしておりますけれども、そういう事態から考えますと、現在の総選挙前に出されました値上げ法案、こういうものを、やはり新税増税が国民から拒否を受けたというところから考えて、再考すべきではないかというふうに考えるのでございまして、その辺の観点から大蔵大臣の答弁をいただきたいと思えます。

○竹下国務大臣 玉置委員の御質問の趣旨は、私も理解できることが多々ございまして、確かに、私どもの言葉といたしましては、先般の総選挙を通じて政府が一つの新税を議論の対象にしておいた。それが玉置委員は拒否されたという言葉をお使いになりましたが、私どもとしては十分な理解を得るに至らなかった、こういう表現をいたしておるところでございまして、そういう厳しい中にありながら、なお選挙前に廃案になったこの専売公社法を同じものを出すと、その神経、その考え方に對しての見解を問う、こういうことであろうと思うのであります。私も同じものを提案しましたゆえんのものには、これが現在執行されております五十四年度の予算の歳入に挙がっておりますものであるという考えがあることはもとよりであります。

いま一つは、これは政府のみでなく、御提案を

することをチェックする、これは与党の機関もございまして、でございますが、衆参を通じてかなりの時間この法案が審議された。そして一院は、一院とは本院のことでございますが、一応議了していただいたというふうな背景をも踏まえて提出に至った、こういうふうな御理解をしていただきたいと思えます。

○玉置委員 途中で政府が変わったといいますが、与党こそ変わらなければ、事実上内容がほとんど入れかわっているわけですね。前任者、前政府が出した方針が拒否された、われわれはそういうふうに受け取っているのですけれども、それについて全く方針が変わらない、前回選挙前に打ち出された大蔵省なりあるいは政府与党としての方針というものが全く変わらないということだといふ感じでは受け取れるのです。ところが、大平総理あるいはその他の方々、聞きましても、十分与野党の話し合いの場でこれから行政を進めていきたい、そういうお話をされているということ、われわれそういうふうに理解しているわけでございますけれども、その辺をどういうふうに織り込まれていくのか、具体的に言っていたら精神的な面でも結構でございますから、ぜひお聞きをいたしたいと思えます。

○竹下国務大臣 確かに、政府の考えておりました新税が理解を得るに至らなかった。したがって、いわゆる言われております一般消費税というもの、これを財政再建の手法としては五十五年度は用いないという事は、変わったという一つの点でございまして、

それから、総理が申しておりますのは、私もそばにおいて聞いておるんですが、元来議會制民主主義というものは、これは話し合いの場でありまして、したがって、与党というものがいっさい性格のものではないわけでありまして、そして、また、解散前に至るまで、あるいは五十四年度の予算審議の際、私はたまたま予算委員長をして

おりましたけれども、各党間で、部分連合という表現は必ずしも私はとらなかつたのでございまして、部分合意の問題とかいうようなものが種々話し合われたわけでございます。したがって、私どもが、まあ大蔵大臣として申しますと、議會制民主主義の基本として申しますならば、議會制民主主義の基本的なものは、あくまでも話し合いということであるし、そこにはいわゆる政策遂行上部分合意とかいうような問題も当然のこととしてあり得る。それを過去伯仲国会などによって、われわれの体質の中にもそれがしみ込みつつあるのではないかと、こういう認識を持っておることだけを申し上げておきます。

○玉置委員 新税増税に對して、これからいろんな部分でまた議論が出てくると思えますけれども、そういう場合に、与党だけではなくて、ぜひとも野党の考え方というものをできるだけ事前に御聞きをいただきたい、そういうふうな感じののでございまして。

ところで、今回、専売公社の要するに原価上昇というものが専売納付金の額そのものの低下を招いているということが一つの大きな要因でございまして、けれども、原価上昇の中心、どういふものが要因となって圧迫されているのかということ、また、それに対してどのような経営合理化の努力を行われてきたかということ、専売公社の方に御聞きをいたしたいと思えます。

○後藤説明員 総理的には、先ほどほかの委員の先生方からも御質問ございましたが、五十三年度実績では、五十年のこの間定改をいただきました年度から見ますと一二％、それから五十四年度見込みでは一三五％という原価のアップに一応なっております。

この中で、私ども、総原価を一〇〇にいたしました、大体販売管理費が、一般販売費とか、管理費とかが一七から一八％ぐらいでございまして、あと八二、三が製造関係経費でございまして、それで、製造関係経費で申し上げますと、いまその八二の中の五〇％ぐらいが葉たばこ費でござい

○玉置委員　製造原価の五〇％を占める葉たばこということ、年々の価格の決め方が米価と同じく今度の改定によつて上昇分の場合によつては國民に転嫁をされるということになりますね。そういうことからいきますと、やはり価格的にも政策部分というものをある程度明確にするという意味で、片方では農林省が買ひ付けて専売公社の方に支給をして価格を固定化する、要するに専売公社独自で農政部分をカバーしている面があるように思うわけでございますけれども、その辺をやはり全体の農政という意味で見て専売はあくまでもた

ば製造、だから、耕作については農林省というふうな責任分担といえますか。明確にされてはどうか、そういう気持ちから言いたければいいですけれども、なかなか時間がかかることで、いままで明治何年かという非常に長い話でございませうけれども、できるだけそういうふうに値上げの要因というものをこれから明確にしていかなければならないというふうに感じるので、そういう点からちょっと御指摘をしたわけでございします。

それと、九多の人員費というところで一般の製造業にしては非常に少ない、特に三分の一以下に下がっているというふうに感じるのでございしますけれども、やはりこれから固定された人数でいきたいと思います、どうしても人員費が上がってくる、こういうことも一つの値上がり要因だと思っております。通常の場合、人員費を削減するというのが合理化にとつては一番大きな効果があるのでございしますけれども、そういうことだけではなくて、今後十年間というか、十年とは言いませんけれども、先行き、この間の話では、年率五%を上げましたら五年後に欠損になりますという話を聞いておられるわけでございしますけれども、どういうふうな合理化努力というものを考えようとおられるのか。それと行政改革の絡みでございしますけれども、これから年度以降財政支出の規模を抑えるということと行政改革というところに積極的に取り組んでいくという方針を打ち出されておりますけれども、大蔵省として専売公社も含めた行政改革というものをどういうふうにお考えになつておられるのか、まず大蔵省の方からお聞きをいたしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 行政改革に当たるところの基本的な考え方というものは、まさに国民の皆さん方に対して、財政とは入るをはかつて出るを制するということをやつた上でない国民の負担の理解と協力を求めることはむずかしいのじゃないか、こういう考えから行政改革という問題が財政再建問題の大きな柱となつておられることは事実でござい

ます。ただ、これはその行政改革の中身に至りますと、所管しておりますところのいわゆる特殊法人、公社、事業団あるいはまた地方支分部局の統廃合あるいは補助金の整理、そういうようなことがいよいよ具体的な課題としてわれわれにも示されておるところでございします。それを大蔵省の中でどう受けとめていくか、こういうことであります。が、財政再建の一步を足すに足るだけの実効を上げるためにいまだ鋭意検討しておるということでありまして、特にいま玉置さんおっしゃいました専売公社についての考え方という問題もお答えしなければならぬ一つの課題ではなからうかと思つたわけでありします。

この問題につきましては、いろいろ歴史があることでございまして、いろいろな御提言がなされておるといふ内容のものもございします。しかし、新しく行政改革の方針として打ち出されましたに、われわれも慎重ではあるが、これをネグって進むわけにはいかぬ、こういう気構えで今日検討を重ねておるところであります。

○玉置委員 非常に時間がかかることだと思ひます。というのは、特に行政機構は、組織は人なりというところで、人で成り立っているわけでございまして、どうしても人を動かさなければならぬのですけれども、人がいるために仕事がつくられているというふうな部分もあるというふうに感じるのでございします。そういう面から、仕事を中心に考えるというふうな発想を転換しない限り、なかなか進まないというふうな思ひがあるのでございします。しかし、他面では人が余るということも雇用対策というものが生じるわけでございまして、その辺から考えて、やはりある年数という長い目で見ていかなければならぬ。その間、財政的にどうするかという二つの問題があつて、野党なりに非常に心配をされているわけでございしますけれども、そういう意味から本日に早く思ひ切つた方向

を打ち出して手をつけていかなければ、いつまでたつても効果がでないということとございまして、またまた国民に増税新税の提示を行うということになれば拒否を受けるという事態に陥ると思ひます。そういう意味から、できるだけ早く具体的な方向というものをぜひ御提示をお願いしたいと思ひます。

それと、先ほどの専売公社としての独自の、今後の値上げをカバーでき得るくらいに合理化案、腹案、そういうものがどういうふうな考えられておられるのかということをお聞きをいたしておきます。

○泉説明員 専売公社といたしましては、四十三年に長期計画というのを立てまして、その後、中期計画、約五年程度の計画を立ててまいりました。現在のところ、五十一年中計というものが基礎としていま仕事をしておるわけでありますが、私どもとしては、もしこの法案をお認めいただければ定価改定を実施できまして、その後の情勢を踏まえてこの中期経営計画というものを五十六年度以降の計画としてつくつてまいりたい、このように考えておりました、その中におきましては、いまお話しがありましたような合理化計画を織り込んでまいりたい。

これは、先ほど後藤から申しましたように、生産性につきましては、主として高速機械によりまして生産性を上げるということによつてこの十年間で生産性を約二倍に上げております。今後その努力を続けてまいりたい。それから葉たばこの生産については、耕作者に補助金なども出しまして、また耕作指導もいたしまして、できるだけ労働時間が少なくして生産性を上げていたかつたことを考えております。

また、販売の面におきましては、逐次小売店からたばこの希望につきまして電算機処理をいたしまして、そういう事務処理の時間を減らして営業活動を展開する、こういったことも織り込んでまいりたい。それから製造技術の面につきましては、私はそ

れほど詳しくないのでありますけれども、香料であるとか、あるいは熱処理を加えるとかいうようなことによりまして葉たばこをできるだけ品質を上げて、そので上がった製造たばこがよりよい品質のものとして消費者に評価されるような方向に持っていきたい。このような計画を立てていきたい、このように考えておるわけでございします。

○竹下国務大臣 ただいまの専売自体の問題でございしますが、玉置委員からの御質問は、私も、昨日もその御提言をいただいたのでございしますけれども、これは総評、同盟を問わず、民間労組の方々が行政改革に対するある種の試案をお持ちになつております。そうして、話し合いをしているうちに、いまおっしゃつたように、されば人減らしに伴つてそれを民間が吸収するだけの日本に経済体質があるだろうかというふうなことを考えます。やはり国民に密着している政治家の一人としていろいろ考えなければいかぬ点があるということとを私も痛感してきたばかりであります。

そしてまた、行政改革の一環として取り上げております各種補助金の整理というふうな問題につきましても、なるほどその補助金そのものが、あるいは業務委託費とか、そうした形でまさに人のためにつておるといふような性格のものもございします。これらをいま整理しておりますので、これを一括一律削減というものになじむのかどうかというふうなことも十分検討の上で、いまおっしゃつた趣旨で、できるだけ早い機会に計画を出したい、また補助金については予算原案をもつてその答案としたい、こういうふうな考えております。

○玉置委員 合理化について、私も昔、合理化専門にやつていましたもので、ぜひこれだけは注意してもらいたいというものがあつた。単に人を減らすというだけで、過大投資をまず避けていたいただきたい。これはあたりまえなんですけれども、それと、雇用面から考えて、人を異動させるあるいは減らしていくということは時間がかかるのでございしますけれども、すぐまですることがかな

りあるわけでございまして、そういうことを考えますと、人が余れば余った人はどこか一カ所へ、あるいは違う安易な仕事、飯の仕事、そういうもので、わかるようにしていく、これが本当にやらなければというせつ詰まった意識を持たせることになると思ふのです。ぜひ外から見てもわかるような、そういう合理化をお願いしたいと思ひます。

それと、本日一番重要なことなんでございすけれども、今回のいわゆる定価の法定制の緩和についてでございますけれども、これが二つの面で非常に納得がいかないという気持ちがあるのでございます。

一つは、三〇％以内の値上げを国会の承認を受けないでできるということでございます。これが非常に国会軽視といひますか、そういうところにあるというふうな考え、国会を軽視するということとは結局は国民を無視するということになるわけでございます。まあ、一部の審議会委員という方が公平な目でもって審査をされるということでございますけれども、あくまでも法定制の中で対処していただきたい。これは、現在のばこ価格は専売公社法で決められておりますけれども、価格が一たん決まれば、その中の税収の部分、幾らであらうと国民にとってはある程度の負担をしている。そういうことで、たばこ価格そのものが税金と同じ感覚で国民は理解をしているわけでございますけれども、そういう状態の中で、国会の承認なく安易に税金を上げることができるといふふうな国民が理解をしてしまう、そういう危険があるのでございます。その辺はやはり十分考えなければいけないということ、あと一つは、先ほど申しましたように、経営合理化といふこと、これが従来民間企業に比べて非常に進みが悪いといひますか、いま予算の制約というものもございすし、いろいろな要素があるわけでございます。そういう中から進歩が悪かった。それと、やはりこれが損益が明確になるということでございますけれども、たとえば合理化し過ぎて下がり過ぎた

場合どうするかということもこの際明らかにしていただきたいと思います。

それと、従来のいろいろな合理化活動が、自分たちで三〇％以内の値上げができるという部分が頭にあつて、その意欲を減退させないかというふうな懸念があるのでございす。条件的には前回の制度、前回の制度と同じだと思ひますけれども、これが現状の値上げ値上げといふふうななれてまいりますと、そういう危険があるのじゃないかというふうな思ふわけでございます。こういう点から、今回の制度について、今後の決意、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○竹下 國務大臣 委員御承知のとおり、今度は制度そのものの改正でありまして、従来の国会論議等にかんがみ、価格形成方式を明確化し、また、このたびは公社の企業収益分であるかということが非常に明確になるわけでございます。その限りにおいては、私は、その法定外のところに安易に食いつくことにはむしろならないのじゃないか。そして、その制度そのものをそのまま考へてみますと、それでもどうしてもやむを得ず赤字になったような事態になりましたら、やはりある種のフリーハンドを与えておくということの方が私はむしろ経営努力をすることにつながるのではないかというふうに理解をいたしておるところであります。

と同時に、国会軽視の問題でございますが、したがひまして、これは無条件に独占体であります公社にフリーハンドを与えるものではなく、いま委員もおっしゃいました審議会等もございすか、いわゆるこの歯どめというものはそれなりにかかっているというふうな御理解をいただければ幸いである、このように思ひます。

○泉 説明員 私ども、法定制が緩和されたからといって経営がラフになるというふうなことは毛頭考えておりません。先ほど申し上げましたように、中期経営計画をつくってその実施に努めてま

いった結果、先ほど申し上げたような生産性の向上を見せておるわけでありす。したがって、今後ともそういう努力を続けていきたい。ただ、お話をしようとした努力を続けていきたく、また、人員の縮減といふことは政府の御方針として決まっておりますので、私どもはもちろんそれに従つて人員を縮減してまいりつものであります。そういう企業努力は今後も続けてまいりる所存であります。法定制緩和といふのは、結局たばこ産業の中核として専売公社があるわけでありまして、その周辺にはたばこ耕作者もおれば、小売人もおる。関連のフィルターをつくつておる人たちがあつて、ライスペーパーをつくつておる人たちがあつて、たばこの人たちがあつておるわけでありまして、その大ぜいの人たちが、公社が赤字になったときどうなるのだらうという不安を持っておりますわけでございます。

これはいままででございますと、専売納付金は益金の中から納めればいわけですから、益金が減つたら納付金も減るということであつておつたのでありますけれども、今後は納付金率が法定化されますので、納付金は納めたわ、公社は赤字になったといふのは、公社自身もそうでありまして、関連のそういう耕作者初め多くの人たちが大変心配することになるわけですから、その心配をなくするために、赤字になったか、あるいは赤字になることが確実と認められる一定の条件の場合

には法定制緩和を認めよう、これはそういう人々たちを安心させるための一種のセーフガードであらうと私は思つておるのであります。やはりたばこ産業の中核としての専売公社としては、そういう制度を認めていただくことによつて、そういういろいろな関係者との間で仕事をやっていく上において協力を得られることができるもの、このように考えておるのでございす。

○玉置 委員 時間が参りましたので、値上げの際、値上げの際といふのは変ですけれども、公社内部の原価だけではなくて、やはり二十五万人と言われております小売店、業者あるいは葉たばこ生産者、その辺も含めて、もしこの法律が通つたならば話でございすけれども、十分考慮をお願いを申し上げて終わらさせていただきます。あつたときどうなるのだらうという不安を持っておりますわけでございます。

○増岡 委員長 本日は、これにて散会いたします。午後八時十四分散会

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

「第三章 削除	「第三章 支払等(第十六条―第十九条)
第四章 外国為替の集中(第二十一条―第二十六条)	第五章 資本取引等(第二十条―第二十六条)
第五章 制限及び禁止	第六章 対内直接投資等(第二十七―第三十一条)
第一節 債権(第三十条)	第六章の二 外国為替等審議会(第三十二―第三十六条)
第二節 証券(第三十一条―第三十五条)	
第三節 不動産(第三十六―第四十一条)	
第四節 その他(第四十二―第四十六条)	
第五節 外国貿易(第四十七―第五十五条)	
第六章 外国貿易(第四十七―第五十五条)	

に、「第六十九条」を「第六十九条の四」に改める。
二十五条
二十六条
二十六条の二・第六十五条の三」
五十五條

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他
の対外取引が自由に行われることを基本とし、
対外取引に對し必要最小限の管理又は調整を行
うことにより、対外取引の正常な発展を期し、
もつて國際收支の均衡及び通貨の安定を図るこ
とに我が國經濟の健全な發展に寄与すること
を目的とする。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除

第六条第一項中「基」を「基づく」に、「左」を
「次に」に、「左の」を「次の」に改め、同項第七号中
「支払指図」の下に「であつて政令で定めるもの」を
加え、同項第九号を次のように改める。

九 削除

第六条第一項第十一号中「及び類似の証券」を削
り、「並びに利札引換券」を「利札引換券その他
これらに類する証券又は証券として政令で定める
もの」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 削除

第十一条の次に次の一条を加える。

(外國為替公認銀行の外國為替特高等)

第十一条の二 大蔵大臣は、本邦通貨の外國為替
相場に急激な変動がもたらされることを防止す
るため又は外國為替公認銀行の國際信用を維
持するため必要があると認めるときは、外國為
替公認銀行に對し、政令で定めるところによ
り、次の制限を課することができ。

一 外國為替特高等(政令で定めるところにより
算定した外貨資産残高と外貨負債残高との差
額に相當する金額をいう)の限度を指示する
ことその他外國為替業務に關し政令で定める
要件を満たすべきこと。

二 非居住者から受け入れる本邦通貨をもつて
表示される勘定であつて政令で定めるものに
金利を付することを禁止すること。

第三章から第五章までを次のように改める。

第三章 支払等

(支払等)

第十六条 主務大臣は、我が國の國際收支の均衡
を維持するため特に必要があると認めるとき又
はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規
定の確実な実施を図るため必要があると認め
るときは、当該支払又は支払の受領(以下この条
及び次条において「支払等」という。)が、第十八
条第二項又は次章から第六章までの規定により
許可若しくは承認を受け又は届出をする義務を
課することができることとされている取引又は
行為に係る支払等である場合を除き、本邦から
外國へ向けた支払をしようとする居住者若しく
は非居住者又は非居住者との間で支払等をしよ
うとする居住者に對し、政令で定めるところに
より、当該支払等について、許可を受ける義務
を課することができる。

2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、我が
國が締結した条約その他の國際約束の誠実な履
行のため必要があると認めるときは、これと同
一の見地から許可若しくは承認を受け又は届出
をする義務を課することができることとされて
いる取引又は行為以外の取引又は行為に係る支
払等について、本邦から外國へ向けた支払をし
ようとする居住者若しくは非居住者又は非居住
者との間で支払等をしようとする居住者に對
し、政令で定めるところにより、当該支払等に
ついて、許可を受ける義務を課することができ
る。

3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に
より、取引又は行為を行うことにつき許可若し
くは承認を受け又は届出をする義務が課されて
いる場合には、当該許可若しくは承認を受けな
いであつた当該届出をしないであつた取引又は行為
に係る支払等をしてはならない。

(対外取引の支払方法)

第十七条 居住者は、勘定の貸記又は借記による
方法その他の政令で定める特殊な方法により、
居住者とは非居住者との間の取引又は行為に係
る債權債務の決済のため、支払等をしようとする

ときは、政令で定めるところにより、主務大臣
の許可を受けなければならない。

(支払手段等の輸出入)

第十八条 大蔵大臣は、この法律又はこの法律に
基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要
があるとして認めるときは、支払手段又は証券を輸
出し又は輸入しようとする居住者又は非居住者
に對し、政令で定めるところにより、許可を受
ける義務を課することができる。

2 大蔵大臣は、この法律若しくはこの法律に基
づく命令の規定の確実な実施を図るため必要が
あると認めるとき又は國際收支の均衡若しくは
通貨の安定を維持するため特に必要があると認
めるときは、貴金屬を輸出し又は輸入しよう
とする居住者又は非居住者に對し、政令で定め
るところにより、許可を受ける義務を課すること
ができる。

(債券の放棄等)

第十九条 主務大臣は、我が國の國際收支の均衡
を維持するため特に必要があると認めるとき
は、非居住者に對する債權を保有している居住
者に對し、政令で定めるところにより、当該債
權の全部又は一部を放棄し又は免除することに
ついて、許可を受ける義務を課することができ
る。

第四章 資本取引等

(資本取引)

第二十条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行
為(第二十六条第一項各号に掲げるものが行
う行為を除く)をいう。

一 居住者とは非居住者との間の預金契約(定期
預金契約、掛金契約、預け金契約その他これ
らに類するものとして政令で定めるものを含
む。第四号において同じ。)又は信託契約に基
づく債權の發生、變更又は消滅に係る取引
(以下この条、第二十二條及び第二十三條に
おいて「債權の發生等に係る取引」という。)
二 居住者とは非居住者との間の金銭の貸借契約

又は債務の保証契約に基づく債權の發生等に
係る取引

三 居住者とは非居住者との間の対外支払手段又
は債權の売買契約に基づく債權の發生等に係
る取引

四 居住者とは他の居住者との間の預金契約、信
託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又
は対外支払手段若しくは債權その他の売買契
約に基づく外國通貨をもつて支払を受けるこ
とができる債權の發生等に係る取引

五 居住者による非居住者からの外貨証券の取
得又は非居住者による居住者からの証券の取
得

六 居住者による外國における証券の発行若し
くは募集若しくは本邦における外貨証券の発
行若しくは募集又は非居住者による本邦にお
ける証券の発行若しくは募集

七 非居住者による本邦通貨をもつて表示され
又は支払われる証券の外國における発行又は
募集

八 居住者による外國にある不動産若しくはこ
れに關する權利の取得又は非居住者による本
邦にある不動産若しくはこれに關する權利の
取得

九 第一号及び第二号に掲げるもののほか、法
人の本邦にある事務所と当該法人の外國にあ
る事務所との間の資金の授受(当該事務所
の運営に必要な經常的経費及び經常的な取引に
係る資金の授受として政令で定めるところを除
く。)

十 前各号のいずれかに準ずる取引又は行為と
して政令で定めるところ

(大蔵大臣の許可を要する資本取引)

第二十一条 居住者又は非居住者が次の各号に掲
げる資本取引の当事者となるときは、
政令で定める場合を除き、当該各号に定める区
分に應じ、当該居住者又は非居住者は、政令で
定めるところにより、当該資本取引について、
大蔵大臣の許可を受けなければならない。

告に關し必要な事項は、政令で定める。

(通商産業大臣の許可を要する資本取引等)

第二十四条 通商産業大臣は、第二十條第二号に掲げる資本取引(同条第十号の規定により同条第二号に準ずる取引として政令で定めるものを含む)のうち、貨物を輸出し又は輸入する者が貨物の輸出又は輸入に直接伴つてする取引又は行為として政令で定めるもの及び鉱業権、工業所有権その他これらに類する権利の移転又はこれらの権利の使用権の設定に係る取引又は行為として政令で定めるもの(短期の国際商業取引の決済のための資本取引として政令で定めるものを除く)が何らの制限なしに行われた場合には、第二十一條第二号各号に掲げるいすれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに限り、当該資本取引を行う居住者に対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができ。

2 居住者が前項に規定する資本取引の当事者となろうとするときは、政令で定める場合を除き、当該居住者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

3 第一項に規定する資本取引(居住者による非居住者からの金銭の借入契約に係るものとして政令で定めるものを除く)について、前項の規定による届出をした居住者は、通商産業大臣が当該届出を受理した日から起算して二十日を経過する日までは、当該届出に係る資本取引を行つてはならない。ただし、通商産業大臣は、当該届出に係る資本取引の内容その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

4 前条第二項から第八項までの規定は、前項に規定する資本取引について準用する。この場合において必要な技術的調整は、政令で定める。

5 第一項の規定により通商産業大臣が第三項に規定する資本取引(第二項の規定による届出が既にされたものを除く)について許可を受ける義務を課する場合においては、当該資本取引が行われたならば、第二十一條第二号各号に掲げる事態のほか、前項において準用する前条第二号各号に掲げる事態のいすれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められないかについても併せて考慮してするものとする。

6 第一項の規定により通商産業大臣の許可を受ける義務が課された場合には、第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する資本取引のうち当該許可を受ける義務を課されたものについては、第二項から第四項までの規定は、適用しない。

(役務取引等)

第二十五条 居住者は、非居住者との間で次のいすれかに該当するものとして政令で定める取引(第二十九條第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く)を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、主務大臣の許可を受けなければならぬ。

一 役務取引(労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。次号において同じ。)であつて、鉱産物の加工又は鉱業権の移転その他これらに類するもの

二 役務取引又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に關する取引であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行又は国際的な平和及び安全の維持を妨げるものとなることと認められるもの

第五章 対内直接投資等

(対内直接投資等の届出等)

第二十六条 外国投資家とは、次に掲げるもので、次項各号に掲げる対内直接投資等を行うものをいう。

一 非居住者である個人

二 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体

三 会社で、第一号又は前号に掲げるものにより直接に所有されるその株式の数又は出資の金額と他の会社を通じて間接に所有されるものとして政令で定めるその株式の数又は出資の金額とを合計した株式の数又は出資の金額の当該会社の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

四 前二号に掲げるもののほか、法人その他の団体で、第一号に掲げる者がその役員(取締役その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。)又は役員で代表する権限を有するもののいすれかの過半数を占めるもの対内直接投資等とは、次のいすれかに該当する行為をいう。

2 一 会社の株式又は持分の取得(前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び証券取引法第二十一條第一項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社(次号及び第三号において「上場会社等」という。)の株式の取得を除く)。

二 非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社の株式又は持分の譲渡(非居住者である個人から前項各号に掲げるものに対して行われる譲渡に限る)。

三 上場会社等の株式の取得(当該取得に係る当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得をしたものが当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の株式の数と、法人その他の団体で当該取得をしたものと株式の所有關係その他これに準ずる特別の關係にあるものとして政令で定めるものが所有する当該上場会社等の株式の数を合計した株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数

に占める割合が百分の十を下らない率で政令で定める率以上となる場合に限る。)

四 会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意(当該会社の発行済株式の総数又は出資の金額の総額の三分の一以上の割合を占める当該会社の株式の数又は出資の金額を有するものの行う同意に限る)。

五 本邦における支店等の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更(前項第一号又は第二号に掲げるものが行う政令で定める設置又は変更に限る)。

六 本邦に主たる事務所を有する法人に対する政令で定める金額を超える金銭の貸付け(銀行その他政令で定める金融機関がその業務として行う貸付け及び前項第三号又は第四号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付けを除く)でその期間が一年を超えるもの

七 前各号のいすれかに準ずる行為として政令で定めるもの

3 外国投資家は、前項各号に掲げる対内直接投資等を行うとき(相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定める場合を除く)は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならぬ。

4 第二項に規定する対内直接投資等(以下「対内直接投資等」という)について前項の規定による届出をした外国投資家は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行つてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る対内直接投資等に係る事業目的その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

5 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む。以下この項及び次条第一項において同じ)。

が外国投資家のために当該外国投資家の名義により行ないて行つた対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前二項の規定を適用する。
(対内直接投資等に係る内容の審査及び変更勧告等)

第二十七条 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第三項の規定による届出(同条第五項の規定により外国投資家とみなされる外国投資家以外の者による届出を含む。次項及び第八項において同じ。)があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が行われたならば第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがないかどうか、又は当該届出に係る対内直接投資等が第三号若しくは第四号に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該対内直接投資等を行つてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。

二 当該対内直接投資等に係る事業と同種の我が国における事業(関連する事業を含む。)の活動その他我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

三 当該対内直接投資等が、我が国との間に対内直接投資等に関する条約その他の国際約束がない国の外国投資家により行われるものであることにより、これに対する取扱いを我が国の投資家が当該国において行つた対内直接投資等(前条第二項各号に掲げる対内直接投資等に相当するものをいう。)に対する取扱いと実質的に同等なものとするため、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止をさせる必要があると認められるもの。

四 資金の使途その他からみて、届出がされた対内直接投資等の全部又は一部が第二十一条第二項の規定により許可を受ける義務を課されて

れている資本取引に当たるとして当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止をさせる必要があると認められるもの。

2 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第三項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が行われたならば前項第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがあるとき又は当該届出に係る対内直接投資等が同項第三号若しくは第四号に該当する外と認めるときは、第五十五條の二に規定する外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等の届出をしたものに対し、政令で定める変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して同項又は次項の規定により延長された期間の満了の日までとする。

3 第一項に規定する審査に当たり第五十五條の二に規定する外国為替等審議会の意見を聴く場合において、同審議会が当該事業の性質にかんがみ、同項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

4 第二項の規定による勧告を受けたものは、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、大蔵大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

5 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、当該勧告をされたことに従い、当該勧告に係る対内直接投資等を行わなければならない。

6 第四項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該対内直接投資等に係る届出を行つた日から起算して四月(第三項の規定により延長された場合にあつては、五月)を経過しなく

ても、当該勧告に係る対内直接投資等を行うことができない。

7 第二項の規定による勧告を受けたものが、第四項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けたものに對し、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命ずることができる。ただし、当該変更又は中止を命ずることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第一項又は第三項の規定により延長された期間の満了の日までとする。

8 大蔵大臣及び事業所管大臣は、経済事情の変化その他の事由により、前条第三項の規定による届出に係る対内直接投資等が行われても、第一項第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがなく、又は当該届出に係る対内直接投資等が同項第三号若しくは第四号に該当しなくなつたと認めるときは、第四項の規定による対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は前項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。

9 前各項に定めるもののほか、対内直接投資等に係る内容の変更又は中止の勧告の手続その他これらの勧告に関し必要な事項は、政令で定める。

(新株の引受権の譲渡)

第二十八條 第二十六條第一項第一号又は第二号に掲げるもので会社の株式を所有するものは、その所有する株式につき与えられた新株の引受権を他に譲渡することができる。

2 新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の新株の引受権の譲渡は、書面による会社の承諾がなければ、会社その他の第三者に対して対抗することができない。

(技術導入契約の締結等の届出等)
第二十九條 非居住者(非居住者の本邦にある支

店等を含む。以下この項及び第三項において同じ。)及び居住者は、非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更(以下「技術導入契約の締結等」という。)をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等に係る契約の条項その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術につき技術導入契約の締結等をしようとする場合その他政令で定める場合については、適用しない。

3 第一項に規定する技術導入契約の締結等について、同項の規定による届出をした非居住者及び居住者は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る技術導入契約の締結等に係る技術の種類その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(技術導入契約の締結等の変更勧告等)

第三十條 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る技術導入契約の締結等がされたならば次に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該技術導入契約の締結等をしてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。

二 当該技術を導入する事業と同種の我が国における事業(関連する事業を含む。)の活動そ

の他我が國經濟の円滑な運営に著しい影響を及ぼすことになること。

2 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る技術導入契約の締結等がされたならば前項各号に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがあると認めるときは、第五十五条の二に規定する外国為替等審議会の意見を聴いて、当該技術導入契約の締結等の届出をした者に対し、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して同項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

3 第一項に規定する審査に当たり第五十五条の二に規定する外国為替等審議会の意見を聴く場合において、同審議会が、当該事業の性質にかんがみ、同項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

4 第二十七条第四項から第九項までの規定は、第二項の規定による勧告があつた場合について準用する。この場合において必要な技術的脱替えは、政令で定める。

第三十一条から第四十六条まで 削除
第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 外国為替等審議会
(設置)

第五十五条の二 大蔵大臣若しくは通商産業大臣又は大蔵大臣及び事業所管大臣の諮問に依り、外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約に関する重要事項を調査審議するため、大蔵省の附屬機関として、外国為替等審議会(次条において「審議会」という。)を置く。

(組織及び運営)

第五十五条の三 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命し、その任期は二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

4 審議会の委員は、再任されることが出来る。

5 審議会の委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章中第六十九条の次に次の三条を加える。
(対外の貸借及び国際収支に関する統計)

第六十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(主務大臣等)
第六十九条の三 この法律における主務大臣は、政令で定める。

2 この法律における事業所管大臣は、別段の定めがある場合を除き、対内直接投資等又は技術導入契約の締結等に係る事業の所管大臣として、政令で定める。

(経過措置)
第六十九条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章を次のように改める。

第九章 罰則
第七十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下

の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価額の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価額の三倍以下とする。

一 第七条第四項の規定に違反して取引した者

二 第八条の規定に違反して取引した者

三 第九条第一項の規定に基づく命令の規定に違反して取引した者

四 第十条第一項の規定による認可を受けずに外国為替業務を営んだ者

五 第十三条(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による停止又は制限に違反した者

六 第十四条第一項の規定による認可を受けずに両替業務を営んだ者(外国為替公認銀行を除く。)

七 第十六条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けず、又は同条第三項の規定に違反して支払又は支払の受領をした者

八 第十七条の規定による許可を受けず、又は同条の規定に基づく命令の規定で定める特殊な方法により支払又は支払の受領をした者

九 第十八条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けず、又は同条第三項の規定に違反して支払又は支払の受領をした者

十 第十九条の規定に基づく命令の規定による許可を受けず、又は同条第三項の規定に違反して支払又は支払の受領をした者

十一 第二十一条第一項の規定による許可を受けず、又は同条第二項の規定に基づく命令の規定に違反して支払又は支払の受領をした者

十二 第二十一条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けず、又は同条第三項の規定に違反して支払又は支払の受領をした者

十三 第二十三条第一項の規定の適用のある取引につき、第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者

十四 第二十三条第一項又は第三項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に資本取引をした者(第十九号に該当する者を除く。)

十五 第二十三条第五項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して資本取引をした者

十六 第二十三条第七項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

十七 第二十四条第一項の規定に基づく命令の規定による許可を受けず、又は同条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者

十八 第二十四条第三項の規定の適用のある取引につき、同条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者

反してこれらの規定に規定する期間中に資本取引をした者(第十九号に該当する者を除く。)

十九 第二十四条第三項の規定又は同条第四項において準用する第二十三条第三項の規定に違反してこれらの規定に規定する期間中に資本取引をした者

二十 第二十五条の規定による許可を受けず、又は同条の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二十一 第二十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等をした者(同条第五項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

二十二 第二十六条第四項の規定に違反して、同項に規定する期間(第二十七条第一項又は第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間)中に対内直接投資等をした者(第二十六条第五項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

二十三 第二十七条第五項の規定に違反して対内直接投資等をした者(第二十六条第五項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

二十四 第二十七条第七項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

二十五 第二十七条第八項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

二十六 第二十七条第九項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

二十七 第二十七条第十項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

二十八 第二十七条第十一項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

二十九 第二十七条第十二項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

三十 第二十七条第十三項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

三十一 第二十七条第十四項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

三十二 第二十七条第十五項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

三十三 第二十七条第十六項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

三十四 第二十七条第十七項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

三十五 第二十七条第十八項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

三十六 第二十七条第十九項の規定による変更又は中止の命令に違反して資本取引をした者

は中止の命令に違反して対内直接投資等をした者(第二十六条第五項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。)

二十五 第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、技術導入契約の締結等をした者

二十六 第二十九条第三項の規定に違反して、同項に規定する期間(第三十条第一項又は第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間)中に技術導入契約の締結等をした者

二十七 第三十条第四項において準用する第二十七條第五項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者

二十八 第三十条第四項において準用する第二十七條第七項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者

二十九 第四十八条第一項の規定に基づく命令の規定による承認を受けずに貨物の輸出をした者

三十 第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者

三十一 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けずに貨物の輸入をした者

三十二 第五十三条の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

第七十一条 第十條第三項(第十四條第二項において準用する場合を含む。の)の規定による許可を受けずに、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所を新設した者若しくはこれらの業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更した者又はこれらの業務の内容を変更した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第十條第四項(第十四條第二項において準用する場合を含む。の)の規定による届出をせ

ず、又は虚偽の届出をして、外国為替業務又は両替業務を廃止した者

二 第十一條の規定による承認を受けずに同条に規定する取極を結んだ者

三 第十二條(第十四條第二項において準用する場合を含む。の)の規定に違反して取引した者

四 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者(第七十條第十三号に該当する者を除く。)

六 第二十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者(第七十條第十八号に該当する者を除く。)

七 第四十九條の規定に基づく命令の規定に違反して、十分な証明をせず、又は虚偽の証明をした者

八 第六十七條の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第六十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第六十八條第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十三條 法人(第二十六條第一項第二号及び第四号並びに同条第五項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。の)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第七十條、第七十一條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 第二十六條第一項第二号及び第四号並びに同条第五項に規定する団体に該当するものを処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則中第二項から第四項までを削り、第一項を第一項とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の四條を加える。

(非居住者である個人等による株式取得の特例)
第二条 当分の間、大蔵大臣及び事業所管大臣は、非居住者である個人及び外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体(以下「非居住者である個人等」という。が、特定の会社の一定数量以上の株式等(第二十六條第二項第一号に規定する上場会社等の株式その他政令で定める証券をいう。以下同じ。の)取得をすることとなつた場合において次に掲げるいずれかの事

要があるとき、政令で定めるところにより、株式等を発行している会社で当該審査の対象とすべきものを指定することができる。

一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。

二 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

2 前項の「事業所管大臣」とは、同項に規定する取得がされようとする会社の営む事業の所管大臣として、政令で定めるところをいう。

3 第一項の「一定数量以上の株式等」とは、非居住者である個人等が既に所有している特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

居住者である個人等の名義によらないで取得しようとする株式等を含む。の)の数を合計した場合に、当該株式等の数が当該会社の発行済株式の総数に対し百分の二十五を下らない率で政令で定める率以上となる場合の当該株式等をいう。

第三条 前条第一項の規定による会社の指定がされた場合において、当該指定がされた後に非居住者である個人等が当該指定をされた会社の一定数量以上の株式等の取得(第二十六條第二項第三号に掲げる上場会社等の株式の取得を除く。をしようとするときは、政令で定める場合を除き、当該非居住者である個人等は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該取得をしようとする株式等の数量その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならぬものとし、当該取得については、第二十二條第一項の規定は、適用しない。

2 非居住者である個人等が前条第一項の規定により指定された会社の株式等を取得しようとするときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣に對し、当該株式等が同項に規定する一定数量以上の株式等に該当しないかどうかの確認を求めなければならない。

3 前条第三項に規定する一定数量以上の株式等の取得について第一項の規定による届出をした非居住者である個人等は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得に係る株式等の数量その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

4 非居住者である個人等以外の者が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで一定数量以上の株式等の取得については、当該非居住者である個人等以外の者を非居住者である個人等とみなして、

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者、法人その他の団体を含む。以下同じ。が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。の)の数量であつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。に

前三項の規定を適用する。

5 大蔵大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出（前項の規定により非居住者である個人等とみなされる非居住者である個人等以外の者による届出を含む。次項において同じ。）があつた場合において、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得がされたならば前条第一項各号に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該一定数量以上の株式等の取得をしてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

6 第二十七条第二項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四条 非居住者である個人等以外の者が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで株式等の取得（前条第四項に規定する株式等の取得に該当するものを除く。）をしようとするときは、政令で定める場合を除き、当該非居住者である個人等以外の者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該取得をしようとする株式等の数量その他の政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

第五条 次の各号の一に該当する者（附則第三条第四項の規定により非居住者である個人等とみなされる者を含む。）は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、株式等の取得をした者

二 附則第三条第三項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第五項の規定又は同条第六項において準用する第二十七条第三項の

規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間）中に株式等の取得をした者

三 附則第三条第六項において準用する第二十七条第五項の規定に違反して株式等の取得をした者

四 附則第三条第六項において準用する第二十七条第七項の規定による変更又は中止の命令に違反して株式等の取得をした者

2 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第三条第二項の規定に違反して株式等の取得をした者（同条第四項の規定により非居住者である個人等とみなされる者を含む。）

二 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、株式等の取得をした者

3 法人（第二十六条第一項第二号及び第四号並びに附則第二条第三項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してそれぞれ第一項又は前項の罰金刑を科する。

4 第二十六条第一項第二号及び第四号並びに附則第二条第三項に規定する団体に該当するものを処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（外資に関する法律等の廃止）

第二条 次に掲げる法令は、廃止する。

一 外資に関する法律（昭和二十五年法律第百

六十三号）

二 外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）

（経過措置）

第三条 この法律による改正前の外国為替及び外国貿易管理法（以下「旧法」という。）第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条又は第三十五条の規定に基づき認められ又は許可を受けた取引又は行為については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条又は第三十五条の規定によりされている申請に係る取引又は行為については、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

第四条 この法律による廃止前の外資に関する法律（以下「旧外資法」という。）第十条、第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の認可（次項の規定によりなお効力を有するものとされるこれらの規定による認可を含む。）を受けたものが、この法律の施行後において、当該認可を受けたところから従つて行つた取引又は行為であつて、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易管理法（以下「新法」という。）第二十六条第二号、第四号若しくは第五号若しくは第二十六号第二項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる取引若しくは行為又は新法第二十九条第一項に規定する取引若しくは行為を行つたときは、新法第二十九条第一項、第二十六号第三項又は第二十九号第一項に規定する届出については当該届出がされたものと、新法第二十三条第一項、第二十六条第四項又は第二十九号第三項に規定する取引又は行為を行つたものとなし、新法第二十六条及び第二十九条第二項の規定を除く。）を適用する。

2 この法律の施行の際現に旧外資法第十条、第十一号第一項、第十二号第一項、第十三号第一

項、第十三条の二又は第十三条の三の規定によりされている申請又は届出に係る取引又は行為については、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

3 旧外資法第十三条の二に規定する株式等の取得の日又は旧外資法第十三条の三に規定する対価等若しくは対価等の請求権の取得の日がこの法律の施行前であるものについては、これらの規定（旧外資法第十三条の三に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

4 新法第十六条の規定は、この法律の施行前に、旧外資法第十五条、第十五条の二、第十六条又は第十七条の規定により認められたものとされた外国投資家のこの法律の施行後における外国へ向けた支払については、適用しない。前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧外資法第十三条の二又は第十三条の三の規定により指定又は確認を受けたもののこの法律の施行後における外国へ向けた支払についても、同様とする。

5 新法第二十六条第三項の規定は、同条第二項第二号に掲げる譲渡のうち、この法律の施行の日前より引き続き適法に所有する会社の株式又は持分の譲渡については、適用しない。

第五条 この法律による廃止前の外国人の財産取得に関する政令（以下「旧財産取得令」という。）第三条第一項の規定に基づき認可を受けた取引又は行為については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧財産取得令第三条第一項の規定によりされている申請に係る取引並びに当該取引に係る確認及び報告については、旧財産取得令第三条第一項、第七条及び第八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

第六条 旧外資法第九条の二第一項の規定により

開設された外国投資家預金勘定の残高の払戻しその他必要な事項については、政令で定める。

2 旧外資法第十四条第一項の規定により付された条件及びその変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条 旧法、旧外資法又は旧財産取得令の規定による処分不服がある場合の異議申立て又は審査請求については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(企業再建整備法の一部改正)

第九条 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「外国人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)」を削る。

第十条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正

第二十八条の九第五項中「外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)第十一条」を「外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二十八号)第二十六条第三項」に、「同法第三条第一項第一号」を「同条第一項」に改める。

(外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部改正)

第十一条 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(昭和二十四年政令第三百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

にする供託の特例に関する政令の一部改正

第十二条 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令(昭和二十五年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(ドイツ財産管理令の一部改正)

第十三条 ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

(外国為替資金特別会計法の一部改正)

第十四条 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外貨証券及び外貨債権」を「及び外貨証券並びに外貨債権(外国において又は外貨をもつて支払を受けることができる債権(同項第十三号に規定する債権をいう。以下同じ。))」に改める。

(旧外貨債権処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部改正)

第十五条 旧外貨債権処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第十六条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 削除

第二条第一項中「国際復興開発銀行等」を「国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。以下「国際復興開発銀行等」という。))」に改める。

第三条第二項を削り、同条第三項中「引渡債券の下に「国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等」に引き渡すための債券をいう。以下同じ。」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(印紙税法の一部改正)

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄2中「外国為替及び外国貿易管理法第二十七条から第三十条まで(支払及び債権に関する制限及び禁止)の規定に基づく政令で定められた非居住者自由円勘定」を「外国為替及び外国貿易管理法第六條第一項第六号(定義)に規定する非居住者の本邦にある同法第十一條(業務上の取極)に規定する外国為替公認銀行に対する本邦通貨をも

つて表示される勘定」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十八条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条及び第九十三条 削除

(大蔵省設置法の一部改正)

第十九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 指定証券会社(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)に規定する指定証券会社をいう。)を指定すること。

第十三条第十四号中「(昭和二十四年法律第二百二十八号)」を削る。

第十七条第一項の表外資審議会の項を次のように改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第六号の五中「技術援助契約」を「技術導入契約」に、「株式等の取得に關し認可を与えること」を「株式等の取得に關し必要な命令をすること」に改める。

第九條第十四号中「技術援助契約」を「技術導入契約」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第十五号中「財産の取得」を「財産の取得等」に、「行なう」を「行う」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号の七中「技術援助契約」を「技術導入契約」に、「株式等の取得に關し、

大蔵大臣若しくは通商産業大臣又は大蔵大臣及び事業所管大臣の諮問に應ずる、外国為替及び外国貿易管理法の規定による外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約に關する重要事項について調査審議すること。

「技術導入契約」に、「株式等の取得に關し認可を与えること」を「株式等の取得に關し必要な命令をすること」に改める。

第九條第十四号中「技術援助契約」を「技術導入契約」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第十五号中「財産の取得」を「財産の取得等」に、「行なう」を「行う」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号の七中「技術援助契約」を「技術導入契約」に、「株式等の取得に關し、

大蔵大臣若しくは通商産業大臣又は大蔵大臣及び事業所管大臣の諮問に應ずる、外国為替及び外国貿易管理法の規定による外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約に關する重要事項について調査審議すること。

認可を与えること」を「株式の取得等に関し、必要な命令をすること」に改める。

理由

最近における国際経済情勢の推移及び我が国が開放経済体制をとることをその基本的姿勢として、このことにかんがみ、外資に関する法律を外国為替及び外国貿易管理法に統合するとともに、これまで原則的に禁止する建前とされていた資本取引、役務取引等の対外取引について原則自由の建前に改め、預金契約に基づく債権の発生等に係る取引等特定の資本取引等に限って大蔵大臣等の許可を要するものとし、金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引等特定の資本取引等については我が国の国際収支の均衡の維持の必要がある場合等特定の場面に限って大蔵大臣等の許可を要するものとする。技術導入契約の締結等特定の取引又は行為については原則として事前届出をもつて足りるものとする等、対外取引について必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展を期するとともに国際収支の均衡及び通貨の安定を図り、我が国経済の健全な発展に寄与する見地から所要の改正を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案

日本専売公社法等の一部を改正する法律

(日本専売公社法の一部改正)

第一条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三條の二十四」を「第四十三條の二十五」に改める。

第一条中「たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第二百三十五号)」の下に、「製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)」を加え、「基き」を「基つき」に、「当る」を「当たる」に改める。

第四条の二第三項中「第四十三條の十三第三

項の規定による積立金」を「第四十三條の十三の二第一項の規定による利益積立金及び同条第三項の規定による資本積立金」に改める。

第九條第二項中「第四十五條第二項」の下に「並びに製造たばこ定価法第二條第四項」を加え、「の外」を「のほか、専売事業及び」に改める。

第二十七條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第七号中「の外を」の「ほか」に改め、「たばこ耕作組合法」の下に、「製造たばこ定価法」を加える。

第四十三條の十三を次のように改める。

(専売納付金の算定の方法及び納付)

第四十三條の十三 公社は、たばこ専売法第二十九條第一項に規定する小売人(以下「小売人」という。)に売り渡した製造たばこ及び国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこにつき、毎事業年度、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(以下「専売納付金」という。)を翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。

一 製造たばこ定価法第一條第一項の表に定める当該製造たばこの種類及び等級(等級については紙巻たばこに限るものとし、同條第二項に規定する紙巻たばこ及び輸入紙巻たばこの等級は、同條第一項の表に定める一級品とみなすものとする。)の別に応じ、たばこ専売法第三十四條第一項の規定に基づき定められた製造たばこの小売定価に当該製造たばこの数量(包装単位ごとの数量をいう。)を乗じて得た額に、別表に定める率を乗じて得た額の合計額に相当する金額

二 公社が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四條の規定に基づき納付した道府県たばこ消費税の額及び同法第四百六十四條の規定に基づき納付した市町村たばこ消費税の額の合計額に相当する金額

2 製造たばこの小売定価が改定された場合において小売人が製造たばこを現に所有するときは、当該改定の日の属する事業年度の専売納付金の算定については、当該製造たばこは当該改定の日に当該改定後の小売定価により公社から売り渡されたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、専売納付金の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 大蔵大臣は、第一項の規定による専売納付金の一部を、政令の定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十三條の十三の次に次の一條を加える。

(利益及び損失の処理等)

第四十三條の十三の二 公社は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、これを利益積立金として積み立てなければならぬ。

い。ただし、繰越欠損金があるときは、その利益を繰越欠損金の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額を利益積立金として積み立てなければならぬ。

2 公社は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならぬ。ただし、利益積立金があるときは、これを減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額を繰越欠損金として整理しなければならぬ。

3 資本取引により生じた額は、第四條の二第二項の規定による資本金の増加の場合を除き、その都度資本積立金として整理しなければならぬ。

附則第四項中「第四十三條の二十二」を「第四十三條の二十三」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第四十三條の十三關係)

種類	等級			率
	一級品	二級品	三級品	
紙巻たばこ				
刻みたばこ				
パイプたばこ				
葉巻たばこ				
	千分の五百六十五	千分の五百五十五	千分の四百四十五	千分の三百十
	千分の五百			
	千分の五百五十五			

(たばこ専売法の一部改正)

第二條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一條」を「第六十一條の二」に改める。

第二十七條に次の一項を加える。

2 公社の製造する製造たばこの種類、等級及び品質については、別に法律で定めるところによる。

第三十四條第一項中「公社は」の下に、「別に法律で定める製造たばこの最高価格の範囲内において」を加え、「小売定価を」を「品目ごとの小売定価を」に改め、「この小売定価中」は、「この下」に「当該製造たばこに係る日本専売公社法第四十三條の十三第一項に規定する専売納付金の額の算定の基礎となる額並びに」を加え、「それれ」を「それぞれ」に改める。

第七十一條中「左の」を「次の」に改め、同條第

四号中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

（製造たばこ定価法の一部改正）
第三条 製造たばこ定価法（昭和四十年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表紙巻たばこの項中「八五円」を「一〇〇円」に、「六〇円」を「七五円」に、「四〇円」を「五〇円」に改め、同表パイプたばこの項中「二〇円」を「三二円」に、「六〇円」を「七二円」に改め、同表葉巻たばこの項中「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同条第二項中「百五十円」を「百八十円」に改める。

第二条を次のように改める。

（最高価格の特例）

第二条 大蔵大臣は、前条の規定にかかわらず、公社の一の事業年度のたばこ事業の損益計算において、損失が生じた場合又は損失が生ずることが確実であると認められる場合として政令で定める場合であつて、同条第一項に規定する種類ごと、等級別の製造たばこ（同条第二項に規定する紙巻たばこに該当するものを含む。以下次項までにおいて同じ。）の最高価格（以下「基準最高価格」という。）を上回る最高価格の範囲内で製造たばこの品目ごとの小売定価が決定されるのでなければ、公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができないと認めるときに限り、製造たばこの全部又は一部について、基準最高価格の範囲内において、基準最高価格に代わる製造たばこの種類ごと、等級別の暫定的な最高価格（以下「暫定最高価格」という。）を定めることができるものとする。

2 大蔵大臣は、暫定最高価格を定めた場合において、なおこれを上回る最高価格の範囲内で製造たばこの品目ごとの小売定価が決定されるのでなければ、公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができない

いと認めるときに限り、製造たばこの全部又は一部について、基準最高価格の範囲内において、当該暫定最高価格を改定することができるものとする。

3 前二項に規定する物価等変動率とは、基準最高価格が定められた日の属する事業年度以後の経過年数並びに改定で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

4 大蔵大臣は、暫定最高価格を定めようとするときは、又は暫定最高価格を改定しようとするときは、あらかじめ、日本専売公社法（昭和二十三年法律第百五十五号）第九条第一項に規定する専売事業審議会の議を経るものとし、当該暫定最高価格を定めたとき又は当該暫定最高価格を改定したときは、これを公告するものとする。

5 大蔵大臣は、暫定最高価格を改定した場合において、第二項に規定する事情と同様の事情が認められるときは、同項の規定により改定された暫定最高価格を改定することができるものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「暫定最高価格を定めた場合」とあるのは「暫定最高価格を改定した場合」と、「当該暫定最高価格」とあるのは「当該改定された暫定最高価格」と、第四項中「暫定最高価格を定めようとするとき又は暫定最高価格を改定しようとするとき」とあるのは「改定された暫定最高価格を改定しようとするとき」と、「当該暫定最高価格を定めたとき又は当該暫定最高価格を改定したとき」とあるのは「当該改定された暫定最高価格を改定したとき」と読み替えるものとする。

7 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による暫定最高価格は、それぞれ基準最高価格に一・三を乗じて得られる額を超えることはできない。

第三条中「あわせて」を「併せて」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。
（製造たばこの品目ごとの小売定価の決定）

第三条 製造たばこの品目ごとの小売定価の決定に当たつては、公社が日本専売公社法第四十三条の十三第一項に規定する専売納付金並びに地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）第七十四条に規定する道府県たばこ消費税及び同法第四百六十四条に規定する市町村たばこ消費税の納付を行うとともに、たばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができるよう、基準最高価格又は暫定最高価格（前条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による暫定最高価格を含む。）の範囲内において、原価並びに品質、規格及び消費の動向等を勘案して行うものとする。

附則に次の一項を加える。

4 日本専売公社法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）の施行の日において、同法第三条の規定による改正後の製造たばこ定価法第三条に定める小売定価の決定の要件に適合しない製造たばこで直ちに当該要件を満たすことが困難であると認められる特別の事情のあるものについては、大蔵大臣の承認を得たものに限り、当分の間、同条の規定（小売定価の決定の要件に係る部分に限る。）は、適用しない。

（関税定率法の一部改正）
第四条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第十四条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「日本専売公社又はこれらの」を「又はその」に改める。

別表第二四・〇一号中「三五五」を「無税」に改める。
別表第二四・〇二号を次のように改める。

二四・〇二		製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
		製造たばこ	
		（たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第三条（専売権の実施）の規定に基づく専売権の実施の用に供されるもの	
		A 紙巻たばこ	
		B 葉巻たばこ	
		C パイプたばこ	
		D その他のもの	
		（二）その他のもの	
		A 紙巻たばこ	
		B 葉巻たばこ	
		C パイプたばこ	
		D その他のもの	
		二 たばこのエキス及びエッセンス	
		A 製造たばこ用の巻紙用紙	
		無税	
		二〇%	

別表第四八・一〇号中「二〇%」を「無税」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の日本専売公社法第四条の二、第四十三條の十三(別表を含む。)及び第四十三條の十三の二の規定は、昭和五十四年度以後の事業年度の専売納付金の納付及び決算については適用し、昭和五十三年以前以前の決算については、なお従前の例による。

(製塩施設法の一部改正)

3 製塩施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三条第六項を削る。

第六条第二項中「及び第六項を削り、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「左の」を「次の」に改め、同条第十七号中「の価格」の下に「及び製造たばこ定価法」昭和四十年法律第二百二十二号)の規定による暫定最高価格」を加える。

第十七条第一項の表専売事業審議会の項中「行い、その他」を「行うとともに、製造たばこ定価法の規定による暫定最高価格の決定並びに専売事業及び」に改める。

理 由

製造たばこの原価の上昇に対処し、財政収入の確保を図るため、製造たばこの小売定価の最高価格の引上げを行うこととするほか、製造たばこの価格形成方式の明確化を図り、あわせて財政収入の安定的確保及び日本専売公社の自主性の向上とその経営の効率化に資するため、製造たばこの品目ごとの小売定価に占める専売納付金及び地方た

ばこ消費税の額の割合が法律上明らかになるように専売納付金の算定方法を改正し、輸入製造たばこの関税率を改定するとともに、製造たばこの最高価格に関する特例を設ける等日本専売公社法及び製造たばこ定価法その他関係法律について所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十四年十二月十八日印刷

昭和五十四年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D